

精華町地域防災計画

風水害対策編

令和6年3月

精華町防災会議

目 次

総 則

予防計画

応急計画

復旧計画

総 則

目 次

第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の理念.....	1
第3節 計画の修正.....	2
第4節 計画の用語.....	2
第5節 計画の周知徹底.....	2
第6節 計画の運用.....	2
第7節 計画の円滑化.....	2
第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第1節 精華町.....	4
第2節 京都府.....	5
第3節 指定地方行政機関.....	6
第4節 自衛隊.....	6
第5節 指定公共機関.....	7
第6節 指定地方公共機関.....	8
第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者.....	8
第3章 精華町の概況.....	10
第1節 地勢.....	10
第2節 気象特性.....	10
第4章 風水害の履歴と災害特性.....	11
第1節 風水害の履歴.....	11
第2節 風水害の災害特性.....	11

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、精華町防災会議が作成する計画であって、精華町の地域に係る総合的な防災計画を策定し、行政と住民が一体となって風水害及び地震に強いまちづくりを進め、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する協働総合防災を目的とし、基本目標として次の事項を掲げる。

- 人命の保護が最大限図られること。
- 精華町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 迅速な復旧・復興に資すること。

この基本目標を達成するため、協働総合防災を基本的考え方とする。

- 1 災害関係諸法及び「精華町国土強靱化地域計画」に基づき、国・府の活動に密接に連携して防災諸活動を行う。
- 2 「地区防災計画」策定をはじめとする防災諸活動を通じ、住民の「自らの町は自ら守る。」精神を涵養する。
- 3 住民の防災上のニーズを掌握して、国・府の防災諸活動の円滑化に最大限協力する。
この考え方に基づき、本計画においては次の事項について定める。
 - 精華町の地域に係る防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練・調査その他災害予防計画
 - 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生、災害廃棄物処理、その他防災施設等の災害応急対策計画
 - 公共土木施設、農林業等施設及び住宅・中小企業等の災害復旧・復興計画
 - その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに協働総合防災を推進する。

- 1 能動的な災害対策の実施
災害を単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、事業継続計画（BCP）及び災害時受援計画を作成するなど、早期の復旧・復興に努める。このため、国・府の防災政策と密接に連携し、「精華町国土強靱化地域計画」に基づき、町総合計画に防災視点を採り入れるとともに、自主防災組織の拡充に努める。
- 2 自然的、社会的条件を考慮し、地域特性を生かした総合防災計画
精華町域には木津川、山田川、煤谷川等が流れており、三分割される地形的弱点を有し、地域毎独自性を有する。この本質的弱点を克服するため、国・府の科学的見地に基づく防災研究成果を活用し、町の総合防災システムを確立するとともに防災上の教育訓練を充実させる。
- 3 広域災害、複合災害対策
令和元年台風第19号を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
このため、国・府と円滑な連携を図れるよう、普段から国・府主催の防災活動への参加、防災ボランティアの養成に努める。
- 4 平常業務における防災対策の推進
防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から効率的危機管理体制の整備・維持に努める。この際、町は、LGBT等の人権に配慮し、要支援者の把握に努めるとともに、多くの住民に防災訓練への参加を呼びかける。また、国・府の活動が容易となるよう受援施設の整備・充実に努める。
- 5 住民・行政・企業の役割分担を明確にした防災計画
災害対策は、住民・行政・企業の役割分担が極めて重要である。このため、町は住民の「地区

防災計画」策定を通じ、ニーズの把握に努め、住民と企業との協力を斡旋するとともに、国・府に対しては指定地方行政機関及び指定公共機関との調整斡旋を期待する。

6 何よりも住民が生き残るための防災計画

災害発生時には、まず「自らのまち、生命・財産は自らで守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、コミュニティ機能を向上させ、住民自身及び地域の自治会等による自主的避難所の開設等、住民相互間の自主的な地区防災能力充実の支援に努める。そして発災時には、行政が速やかに初動体制を立ち上げ、国・府に対して行動の基盤を提供する等、対策を実施すること（公助）はもとより、住民一人ひとりが自分の身は自分で守るという姿勢に立ち（自助）、近隣及び地区相互の助け合いにより（共助）、本格的な救援体制が整うまでの少なくとも3日間は、自給できる減災の計画とする。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の京都府地域防災計画等、他の計画と整合を図る。

なお、修正にあたっては、女性、要支援者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、関係機関の意見等を聴取する。

また、計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第5項の規定により、府知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段として、広報紙・ホームページに掲載する等により周知する。

第4節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2. 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3. 府 | 京都府 |
| 4. 町 | 精華町 |
| 5. 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 6. 町防災計画 | 精華町地域防災計画 |
| 7. 災害対策本部 | 精華町災害対策本部 |
| 8. 災害支援対策本部 | 精華町災害支援対策本部 |
| 9. 消防本部 | 精華町消防本部 |
| 10. 自治会等 | 自治会、自主防災組織 |

第5節 計画の周知徹底

本計画は、町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関にかかる計画については、必要に応じ、職員あるいは地域住民に対し周知徹底する。

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各部・各機関においては、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第7節 計画の円滑化

本計画を実効性のあるものにするため、町及び防災関係機関は、防災に関して理解を深め、防災に対する能力を高めるために、次に示すそれぞれの果たす役割を確認しあい、相互に連携した協働総合防災を行えるようにする。

- 1 住民の果たす役割としては、「自らのまちは自ら守る。」精神のもと、住宅の暴風・洪水等に対する必要な強化対策、住宅の防災化、ブロック塀の生垣化、水・食料の備蓄等及び災害時の

行動の習熟・訓練等により、住民はこれらの防災行動力の向上に努める。また、企業の果たすべき役割として従業員（外国人含む。）及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等があり、これらの実現に企業は積極的に取り組む。さらに自治会等が果たすべき役割として、「地区防災計画」に基づく地域における防災体制の確立、避難所の運営等がある。

- 2 町の果たす役割として「精華町国土強靱化地域計画」に基づく災害に強い精華町づくり、住民への防災に関する働きかけ、災害時の初動体制の確立等種々必要な対応があり、これらに対して行政は十分な機能を果たせるような取り組みを行う。このため、防災に関する住民ニーズを的確に把握するとともに、町の対応能力を超える場合には国・府が十分な能力を発揮しえるよう、普段から国・府主催の防災訓練に積極的に参加するとともに、有形無形の受援体制を整備する。
- 3 国・府に期待すべき役割としては、町の能力を超える事態への対応である。災害予防にあつては国土強靱化への指導及び予算の確保、災害応急対策にあつては、情報提供、救出救護、医療支援、食糧供給、防疫対策、災害廃棄物処理、災害警備等の応援、復旧・復興にあつては、生活確保、資金調達、住宅、公共施設及び企業の復興等の支援である。

第 2 章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 節 精華町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
精華町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策計画の作成 2. 防災に関する組織の整備 3. 水防資材の充実と点検 4. 交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 5. 防災のための施設整備 6. 河川、道路等の防災対策 7. 災害危険箇所等の発見と防災対策の充実 8. 防災思想の普及及び防災訓練の実施 9. 自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進 10. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務 2. 情報の収集と伝達 3. 災害被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 4. 避難の勧告又は指示 5. 災害の防除と拡大の防止 6. 救助、防疫等被災者救助保護及び特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置 7. 被害状況調査及び災害応急対策 8. 消防、水防、その他応急措置 9. 被災町営施設の応急対策 10. 避難所における良好な生活環境の確保 11. 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 12. 災害時における文教対策 13. 災害対策要員の動員 14. 災害時における交通、輸送の確保 15. 関係団体が実施する災害応急対策等の調整 16. 被災者の援護を図るための措置 17. 災害廃棄物の処理 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 復旧資材の確保 2. 被災者に対する生活支援及び相談 3. 被災企業等に対する融資等対策 4. 被災箇所及び施設の復旧 5. 再発防止の調査と対策
精華町消防本部・署・団 (以下「消防本部(団)」という。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険物等の保安対策 2. 火災の予防対策 3. 防災のための施設整備 4. 水防のための施設整備 5. 自主防災組織の育成指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災警報の発令及び伝達 2. 火災時の出動及び消火活動 3. 救助・救命活動 4. 相互応援の実施 5. 水防活動 6. 避難の実施 7. 被災者の救出活動 8. 危険物等の応急対策 	

第 2 節 京 都 府

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
京都府 山城広域 振興局 木津地域総務 防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策計画の作成 2. 防災に関する組織の整備 3. 交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 4. 防災のための施設整備 5. 河川、道路、橋梁等の整備と防災対策 6. 水防資材の整備と点検 7. 防災思想の普及及び防災訓練の実施 8. 災害用防疫、医薬品の整備 9. 自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進 	<p style="text-align: center;">【山城広域振興局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 京都府山城災害対策支部に関する事務 2. 災害に関する予警報の連絡 3. 避難指示又は避難指示の対象地域、判断時期等に係る助言 4. 精華町災害対策本部、自衛隊その他関係機関との応援等に関する連絡調整 5. 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 6. 被災者の救助保護 7. 被災府営施設の応急対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 復旧資材の確保 2. 被災者に対する支援 3. 被災企業等に対する融資等対策 4. 公共土木施設の災害復旧 5. 二次災害の防止の措置及び災害拡大の防止 6. 被災原因調査と防災対策
山城南土木事務所		<p style="text-align: center;">【山城南土木事務所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 河川、道路、橋梁等の被害状況調査報告及び応急対策 2. 災害による水防活動の指導 3. 被災公共土木施設の応急復旧 	
流域下水道事務所		<p style="text-align: center;">【流域下水道事務所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水処理場と幹線管渠の管理・点検及び応急対策 	
山城南保健所		<p style="text-align: center;">【山城南保健所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害用医療品等の整備補給 2. 医療機関の被害状況調査及び応急対策 3. 医療救護、防疫及び飲料水の供給 4. 災害医療に関する調整 	
山城教育局		<p style="text-align: center;">【山城教育局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育関係被害状況の収集整理及び応急対策 2. 災害地における児童生徒等の応急教育 3. 教科書の調達及び配分 4. 災害時における休校、登下校の措置 	
木津警察署		<p style="text-align: center;">【木津警察署】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する情報収集及び広報 2. 被災者の救出救助及び避難措置 3. 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙 4. 被災地及びその周辺の交通規制 5. 危険物の保安措置 	

第3節 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿運輸局	1. 所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 3. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請 4. 特に必要があると認める場合の輸送命令 5. 災害時における交通機関利用者への情報の提供	
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 2. 電気・ガスの供給の確保及び復旧支援
近畿地方整備局	1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2. 応急復旧資機材の備蓄及び整備 3. 木津川洪水予警報の発表伝達の周知	1. 被害状況把握の支援	
淀川河川事務所	1. 木津川の水防予警報等の発表伝達の周知	1. 木津川の被害状況の調査と応急復旧	1. 木津川の被災施設の復旧 2. 被災原因調査と対策
京都国道事務所	1. 国道163号の防災対策	1. 国道163号の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保	1. 国道163号の二次災害の防止及び復旧
大阪管区気象台 京都地方気象台	1. 気象状況の観測 2. 気象観測資料の提供 3. 地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集 4. 地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供	1. 気象情報の発表及び通報 2. 津波予報等の発表及び通知 3. 地震及び津波に関する情報の発表及び通知	
大阪地域センター 近畿農政局	1. 主要食料の備蓄	1. 災害時における主要食料の応急配給	
近畿総合通信局	1. 電波及び有線電気通信の監理 2. 非常通信協議会の育成指導	1. 非常時における重要通信の確保	

第4節 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊第4施設団		1. 災害応急対策の支援特に偵察 2. 人命の救助活動及び道路応急啓開 3. 水防及び消防活動 4. 救援物資等の輸送活動 5. 応急医療、防疫、炊飯、給水及び通信	

		の支援	
--	--	-----	--

第5節 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本電信電話株式会社京都支店	1. 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2. 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。 3. 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保	1. 緊急通話の取扱 2. 被災通信施設の応急対策	1. 被災通信施設の復旧対策 2. 被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
KDDI株式会社	同上	同上	同上
株式会社NTTドコモ関西支社	同上	同上	同上
ソフトバンクモバイル株式会社	同上	同上	同上
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	同上	同上	同上
日本赤十字社 京都府支部		1. 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2. 災害時における被災者の救援保護 3. 災害救助等の災害ボランティアの連絡調整	1. 義援金品の募集配分
西日本旅客鉄道株式会社	1. 鉄道施設等の保全	1. 救助物資及び避難者の輸送 2. JR 通信施設の確保と通信連絡の協力	1. 被災施設の復旧対策
関西電力送配電株式会社 京都支店	1. 電気施設等の整備と防災管理	1. 災害時における電力供給 2. 被災施設の応急対策	1. 電気施設の復旧
福山通運株式会社		1. 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力	
佐川急便株式会社		同上	
ヤマト運輸株式会社		同上	
西濃運輸株式会社		同上	
大阪ガス株式会社 北東部同幹部	1. ガス施設等の整備と防災管理	1. 災害時におけるガス供給 2. 被災施設の応急対策	1. ガス施設の復旧
日本郵便株式会社 (京都中央郵便局)		1. 災害時における郵便物の送達の確保 2. 郵便局の窓口業務の維持	1. 被災地あて救助用郵便物の料金免除 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 3. 被災者が差し出す郵便物の料金免除
独立行政法人水資源機構 (木津川ダム総合管理所)	1. ダム施設等の整備と防災管理	1. ダムの放流の調節及び連絡	

西日本高速道路株式会社	1. 高速道路の保全	1. 高速道路の応急対策	1. 高速道路の復旧
日本放送協会京都放送局	1. 防災知識の普及と予警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	1. 社会事業団等による義援金品の募集

第6節 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
株式会社 京都放送	1. 防災知識の普及と予警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	1. 社会事業団等による義援金品の募集
株式会社エフエム 京都	1. 防災知識の普及と予警報の周知徹底	1. 被災情報等の広報 2. 災害応急対策等の徹底 3. 災害拡大防止のための広報	1. 社会事業団等による義援金品の募集
近畿日本鉄道株式会社	1. 鉄軌道施設の整備	1. 災害時における緊急輸送	1. 被災施設の復旧
一般社団法人京都府バス協会		1. 協会所属各社との連絡調整	
一般社団法人京都府トラック協会		1. 協会所属各社との連絡調整	
一般社団法人京都府LPガス協会	1. プロパンガスによる災害の防止と保安の確保	1. 災害時のプロパンガスの供給確保 2. 協会所属のプロパンガス取扱機関との連絡調整	
一般社団法人 京都府医師会		1. 災害時における医療救護の実施	
公益社団法人 京都府看護協会		1. 災害時における医療救護の実施 2. 避難所における避難者の健康対策	
一般社団法人 京都府薬剤師会	1. 調剤業務及び医薬品の管理	1. 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供	
一般社団法人 京都府歯科医師会		1. 避難所における避難者の健康対策 2. 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力	

第7節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
相楽郡川西土地改良区	1. 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2. たん水の防排除施設の整備	1. 被災施設の応急対策 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧	1. 被災施設の復旧
京都やましろ農業協同組合		1. 被災施設の応急対策	1. 共同利用施設の復旧 2. 被災組合員への融資又はそのあっ旋 3. 生産資材等の確保、あっ旋
金融機関			1. 被災者に対する復旧資金融資

プロパンガス取扱機関	1. プロパンガスの防災管理	1. 災害時におけるプロパンガスの安全供給	
奈良交通株式会社		1. 災害時における緊急輸送	1. 被災施設の復旧
都市再生機構	1. 開発地域の防災対策		1. 開発地域の復旧・復興
一般社団法人相楽医師会 医療機関	1. 医療施設の整備と避難訓練	1. 災害時における医療救護	1. 被災施設の復旧
木津川市・精華町環境施設組合	1. 防災のための施設整備と防災管理 2. 防災思想の普及及び防災訓練の実施	1. 情報の収集と伝達 2. 災害の防除と拡大の防止 3. 被災処理施設の応急対策 4. 災害対策要員の動員 5. 関係団体が実施する災害応急対策等の調整	1. 被災施設の復旧 2. 廃棄物の適正処理
相楽郡広域事務組合	1. し尿処理施設等の防災管理	1. 被災処理施設等の応急対策 2. 被災時における応急活動	1. 被災施設の復旧
学校法人	1. 避難施設の整備と避難訓練	1. 被災時における応急対策	1. 被災施設の復旧
社会福祉法人	1. 避難施設の整備と避難訓練	1. 被災時における応急福祉活動	1. 被災施設の復旧
石油等取扱機関	1. 石油、ガソリン等油脂類の防災管理	1. 災害時における石油、ガソリン等油脂類の供給	
食料品取扱機関	1. 食料品の貯蔵におけるエネルギー確保の整備	1. 備蓄食料品の放出 2. 緊急食料供給体制の確立	
建築及び住宅・資材取扱機関		1. 応急用仮設住宅等への建設協力 2. 仮設トイレの供給協力	1. 住宅等建築物の復旧・再建への協力

第3章 精華町の概況

第1節 地勢

1 位置

町は、京都府の南西端に位置し、東は一部木津川を挟んで木津川市と、西は生駒市、南は木津川市と奈良市、北は京田辺市と接している。

町域面積は 25.68 k m² を有しており、西部と南部はなだらかな丘陵、東部には平坦な農地が広がり、東端には木津川が流れている。

2 地勢

地形的には、町域の東部に北流する木津川左岸の低地が広がり、中央部以西に 100～200m 程度の丘陵地が広がっている。木津川沿いの低地は、JR 学研都市線・近鉄京都線付近を境に氾濫平野と扇状地に二分され、氾濫平野には、かつての木津川の蛇行を示す旧河道や自然堤防が介在している。氾濫平野の多くは、水田として利用されている。

丘陵部を水源とする山田川、堀池川及び煤谷川は町の平坦地部を東に流れ、木津川に合流する。

地層は、生駒山系に属する洪積層の丘陵が南北に伸び、木津川に面した平坦部は、木津川とその支川の堆積によって形成された沖積層である。木津川支川は、花崗岩の崩壊による砂と花崗岩質の軟弱な洪積層の風化による土砂、砂礫が河床に堆積し、築堤河川となっている。

丘陵地の東側の低地は、沖積層の砂層や粘土層からなる。町域で最も低い地域にあたる。

旧来、集落は木津川の氾濫を避けるため、自然堤防上や扇状地に形成されてきたが、最近では関西文化学術研究都市の建設による大規模な開発が丘陵地において顕著である。

3 道路・鉄道の位置

町には、自動車専用道路「京奈和自動車道」が南北に縦断している。国道は、国道 163 号が町域南部を東西に通っている。府道は、南北に府道 22 号（八幡木津線）、町域中央部を東西に府道 71 号（枚方山城線）・72 号（生駒精華線）、南北に府道 52 号（奈良精華線）が通っている。

また、西日本旅客鉄道株式会社が運行する JR 学研都市線、近畿日本鉄道株式会社が運行する近鉄京都線が走行している。

4 自衛隊施設

自衛隊施設としては、大字北稻八間小字縄田 259 に陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処が所在している。

第2節 気象特性

町は主として瀬戸内海型の気候の特色を有し、冬は温暖で雨量が少なく、6～7 月ごろの梅雨期と 9 月ごろの台風期は、降水量が増加することがある。

なお、2009～2019 年の平均気温は 15.6℃、年間平均雨量は 1,592.9mm である。

気象庁 京田辺地域気象観測所データによる。

第4章 風水害の履歴と災害特性

第1節 風水害の履歴

町を含む府南山城地域は、旧来から木津川氾濫による堤防決壊等により大きな被害を受けてきた地域である。現在は堅牢な堤防が築かれており木津川から出水する危険性は低くなりつつあるが、堤防が十分に整備されていない時代には、頻繁に破堤し、水害をもたらしてきた。町においても被害があったという記録があるものの、詳細な被害記録等が存在しないため、被害箇所、死傷者数の特定はできない。確認できた状況を表に示す。

表 南山城地域における主な風水害

発生年月日	災害の種類	主な気象観測値	南山城地域の主な被害
昭. 25. 9. 3	風水害（ジェット台風）	瞬間最大風速： 京都 28.8m/s	死者7人、行方不明者4人、負傷者364人、家屋全半壊4015戸、床上浸水353戸
昭. 28. 8. 14 ~ 15	風水害（集中豪雨）南山城水害	総雨量： 東和東 680mm	死者221人、行方不明者115人、負傷者1366人、家屋全半壊1306戸、床上浸水1649戸
昭. 36. 9. 15~16	風水害（第2室戸台風）	瞬間最大風速： 京都 34.3m/s	死者12人、負傷者251人、家屋全半壊5486戸、床上浸水5戸
昭. 47. 7. 10~15	水害（集中豪雨）	総雨量： 木津 259mm	死者8人、負傷者17人、家屋全半壊48戸、床上浸水230戸
昭. 61. 7. 20 ~ 22	風水害（集中豪雨）	総雨量： 木津 195mm	死者1人、負傷者2人、家屋全半壊24戸、床上浸水162戸
平24. 8. 13~14	京都府南部豪雨	時間雨量：菱田 107mm	精華町：床上浸水16戸、床下浸水66戸
		総雨量：宇治 307mm	宇治市：死者2人、全壊31棟（全焼1件を含む。）、半壊169棟、床上浸水779戸、床下浸水1297戸

第2節 風水害の災害特性

町における既往の風水害としては、昭和28年の南山城水害などがあげられるが、木津川右岸地域のような甚大な被害は、記録として残されていない。ただし、町の地形の成因や近隣市町での災害記録等を参考に考察すると、以下のような特性を挙げることができる。

1 外水氾濫

外水氾濫は、河川堤防の破堤等により、河川水が氾濫して生じる災害であり、一般に水位の上昇が急激で、流水の勢いが強いため、家屋の流失や人的被害が生じるなど甚大な被害をもたらす場合が多い。

町において、最も甚大な被害をもたらす可能性が高いものは、一級河川木津川である。流域の広い木津川では、上流部における集中豪雨などにもない、水位が急上昇する可能性があり注意が必要である。現在は、背後の広大な水田と次第に開発が進む市街地が控えており、今後の市街地の進行により、水害が発生した場合に想定される浸水規模は5mで、多くの被害が発生するものと予想される。

また、町域を流れる煤谷川（下流部は除く）や山田川などは、掘り込み式河道であるため、破堤等による大きな被害は生じにくい、その分、急激な水位上昇が起こりやすく、溢水による水害の発生頻度も高くなる。

2 内水氾濫

町域を流れる河川は、背後地の丘陵が低いことから、その流域も小さく比較的小規模な河川が多い。小規模な河川では、浸水による被害も小さいものの低地部では、丘陵地のように河川の勾配が急でないため、氾濫が生じやすく、合流先の木津川の水位が高い時などは特に内水氾濫の危険性が高いといえる。

3 土砂災害

土砂災害は、急傾斜地や急崖、地すべり地形等において発生しやすいが、町では丘陵地の斜面勾配が比較的緩やかであるため、土砂災害は局地的な急傾斜地に集中しやすいといえる。また、丘陵地を造成した新たな開発地域（造成地）が多くみられることから、造成地で新たに生じた急な崖や高い盛土地等に対して適切な斜面对策を講じるように開発事業者を指導してきた。

このような状況下また、府では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定し、公表している。町内でも土砂災害警戒区域と特別警戒区域が8地区、58箇所指定されている。土砂災害の発生危険度は、降雨、地形、地質の状況等により異なるため兆候がつかみにくく、警戒区域以外でも土砂災害が発生する可能性があり、異常気象時には特に注意が必要である。

予 防 計 画

目 次

第1章 計画の方針.....	1
第1節 官民一体となった防災力の向上.....	1
第2節 協力体制の整備.....	1
第2章 気象等予報伝達計画.....	3
第1節 予報警報等に関する計画.....	3
第2節 指定河川管理機関ごとの予警報.....	5
第3節 水防活動の利用に適合する予報及び警報.....	10
第4節 火災気象通報.....	11
第5節 農業気象通報.....	12
第6節 異常現象発見時の措置.....	12
第7節 予報、警報等の周知徹底.....	12
第8節 雨量・水位情報.....	13
第9節 府土砂災害警戒情報システムによる監視.....	14
第3章 災害通信網整備計画.....	16
第1節 災害通信施設の整備.....	16
第2節 庁内システムの業務継続性の確保.....	16
第3節 防災行政無線・エリアメール・緊急速報メールの活用.....	16
第4節 情報システムの運用.....	16
第5節 災害用独立電源の整備.....	17
第6節 非常通信経路による通信の確保.....	17
第7節 情報システムの安全対策.....	17
第8節 日本放送協会の放送施設の活用.....	18
第9節 町域内の防災機関等の役割.....	18
第4章 河川防災計画.....	19
第5章 林地保全計画.....	21
第6章 砂防関係事業計画.....	22
第7章 農業施設防災計画.....	26
第8章 内水対策計画.....	28
第9章 道路及び橋梁対策計画.....	29
第10章 防災営農対策計画.....	30
第11章 造成地災害対策計画.....	31
第12章 建築物防災計画.....	32
第13章 文化財災害予防計画.....	34
第14章 危険物等保安計画.....	35
第15章 消防及び水防計画.....	36
第1節 消防計画.....	36
第2節 水防上必要な諸活動等の計画.....	38
第16章 鉄道施設防災計画.....	40

第17章	通信施設防災計画.....	42
第18章	電気・ガス施設等防災計画.....	43
第19章	資器材等整備計画.....	45
第1節	備蓄資器材.....	45
第2節	非常用物資等の備蓄計画.....	46
第20章	防災知識普及計画.....	47
第1節	職員に対する防災教育計画.....	47
第2節	住民の防災知識普及計画.....	47
第3節	学校等における防災教育計画.....	48
第4節	家庭での防災対策の推進.....	49
第21章	防災訓練・調査計画.....	50
第1節	防災訓練の実施.....	50
第2節	災害危険箇所の調査等.....	51
第3節	その他の調査研究.....	51
第22章	自主防災組織整備計画.....	53
第23章	企業等防災促進計画.....	55
第24章	社会福祉施設等対策計画.....	57
第25章	交通対策及び輸送計画.....	58
第26章	医療助産計画.....	60
第1節	京都府の体制.....	60
第2節	精華町の体制.....	61
第27章	配慮を必要とする人達等に係る対策計画.....	63
第28章	廃棄物処理に係る防災体制.....	66
第29章	行政機能維持対策計画.....	67
第30章	災害ボランティアの育成計画.....	68
第31章	広域応援受援体制の整備計画.....	69
第32章	上下水道施設防災計画.....	70
第33章	学校等の防災計画.....	71
第34章	避難に関する計画.....	73
第35章	観光客等保護・帰宅困難者対策計画.....	77
第36章	集中豪雨対策に関する計画.....	79
第37章	都市公園施設防災計画.....	80
第38章	広域防災活動拠点計画.....	81

第1章 計画の方針

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、万が一災害が発生した場合においては被害を最小限にするため、平常時において備えておくべきことの充実を目的とし、次の4つのことを基本的な方針とする。

- 1 土砂災害及び火災等の災害に対し、発生時に、人的、物的被害を最小限に抑えるため、「精華町国土強靱化地域計画」に基づき国の国土強靱化政策を積極的に活用し、緊急性等を踏まえて、防災体制の整備を図るとともに被害が予測される地域の各施設、構造物などについて、防災化を進めるとともに、火災の被害から守る手だての充実を図る等災害対策の強化を図っていく。
- 2 災害に強いまちづくりのため、町においては、職員の防災意識向上を図るとともに、多方面での発災時の備えの充実を図る。
- 3 町は、住民及び企業に対する防災に対する意識向上と備えの充実を推進し、住民及び事業所の災害予防に対する取り組みを明確に把握し、国・府、町、住民及び企業による連携した防災行動を図れることをめざす。
- 4 町の能力を超える場合は国・府に協力を求め、連携をとりながら、土砂災害、避難の安全確保、災害予防、災害予測、被害想定等の対策に必要な科学的調査研究を進め、その成果が常に計画にフィードバックできるようにする。

第1節 官民一体となった防災力の向上

災害時、救援体制が整うにはある程度の時間を要し、それまでの間は、一人ひとりが生き抜いていくことが求められる。また、近年の災害は、広域的でしかも甚大な被害をもたらし、その災害要因は、高齢社会の到来、社会経済状況の変化、都市化の進展に伴い、複雑化、多様化が予想され、防災関係機関のみでの対応にはおのずと限界がある。

そのため、精華町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力、住民力を強化することが必要である。地域住民や自治会等の連帯に基づき結成された自主防災組織が相互に連携し、一体となって地域の防災に自主的に取り組むこと、事業所もその社会的責任を自覚し、従業員の安全確保や防災対策はもとより、地域の構成員として、地域の防災組織と十分に協力・連携し、防災対策を推進していくこと、これが達成のため「地区防災計画」の策定を通じた対策の具体化を自ら行うことが重要である。

また、町は、安全・安心なまちづくりの推進に向け、木津警察署との情報交換等により連携協働し、町の特性に応じた防災意識及び交通安全意識の向上等に関する連携強化施策を推進し、官民一体となった地域防災力の向上を図る。（「精華町安全・安心まちづくりに関する協定書」）

第2節 協力体制の整備

本来、すべての防災活動は町民の「自らの町は自ら守る。」意識のもとに、遂行されるべきものである。その一方で、発災時に生じるさまざまな事態に対応して、関係団体等の支援・協力が必要になる。そのため、支援・協力を要請しなければならない関係団体に対して、あらかじめ協力体制の整備を図るとともに、必要な事前協定を結んでおく。

- 1 京都府の緊急医療体制との連携
災害発生時に適切な医療救護活動を行うため、京都府の緊急医療体制と連携するとともに一般社団法人相楽医師会の災害医療における役割を取り決めておく。
- 2 建設業協会等との協定
災害時の救助活動に対する機材の提供、道路・河川等の損壊にともなう応急修理、道路開通等を迅速かつ円滑に行うため、建設業協会等と災害時の応急対策業務に関する協定を締結し、応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。
- 3 流通業者等との協定
災害時において、被災者への適切な緊急物資の供給を行うため、流通業者等と災害時の物資の供給活動について府の協定を遵守し、必要な協定の締結に努めるとともに、災害対応型自動

販売機の設置を促進し、備蓄物資、緊急食料供給体制等に関する内容について取り決めておく。

4 地域産業の活力維持と風評被害対策

発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう、府などと連携して準備を進める。また、正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内農産物の販売促進により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する。

第2章 気象等予報伝達計画

災害の発生を未然に防ぎ、また被害を軽減させるために、関係機関や住民等に災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する。

この際、「警戒レベル」を運用し住民に「自らの命は自ら守る」意識の徹底や地域の災害リスクと採るべき避難行動等を周知する。

第1節 予報警報等に関する計画

町における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準その他については、京都地方気象台が定め発表する。

なお、気象台が発表する注意報、警報、情報は、様式第1号、第2号及び第3号の用紙により受報し、伝達する。

資料 4-1 気象台が発表する情報様式①

資料 4-2 気象台が発表する情報様式②

資料 4-3 気象台が発表する情報様式③

1 予報警報

(1) 予報区

町は、京都地方気象台が行う予報警報等の担当区域（以下「予報区」という。）において、一次細分区域は「京都府南部」に、二次細分区域は「精華町」に、また、市町村等をまとめた地域は「山城南部区域」に属する。

府の気象特性に基づいて複数に分割した区域（一次細分区域及び市町村等をまとめた地域）に対しては天気予報を発表し、災害をもたらす大雨等の現象に係る警報・注意報については、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、市町村ごと（二次細分区域）に発表される。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）、注意報及び警報の種類と基準

ア 京都地方気象台の発表する予報及び警報等の通報は、災害対策基本法、気象業務法、消防法、水防法等に定められたものによる。

イ 地面現象と浸水に関する早期注意情報（警報級の可能性）・注意報・警報事項は、それぞれの注意報及び警報の標題として発表されず、気象注意報あるいは気象警報に含めて発表される。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）、注意報及び警報の発表、継続、切り替え、解除

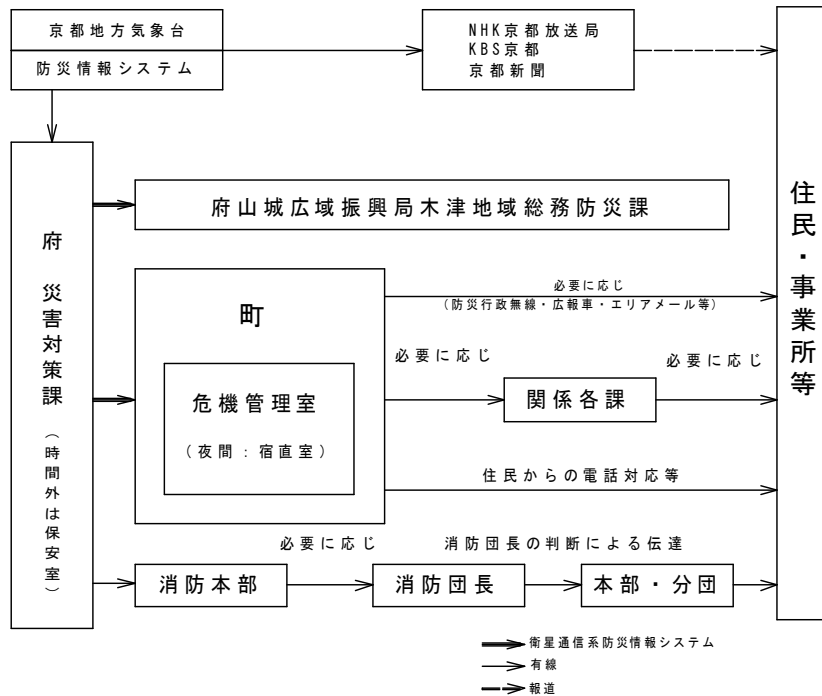
ア 早期注意情報（警報級の可能性）（警戒レベル1）は警報級の現象が5日先までに予想されている場合、注意報（警戒レベル2）は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報（警戒レベル3）は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

イ いずれかの早期注意情報（警報級の可能性）・注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の早期注意情報（警報級の可能性）・注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）・注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

(4) 注意報及び警報の伝達系統

町に対する上記の通報は、下図に示す通報連絡系統により通報され、特別警報が発表されたときは、速やかに住民等に周知する。



※1 必要に応じて庁舎外の関係部課（上下水道部庁舎、地域福祉センター、各保育所、人権センター、華工房、各小中学校、むくのきセンター）に連絡する。

※2 電話等で連絡する班以外の各課には、状況に応じて庁内放送等により連絡する。

2 気象情報

(1) 気象情報の機能

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

(2) 気象情報の種類

種類	発表の内容
台風情報	<p>ア 発表 「令和 年台風第 号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>イ 内容 台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。</p> <p>ウ 伝達 台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
大雨(雪)情報	<p>ア 発表 「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>イ 内容 大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。</p> <p>ウ 台風情報との関係 台風情報が発表される場合には、大雨に関する項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。</p> <p>エ 伝達 大雨（雪）情報は、「大雨（雪）情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>

記録的短時間大雨情報	<p>ア 発表 記録的短時間大雨情報は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>イ 発表基準 1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を報ずる。</p> <p>ウ 意義 記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。</p> <p>エ 観測所の配置 京都地方気象台所属のアメダス観測所を、「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)一覧表」に、その設置地点を「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)配置図」に示す。</p> <p>オ 伝達 記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>ア 発表 記録的短時間大雨情報は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>イ 発表基準 1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を報ずる。</p> <p>ウ 意義 記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。</p> <p>エ 観測所の配置 京都地方気象台所属のアメダス観測所を、「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)一覧表」に、その設置地点を「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)配置図」に示す。</p> <p>オ 伝達 記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
その他の情報	<p>ア 標題 その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。</p> <p>イ 種類 その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、小雨、低温及び異常潮位等がある。</p> <p>ウ 構成 定形化されていない気象情報は、 (ア) 標題 (イ) 発表年月日時 (イ) 発表年月日時 (ウ) 発表機関名 (エ) 見出し (オ) 本文 より構成される。</p> <p>エ 意義 これらの情報は、次の場合に発表する。 (ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 (イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合</p> <p>オ 伝達 定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。</p>

第2節 指定河川管理機関ごとの予警報

1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川について国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区気象台）が共同して洪水注意報、警報を発表し、住民に周知する。（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

(1) 対象河川及び区域

町域で指定されている河川及び基準点は、下表のとおりである。

ア 洪水予報を行う河川及び区域

河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者
淀川支川 木津川 下流	左岸 木津川市加茂町山田野田3 右岸 相楽郡和束町大字木屋字桶淵 22-2	加茂	近畿地方整備局淀川ダム 総合管理事務所 大阪管区气象台

イ 洪水予報基準点

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位 (警戒水位) レベル2	避難判断水位 レベル3	氾濫危険水位 (危険水位) レベル4	計画高水位
淀川	木津川	加茂	4.50m	5.90m	6.00m	9.01m

(2) 洪水予報の種類

上記の洪水予報は、指定河川の名称を冠して行われ、次の種類がある。

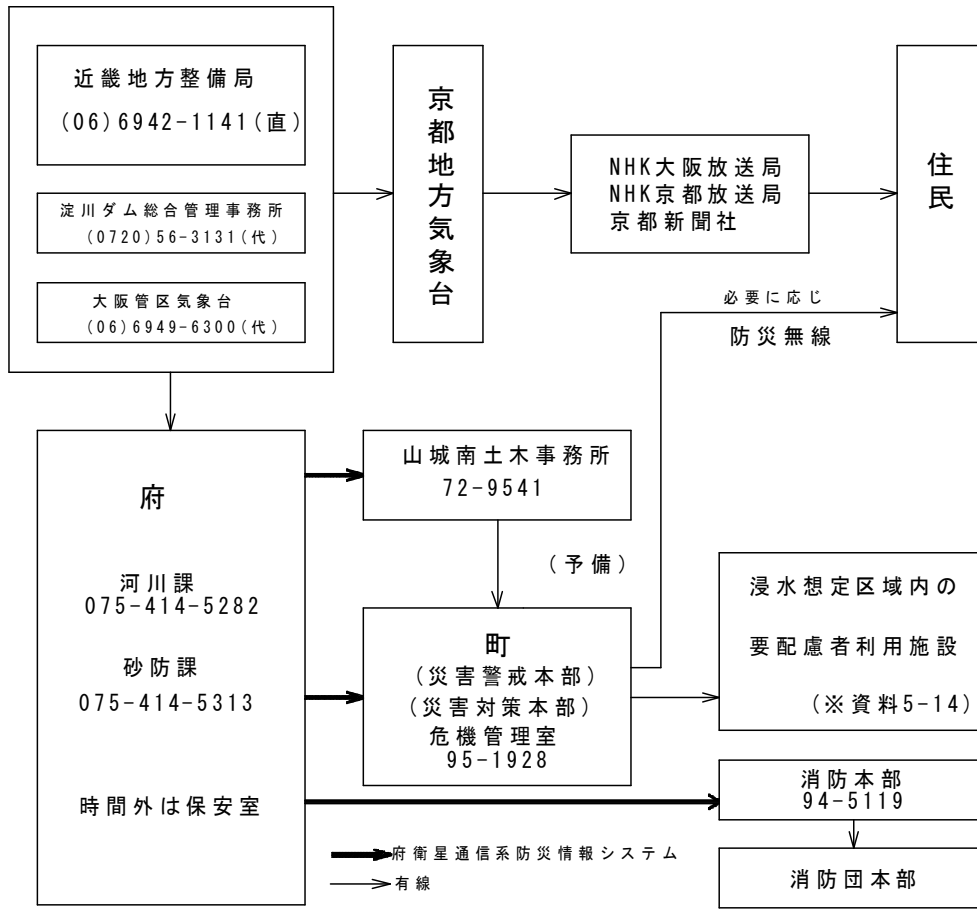
指定河川 洪水予報の 標題	該当する気象庁 の洪水情報	基準となる 水位の名称	求められる行動
氾濫発生情報	洪水警報 (警戒レベル5)		<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
氾濫危険情報	洪水警報 (警戒レベル4)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	<p>【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報発表 避難指示等の発令を判断 状況によっては、避難指示の発令の判断 <p>【住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難を判断 避難に関する情報に注意し、避難指示等が発令されたら避難
氾濫警戒情報	洪水警報 (警戒レベル3)	避難判断水位	<p>【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報発表（要援護者避難情報）を判断 <p>【住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫に関する情報に注意
氾濫注意情報	洪水注意報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位 (警戒水位)	<ul style="list-style-type: none"> 水防団出動を判断
	(警戒レベル1)	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> 水防団待機
氾濫注意情報解除	洪水注意報 ・警報解除		

(3) 伝達系統及び伝達方法

受報は、定形化された型式（資料4-4 淀川水系洪水予報）を用いて行い、町における通報系統は、下図のとおりである。

資料 4-4 淀川水系洪水予報

図 淀川水系洪水予報の町における通報系統図



2 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について、水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。(水防法第16条第1項)

(1) 対象河川及び区域

町域において指定されている河川は、下表のとおりである。

河川	区域	対象水位観測所					水防警報発表者
		名称	地名	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位	
淀川支川 木津川	左右岸 相楽郡 南山城村 地内 (三重県 界) から幹川 合流点ま で	加茂	木津川市 加茂町 船屋	幹川合流点 より 28.60km	4.50m	9.01m	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
		岩倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流点 より 57.40km	6.00m	10.50m	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

(2) 発表の段階及び時期

水防警報の発表の段階及び時期は次のとおりである。

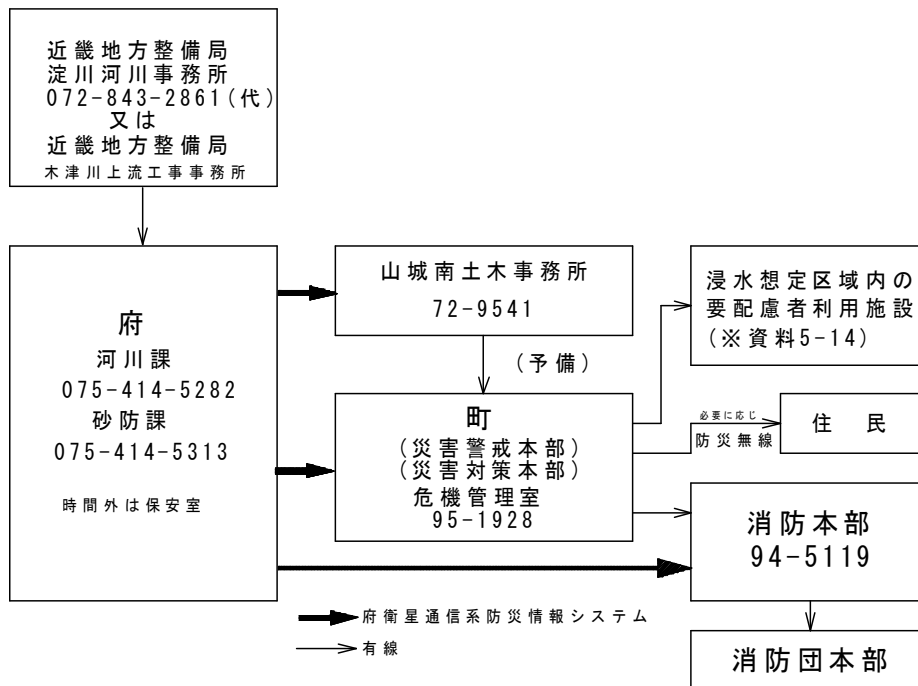
段 階	内 容	時 期	
		水位観測所	
		加茂	岩倉
第1段階 待機 (レベル1) 加茂水位 2.5m	水防(消防)団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位(警戒水位)を越す8時間前	氾濫注意水位(警戒水位)を越す3時間前
第2段階 準備	水防資材の点検・水こう門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位(警戒水位)を越す6時間前	氾濫注意水位(警戒水位)を越す2時間前
第3段階 出動 (レベル2) 加茂水位 4.5m	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位(警戒水位)を越す2時間前	氾濫注意水位(警戒水位)を越す1時間前
第4段階 解除	水防活動終了の通知	水防活動の終わるとき	

(3) 伝達系統及び伝達方法

国土交通省が発表する警報時の受報は、「資料4-5 淀川水防警報・情報用紙」の用紙により行うものとし、町における伝達系統及び伝達方法は、下図のとおりである。

資料4-5 淀川水防警報・情報用紙

図 木津川(加茂・岩倉)水防警報の町における通報系統図



3 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

府山城南土木事務所は、指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、水防警報を発表し、その警報事項等に関係機関に通知する。(水防法第16条)

(1) 水防警報の種別・内容と発表時期

	水防警報種別		
	準備	出動	解除
警報事項	水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの	水防団員の出動の必要性を示すもの	水防活動の終了を通知するもの

	流域の雨量及び対象水位観測所の水位		
発表時期	水防団待機水位に達したとき	氾濫注意水位に達したとき	氾濫注意水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき ※

- ※ 氾濫注意水位を上回る出水とならなかった場合の解除時期は、
 ア 水防団待機水位（指定水位）を下回り以降、水位上昇の見込みのないとき
 イ 気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2) 対象河川（指定周知河川）及び区域

町域で危機管理型水位計が整備され避難行動の目安となる水位が指定されている河川（指定周知河川）の区域は下表のとおりである。

河川名	区域		対象水位観測所							発表者
	起点	終点	名称	所在地	水防団待機（指定）水位 レベル1	氾濫注意（警戒）水位 レベル2	避難判断（警戒）水位 レベル3	氾濫危険（特別警戒）水位 レベル4	堤防高	
煤谷川	自衛隊前	木津川合流点	菱田	精華町菱田宮西22-2	0.70	1.30	1.30	1.70	4.23	府山城南土木事務所長
山田川	古川橋（府道奈良精華線）	木津川合流点	山田川	木津川市相楽下地先	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90	

(3) 避難判断水位（警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

府山城南土木事務所は、水防法第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（府ホームページ）等により一般に周知する。

また、通知をした場合、知事は、避難のための立退きの勧告等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

なお、避難判断水位（特別警戒水位）及び浸水想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次設定又は指定を行う。

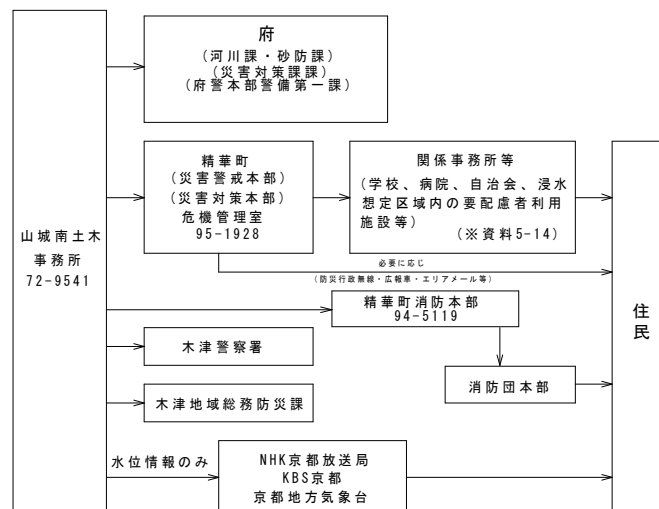
(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

府が発表する警報等の受報は資料4-9及び4-10の用紙によるものとし、町における連絡系統は、図のとおりである。

資料4-9 水防警報連絡用紙

資料4-10 避難判断水位（特別警戒水位）情報連絡用紙

図 水防警報（煤谷川・山田川）の町における連絡系統図



資料5-14 社会福祉施設一覧

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

浸水想定区域図が公表されている河川については、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。

(1) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ア 避難所については、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の避難所を指定し、ハザードマップに記載する。

イ 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう消防団、自治会等の協力が得られる体制づくりを推進する。

(2) 避難行動要支援者利用施設名称及び所在地の明確化

浸水想定区域内の避難行動要支援者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地の把握の明確化に努める。

(3) 洪水予報等の伝達方式の確立

前記(2)に規定する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方式を定める。

資料 5-14 社会福祉施設一覧

第 3 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第 14 条の 2 に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む、以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。

1 予報区

水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気象台が担当し、町の予報区は「精華町」である。

2 種類

水防活動用予報警報は表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

種類	一般予報警報の種類
水防活動用気象警報	大雨警報（レベル 3）
水防活動用気象注意報	大雨注意報（レベル 2）
水防活動用洪水警報	洪水警報（レベル 3）
水防活動用洪水注意報	洪水注意報（レベル 2）

3 伝達

(1) 用紙

一般予報警報と同一の様式「資料 4-1 気象台が発表する情報様式」を使用する。

資料 4-1 気象台が発表する情報様式①

資料 4-2 気象台が発表する情報様式②

資料 4-3 気象台が発表する情報様式③

(2) 伝達系統及び方法

本章第 1 節 1. (4)による。

(3) 水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次表のものを水防活動に利用する。

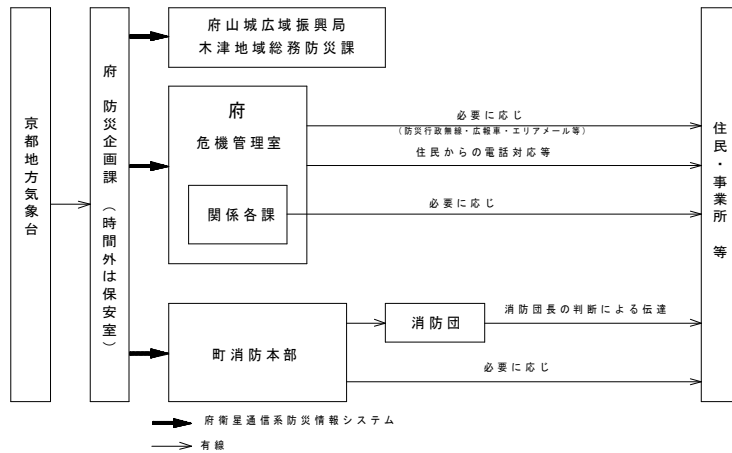
気象情報の伝達には、一般のものと同じの様式を使用し、伝達の手段及び経路については

水防活動用予報警報の場合に準ずる。

気象情報の種類
台 風 情 報
大 雨 情 報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報
そ の 他 水 防 活 動 に 密 接 に 関 連 す る 情 報

第 4 節 火災気象通報

- 1 京都地方気象台が行う火災気象通報
消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は府に対し、火災気象通報を行う。
 - (1) 区域細分
火災気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用し、町は「京都府南部」に該当する。
 - (2) 火災気象通報の通報基準
 - ア 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、最大風速 7 m/s 以上の風が吹くとき。
 - イ 強風が吹き続くとき（平均風速が 12m/s 以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）。
- 2 町が行う火災気象通報
 - (1) 火災警報
町長は、知事から強風注意報及び乾燥注意報の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令し（消防法第 22 条及び町火災予防条例施行規則第 20 条）、火災予防上必要な措置をとる。
なお、火災の予防上危険であると認める気象の状況は、次に掲げるとおりである。
 - ア 実効湿度 55%以下、最低湿度 35%以下で風速毎秒 7m 以上又は 7m 以上となる見込みのとき
 - イ 風速毎秒 12m 以上又は 12m 以上となる見込みのとき
 - (2) 火災注意報
消防長は、気象等の状況が次の各号の一に該当し、必要と認めたときは火災注意報を発令する。（町火災予防規程第 34 条）
 - ア 実効湿度が 60%以下で、最低湿度が 40%以下となる見込みのとき
 - イ 風速が毎秒 7m 以上となる見込みのとき
 - ウ 京都地方気象台が、気象注意報又は気象警報を発したとき
 - エ 日々火災が多発しているとき
- 3 火災気象通報等の伝達
火災気象通報等の伝達系統及び手段は、以下とおりである。



第5節 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予報警報並びに気象情報のうち、農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一般農家に伝達、周知する。

1 区域細分

農業気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用し、町は「京都府南部」に該当する。

2 農業気象通報の種類及び実施期間

農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年ごとに定める。

3 農業気象通報の伝達

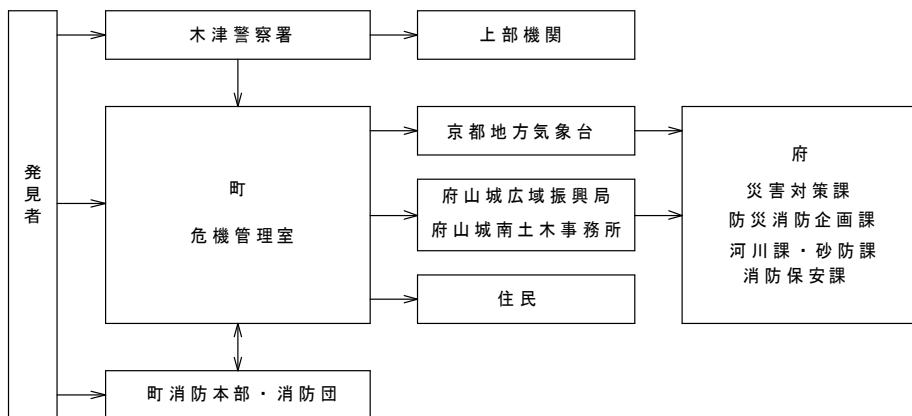
農業気象通報は、気象台の定形による様式で伝達される。定形化された気象情報は、該当の受報用紙を使用する。

町へは、京都地方気象台からの通報を、府防災・原子力安全課（時間外は保安室）を通じて伝達される。

第6節 異常現象発見時の措置

災害の発生するおそれがある異常な現象の発見にかかる通報伝達は、下図による。

図 異常気象通報連絡系統



第7節 予報、警報等の周知徹底

1 周知徹底の方法

予報警報を受報した機関は、第3編第4章「情報の収集・伝達計画」に定める方法によるとともに、必要な臨機の措置により災害の防止又は軽減に努める。

水防時には、関係者（機関）及び住民に対して、おおむね次の方法により周知徹底を図る。

- (1) 異常気象通報連絡システムにより徹底する方法
- (2) 防災行政無線による方法
- (3) 防災・防犯情報メールによる方法
- (4) ラジオ放送、テレビ放送、CATVによる方法
- (5) マイク、広報車等による方法
- (6) サイレン、警鐘等による方法

2 通報連絡内容の略符号化

予報、警報等の通報連絡は迅速及び的確化を図るため、あらかじめモデル文例又は略符号を定めて実施するよう、システムの整備に努める。

資料 4-8 木津川下流 氾濫に関する情報

3 通報連絡体制の確立

伝達に携わる機関は、担当者の習熟を図るとともに、あらかじめ通報及び受報責任者を定め、受報用紙等の所在を明確にし、伝達上の行き違いや錯乱の未然防止に努め、迅速確実な伝達を確保するための体制の整備に常に努める。

- (1) 水防のため緊急を要する場合の通信は、水防法第 27 条第 2 項に定める一般公衆電話の非常取扱い、警察通信施設、鉄道通信施設等を利用するほか消防無線通信施設を活用して行う。
- (2) 通信施設途絶又は近距離連絡に備え災害対策車両、自動二輪車、汎用トラック、自転車及び徒歩伝令員を必要により配置し通信の欠落を防止する。

第 8 節 雨量・水位情報

1 町周辺の雨量及び水位観測所

町周辺には府設置による雨量・水位観測所があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより府山城南土木事務所及び府河川課に自動的に送信され集約される。

また、国土交通省設置のテレメータ雨量観測所もあり、その観測結果は必要に応じ府との資料の交換がなされることになっている。

資料 5-4 町周辺の水位観測所・町周辺の雨量観測所

2 国・府の雨量・水位の観測と通報要領

(1) 雨量の観測及び通報

ア 雨量の観測

国が管理する水位観測所（通常水位系）は、加茂及び祝園に所在する。また、京都府が管理する「京都府雨量観測所（テレメーター）」は、町内では菱田に所在する。

イ 雨量の通報

国・府管理の雨量データは、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、雨量水位観測システムにより町に通報される。

ウ 障害時の通報

システムに障害が発生した場合には、以下の要領で電話等により通報する。

(ア) 通報の手段

a 電話による通報

通報例：「〇〇雨量観測所の〇時現在の時間雨量は〇〇mmです。総雨量は〇〇mmです。」

b FAXによる通報

観測記録用紙又は任意様式により行う。

(イ) 通報の時期

毎正時

(ウ) 通報の中止

水防態勢を解いたとき

(2) 水位の観測及び通報

ア 水位の観測

国が管理する水位観測所（通常水位系）は、加茂及び祝園に所在する。また、京都府が管理する水位観測所（通常水位系）は、「京都府水位観測所テレメーター」は、町内では菱田（煤谷川）、山田川（山田川）に、「京都府河川防災カメラ」は北稲八間（調整池付近）に所在する。

イ 水位の通報

府からは、府管理の水位データを気象台及び河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより通報される。

ウ 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等の職員の現認等により河川の状況等を把握し、町に通報される。

(ア) 通報の手段

a 電話による通報

通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇. 〇〇mです。」

「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（氾濫注意水位）を上（下）回り、〇. 〇〇mです。（これで、通報を中止します。）」

b F A Xによる通報

観測記録用紙又は任意様式により行う。

(イ) 通報の時期

- 水防団待機水位又は、氾濫注意水位に達したとき
- 水防団待機水位に達してから水防団待機水位を下回るまでの間の毎正時ごと
- 水防団待機水位又は、氾濫注意水位を下回ったとき
- その他、必要と認められるとき

(ウ) 通報の中止

- 水防団待機水位を下回ったとき
- 氾濫注意水位以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- 水防態勢を解いたとき

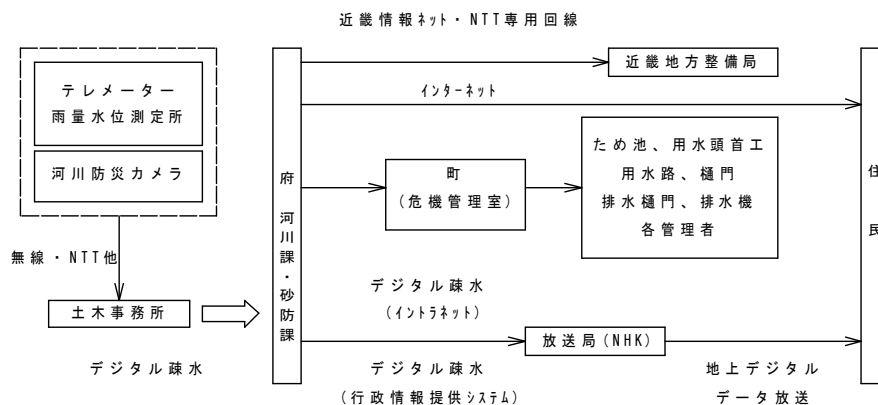
3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

国・府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータは、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット（淀川河川事務所・府ホームページ）、地上デジタルデータ放送、携帯電話等により公表される。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、河川情報システムによるものとする。

4 連絡系統

連絡系統及び手段を下図に示す。



第9節 府土砂災害警戒情報システムによる監視

1 土砂災害警戒情報の発表

町周辺において2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1キロメッシュがあった場合には、町に対して土砂災害警戒情報を府と京都地方気象台が共同発表する。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府防災対策課経由で町総務部危機管理室へ伝達される。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疎水ネットで町危機管理室及び土木事務所へ提供さ

れる。

3 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が発表された場合町は、府砂防課から提供される1キロメッシュの補足情報を利活用して避難指示等の参考資料とする。

4 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第29条に基づき国土交通省が、及び、同法第28条に基づき府が緊急調査を行う。

(2) 土砂災害緊急情報

国土交通省又は府は、土砂災害緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知する。

第3章 災害通信網整備計画

(危機管理室、関係各機関)

災害時には、通信の損傷等情報伝達手段に各種の被害が予想される。的確に被害状況を把握し、迅速に応急対策を図るため、多重化された効率的な情報伝達の経路やシステムを構築する必要がある。また、住民が避難を決心する手段としても情報システムは重要である。したがって、伝達手段として、通常の通信以外に防災行政無線、携帯電話、衛星を利用した電話、パソコン通信、インターネット、エリアメール、各種 SNS などの活用が考えられ、複数の情報連絡手段の整備を図る。

また、災害時の状況把握を迅速に進めるため、公共施設屋上のナンバーリングの整備、予防段階における被害予測、災害時の被害の状況を迅速に把握できるGIS（地理情報システム）の整備に努める。

なお、町が災害時における通信を円滑かつ迅速に行い、防災関係機関が非常通信に協力できるよう、町から府災害対策本部への通信連絡系統の確立、通信網及び通信施設の整備について必要な事項を定めるほか、非常通信協議会とも連携を図る。

第1節 災害通信施設の整備

1 有線電話の整備

災害時における災害対策本部と各関係機関との連絡については、必要に応じて臨時専用電話を設定するなど有線電話を有効に活用する。また、災害情報や復旧情報、安否情報などを直接電話により町に問い合わせや苦情が多く発生することが予想されるため、問い合わせ専用電話回線の確保を進める。

2 無線通信網の整備

災害時の無線通信として、町防災行政無線設備(同報系)等を活用とともに、防災行政無線、消防無線との連携を密にして、災害時における相互連絡体制の確保に努める。また、地域の孤立防止のため、小型無線電話機、可搬型無線機等の移動可能無線網の整備を進める。

3 防災通信網の整備

災害時には、屋外の災害現場や避難誘導現場での情報交換、避難所における被災者への情報提供に無線設備の活用が有効であるため、町内でのWiFi環境を整備して、インターネットの活用、エリアメール、各種 SNS 等、幅広い通信網の整備を図り通信システムの業務継続性を確保・強化する。

第2節 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保するため、次の取組を行う。

1 電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できるよう予備電源及び蓄電池を確保する。

2 自治体クラウドの推進

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保及び情報保全に努める。

第3節 防災行政無線・エリアメール・緊急速報メールの活用

住民に迅速に情報を伝達するため、防災行政無線、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用等、多様な情報伝達方法を確保する。

第4節 情報システムの運用

1 災害情報システムは、可能な限り近隣市町と共通するシステムで確立する。

2 近隣市町を結ぶ専用の通信システムの確立に向け、通信資機材の整備を図る。

3 町内の公共施設と災害対策本部をネット化した災害情報システムの構築する。

4 避難所運営に災害情報システムを利用することにより、災害対策本部と避難所要員との連携

強化を図る。

- 5 災害時の情報システムを確保するため、書類様式の共通化を進めるとともに通信機材等の運用マニュアルを作成する。
- 6 関係者の機器の操作の習熟を図り、定期的に点検及び実践的通信訓練等を実施する。

第5節 災害用独立電源の整備

災害時、送電が停止した場合等に対処し、町役場庁内主要箇所へは独立電源が整備されているが、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する等、さらなる増強を図る。

なお、町役場庁内電話設備及び消防無線設備の電源については、停電の場合は自動的にそれぞれの非常用電源（自家発電）から電力が少なくとも3日間供給できるよう整備しているが、さらに予備電源及び蓄電池を確保するとともに避難所等の防災施設においても充実を図る。

第6節 非常通信経路による通信の確保

災害時に町から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、災害応急対策編第4章第4節「非常無線通信等の利用」のとおりである。

第7節 情報システムの安全対策

（西日本電信電話株式会社）

災害時においても対応できる情報設備基盤（通信設備、情報処理設備）の整備を図る。

西日本電信電話株式会社は、以下のような災害予防対策を実施している。町は、各種災害予防対策に協力を行う。

1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期する。

- (1) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐火構造化を行う。
- (2) 洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、孤立防止無線回線の設備充実を図る。

- (1) 孤立防止対策用衛星電話機の整備充実
- (2) 移動無線網の拡充整備

- ア 小型無線電話機の増備
- イ 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル171」の周知

災害時において電話がつながりにくい状況下での有効な情報伝達手段として導入する「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」は、以下の方針で運用する。

なお、「災害用伝言ダイヤル171」は、“171”をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行い、「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」はインターネットを利用してNTT

西日本のホームページにアクセスすることにより安否情報伝達等を行うものである。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- (3) 被災地による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

第8節 日本放送協会の放送施設の活用

日本放送協会は、放送施設、局舎防災設備基準に基づき、おおむね次の事項について計画する。町は、各種災害予防対策に協力を行う。

- 1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- 2 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備）
- 3 無線中継状態の把握
- 4 移動無線機等の伝ぱん試験
- 5 交通路の調査
- 6 非常持出機器、書類の指定
- 7 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- 8 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- 9 その他必要と認められる事項

第9節 町域内の防災機関等の役割

無線を整備している町域内の防災関係機関は、町及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ適確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること
- 2 被害状況等の通信に関すること
- 3 応援もしくは支援要請に関すること
- 4 その他、災害に関し緊急を要すること

第4章 河川防災計画

(事業部、関係各機関)

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。国や府と連携しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、総合的な治水対策を一層推進することが必要である。このため町内の一級河川等の現況危険箇所等の除去を国、府に要請し、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努めるとともに、適正な維持管理を進め、水害の未然防止を図る。

また、町には、煤谷川をはじめ数多くの木津川に合流する河川が存在し、集中豪雨の発生により、いったん河川堤防が決壊すると、被害が大きく増幅されるため、内水排除対策を推進するとともに、堤防強化を関係機関に対して要請する。

一方、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、流域の流出抑制対策や各種ハザードマップの作成等のソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な水害対策を図る。

1 河川、排水路等の整備

都市化の進展に伴う雨水の流速・流出量の増大に対応するため、河川の改修及び排水路の新設又は改良を行う。また、河川は、火災時には消火用水として利用でき、河川そのものが防火帯としての役割も果たす。このため緊急時の生活用水としても利用でき、多機能に対応できるよう整備を図る。

なお、町内を流れる主な河川等は、「資料5-1 河川一覧」のとおりである。

資料5-1 河川一覧

(1) 河川改修事業

一級河川木津川及び煤谷川については、国及び府に対して、改修促進を強く要請していく。この際、特に、市街地において大きな影響が予想される河川については、重点的に改修を進めるよう、河川堤防の強化対策、河川区域内の立木伐開伐採及び内水排除対策の推進を国、府及び関係機関に要請する。

(2) 下水道（雨水）整備事業

市街地の抜本的な浸水解消を図るため、下水道（雨水）事業の積極的な導入を図り、主として幹線水路の整備を行う。当面は、雨水路線の整備を推進する。

(3) ため池等の強化

決壊した場合に被害が予測される防災重点ため池等については、ため池監視システムにより監視体制を強化する。

(4) 築堤河川の対策

東日本大震災及び府南部豪雨を教訓に、築堤河川等では、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、河川堤防の強化対策や水路橋など河川構造物について定期的な点検及び補修を行う。

(5) 河川、水路等の維持管理

町管理の河川施設を常に良好な状態に維持することで、河川の疎通能力を確保し、浸水被害の未然防に努める。

2 樋管・樋門及び排水機場

高山ダムの放流に伴う木津川水位上昇時において、支流への逆流防止及び流域の内水排除を行い、災害防止に万全を期すため、樋管・樋門及び排水機場の適正な操作及び管理を行う。

(1) 排水施設の管理

排水樋門については、管理者は、出水時に閉鎖の操作が完全にできるよう常に点検を行い、損傷箇所を発見した場合は早急に改修する。また、管理者は、樋門及び建物などの施設の適切な管理を行う。

祝園ポンプ場及び下狛ポンプ場においては、管理者は出水時に閉鎖の操作が完全にできるよう常に点検及び調整を行う。また、ポンプ稼働に対しては、運転体制及び管理体制により

行う。

(2) 高山ダムの現状

目的	洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電		
管理者	水資源機構		
位置	相楽郡南山城村高尾		
河川名	淀川水系名張川		
規模	型式	アーチ重力式コンクリート	
	堤高	67.0m	
	総貯水容量	56,800,000 m ³	
	計画高水量	3,400 m ³ /s	
洪水調節	洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000 m ³ を利用してダム地点の計画高水流量3,400 m ³ /sを1,800 m ³ /sに調節する。		

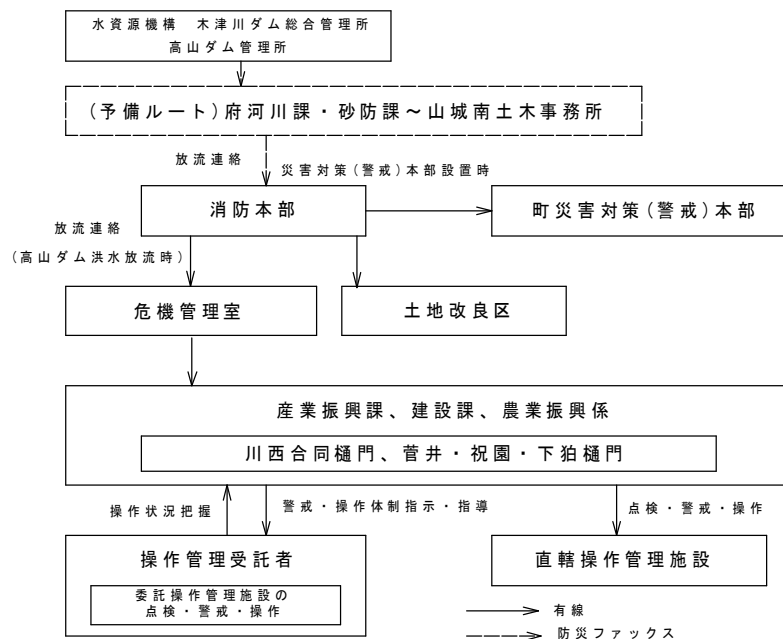
(3) 町における連絡系統

木津川の水位は、高山ダムの放流による影響が特に大きいので、水資源機構木津川ダム総合管理所と緊密な連絡をとり、放流等の通報を受け関係連絡先への通報を行い、災害防止に万全の措置を講じる。

淀川本川及び木津川の洪水を調整するため高山ダムから放流されるとき、木津川ダム総合管理所からの連絡系統は、次図のとおりである。受信については「資料 4-6 高山ダム放流連絡・受発信紙（様式第 14 号）」の用紙による。

資料 4-6 高山ダム放流連絡・受発信紙

図 高山ダム放流連絡系統図（町関係）



第5章 林地保全計画

(事業部、関係各機関)

町内の森林面積は、国有林約 228ha 及び私有林約 320ha を含む約 645ha で町総面積の約 25% を占めており、豪雨などによる山地災害を防止・軽減するため林地の保全対策の必要性が増大している。

治山事業は府により計画的に実施されており、その他、人家の裏山、道路や耕地に被害をおよぼす山林の小規模な事業についても合わせて施行し、生活環境の保全及び地域の防災施設の計画的な整備をすすめるとともに、荒廃により災害の原因となる恐れがある森林については要適正管理森林の指定を行い、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の雨水貯留浸透機能を有する森林（里山林）として保全管理に努める。

第6章 砂防関係事業計画

(事業部、関係各機関)

土石流等の発生を防止し、下流域を含めた災害を防除するための治山施設及び砂防設備等の整備・促進について定める。

1 土石流対策

現在、下狛地区に特別警戒区域1箇所、警戒区域2箇所が、山田地区に警戒区域1箇所が指定されている。土石流からこれら地区の人命・財産を守るため、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配15°以上）がある場合、総合的な調査を行い、危険区域に対して土砂災害監視システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。また、砂防堰堤等の整備が必要な場合について府に要請し、特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や、集会所等の施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

- (1) 土石流危険溪流に指定されている溪流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。
- (2) 土砂災害警戒情報システムの情報を活用し、土石流に対する警戒避難体制を充実する。
- (3) 防災マップ、パンフレットの住民への配布等により、土石流危険溪流の周知徹底、防災知識の普及を行う。
- (4) 土石流危険溪流付近の住民を中心に、土石流危険溪流ごとの情報連絡体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の警戒避難方法の周知に努める。
- (5) 土石流危険溪流以外についても、調査及びパトロールを実施し、現状把握に努める。

資料 3-4 風水害に関する用語

資料 5-6 土砂災害危険箇所図

2 地すべり対策

地すべりは地中の粘土質等をすべり面として土塊が滑り落ちる現象で、一見ただけでは山崩れとは判断しがたいが、最初は緩慢な活動に始まって最後は山崩れと同じような崩壊をするもので、主な原因は地下水に起因しているのが特徴である。町内における土砂災害警戒区域としては東畑地区に1箇所、乾谷地区に1箇所、指定されている。

土砂災害警戒区の地すべり運動の把握を的確に行うために、各種の調査を府に要請して、町内の地すべりの特性に合致した対策工を施工する。また、地すべり危険箇所について、地元住民への周知を図る。

昭和47年指定分については、対策として地下水の排水工と擁壁、合掌柵による抑止工が完了しているが、今後も観察し、必要があれば対策を検討するよう府に要請する。また、追加指定分についても、今後観察をしながら対策を検討するよう府に要請する。

- (1) 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- (2) 地すべり調査結果に基づいて、地すべり防止区域の指定を促進し、特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。
- (3) 地すべりと地下水・地表水との関連の調査に努め、必要ある場合は、地下水・地表水を排水するための集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等の措置を行う。
- (4) 地すべりの兆候を発見した場合、府と連携し、地すべりを抑止するための擁壁工、杭工等を施工する。
- (5) 地すべり危険箇所等の把握や予・警報機器の整備及び警戒避難体制の整備の指導を行う。

資料 3-4 風水害に関する用語

資料 5-6 土砂災害危険箇所図

3 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日制定）に基づき急傾斜地崩壊危険区域について調査検討

の上、知事が指定した土砂災害警戒区域が、下狛地区に5箇所、南稲八妻地区に4箇所、東畑地区に17箇所、柘榴地区に7箇所、乾谷地区に7箇所、菱田地区に2箇所、山田地区に10箇所、北稲八間地区に8箇所存在する。平時からこれらの現況を確認し、崩壊の兆候や現に崩壊している現場を発見した場合には、直ちに府と調整する。

(1) 区域の指定及び指定基準

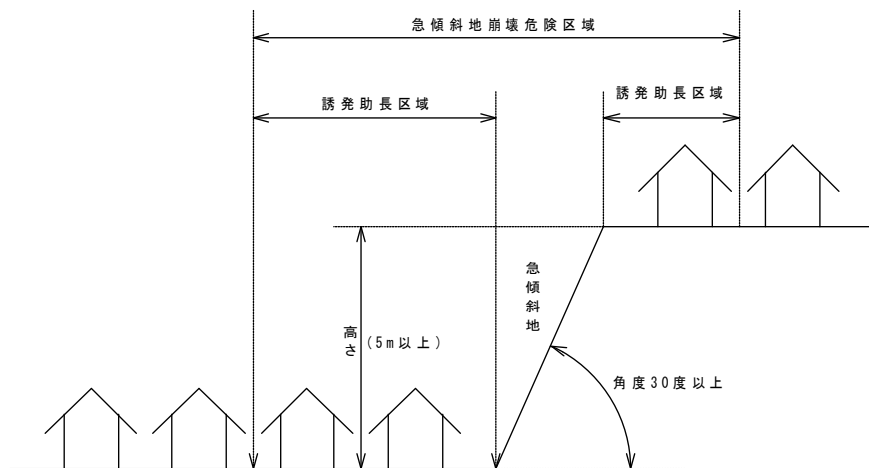
ア 区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を、府知事が町長の意見を聴取して急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

イ 指定基準

傾斜度が30度以上、高さが5m以上の崖で崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上ある地域又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地域。

図 急傾斜地崩壊危険区域指定基準



(2) 規制内容

次の行為について、府知事の許可を必要とする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、当該危険区域の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他行為についてはこの限りではない。

- ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ のり切、切土、掘さく又は盛土
- エ 立木竹の伐採
- オ 木竹の滑下げ又は地引による搬出
- カ 土石の採取又は集積
- キ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令の定めるもの

(3) 崩壊防止工事の実施及び採択基準の概要

ア 工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を施行することが困難又は不相当と認められる場合に、府が実施する。

イ 採択基準

- (ア) 急傾斜地の高さが10m（人家等に被害があったものについては5m）以上あること。
- (イ) 移転適地がないこと。
- (ウ) 人家おおむね10戸（当該年発生の風水害、震災等により急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置すれば時期降雨等により被害が拡大するおそれのある場合、人家5戸以上、または重要公共施設）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあること。

(4) 指定区域の警戒避難体制の確立

急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合は、自治会等と連携し、この計画に基づき情報

の収集伝達を行い、急傾斜地の崩壊による災害を防止するための警戒避難体制を確立する。
また、急傾斜地崩壊危険箇所について地元住民への周知を図る。

ア 急傾斜地の調査として、規模・形態・土質、被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無を調べる。

イ 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。

ウ 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊対策事業を推進する。

エ 危険区域ごとに、豪雨及び地震予・警報等についての情報の収集及び伝達体制を確立する。

(5) 警戒避難計画の策定

今後において区域指定された急傾斜地及び著しく崩壊のおそれのある急傾斜地に対しては関係各課で警戒避難計画を定め、災害時の被害の軽減に努める。

4 土砂災害警戒区域等における対策

町は、府や地域住民等と連携して、土砂災害から人命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号：以下、土砂災害防止法という）」に基づき、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備等の対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報システム

府と京都地方気象台により、土砂災害警戒情報が発表される。また、土砂災害警戒情報システムを活用する。

ア 土砂災害警戒情報

府と京都地方気象台が、大雨による土砂災害のおそれがあるときに、市町村の避難準備・勧告等の判断や自主避難の目安の一つとなるよう発表するもので、市町村とともに、報道機関を通じて地域住民にも伝達される。

イ 土砂災害警戒情報システム

本システムは気象台による精度の高い降水予測（解析雨量）と、府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

ウ 町への情報提供

府は、町に対して、府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Webで発信を行う。

(2) 事業計画

土砂災害防止法第7条の規定に基づき、知事により警戒区域の指定を受けた区域については、土砂災害警戒区域における警戒避難対策を以下により確立し、地域住民の安全を確保するとともに、土砂災害ハザードマップ等の作成・配布により、住民に対し危険区域、土砂災害に関する情報、情報の発令基準及び伝達方法、自主避難所、指定緊急避難場所等を周知する。

なお、災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備のため保安林として指定されている区域、地滑り防止区域、降水や出水によるがけ崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。また、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設は災害リスクの少ない地域への立地を進めるよう努める。

ア 土砂災害警戒情報等の伝達方法

土砂災害警戒区域内にある自治会等及び要配慮者利用施設については、地域住民及び要配慮者の迅速な避難をめざし、土砂災害警戒情報及び雨量等の情報を町から各自治会等の責任者及び要配慮者利用施設管理者に伝達する体制を確立する。伝達方法は「初動期対応マニュアル」の「大雨、洪水等の警報発令がみこまれるとき」に準じる。

イ 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域にある住民の土砂災害時における自主避難所、指定緊急避難場所及び指定避難所を予め指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導體制については、自治会等と協議しつつ順次定める。

(3) 協力体制の充実

ア パトロール等の実施体制の整備

町は府と連携し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災パトロール等を行い、危険箇所の状況を常に把握できる体制とし、当該箇所等に変化が見られた場合、直ちに専門家の診断等を受ける体制を整備する。また、土砂災害危険箇所等の周辺の消防団、自治会等に対しては、土砂災害の前兆現象等の異常現象を発見した場合、直ちに、通報する体制を整備する。

イ 住民への周知

町は、平常時より土砂災害危険箇所等を示したハザードマップ等を作成、配布するとともに、土砂災害危険箇所等の区域内に要配慮者利用施設がある場合は、地域住民、施設の管理者等に文書等により周知する。

ウ 応急対策の協力依頼

応急措置及び応急対策活動に必要な人員、資材の確保等に関し、緊急時に即応できる体制を整備する。

資料 1-11 災害発生時における緊急対応に関する協定書

資料 5-7 土砂災害警戒区域指定箇所一覧

第7章 農業施設防災計画

(事業部、ため池管理者等)

農業施設のなかでも、ため池については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、重点的に順次補強事業を実施するとともに、監視、管理及び保全指導の徹底を期す必要がある。近年異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、国の国土強靱化政策を積極的に活用し、緊急性等を踏まえて、ため池監視システムの導入等の施設整備を実施する。

1 自然災害対策

町の主なため池は、「資料 5-8 ため池一覧」のとおりであるが、防災重点ため池については、改修及び監視・管理体制等の強化を図る。

資料 5-8 ため池一覧

(1) 行政による補助

- ア 国庫補助事業並びに府単費補助事業等により、防災重点ため池その他の施設の補強整備に努める。
- イ 台帳整備と保守管理の徹底、町内における各ため池の情報等を記載したため池台帳を整備し、地域の防災対策等に役立てる。また、平常時における保守点検及び維持管理の指導をため池管理者に対して徹底する。
- ウ 点検調査及び防災対策工事の実施を定めている「防災重点ため池」に重点を置きたため池監視システムによる継続的監視を行い、ため池管理者に対して注意を促すとともに、必要な対策工事や措置を行うよう指導に努める。

(2) 町、土地改良区及び農業用施設管理団体における計画事項

ア ため池

- (ア) 巡視による異常事態の早期発見と通報、連絡体制の充実、草刈りの励行
- (イ) ため池監視システムによる継続監視
- (ウ) 斜樋、底樋の排水体制の点検整備
- (エ) 堤体の応急補強と通行規制
- (オ) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- (カ) 不用貯水の排除及び事前放流

イ 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落し方式のものを含む。）の整備点検と操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないようまた、取水ゲートから河水が堤内地に流入しないよう措置を講じる。

ウ 用排水路

- (ア) しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- (イ) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を的確に行う。

エ ポンプ

- (ア) 原動機ポンプ及び附帯設備の点検、整備、試運転を行い非常時に備える。
- (イ) ディーゼル機関の燃料の確保、保管
- (ウ) 浸水するおそれのある揚水ポンプ用原動機の格納
- (エ) 揚水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

オ 農道

路面の補修、側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

2 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視、点検調査を実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし、積極的な協力を呼びかける。

3 農道等の確保・整備

農業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道等の確保・整備を推進する。

4 農地保全のための地すべり対策

地すべりにより農地等が流亡・埋没する恐れのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する。

第8章 内水対策計画

(事業部)

町域の東部を流れる木津川は、縦断勾配のゆるやかな築堤河川となっている。川沿いの低平地には古くから水田が開けて農村集落が形成されていたが、戦後の高度成長期には新興住宅地として急速に市街化が進んだ地域もある。

これら低平地の多くは、大河川の増水時には地盤高が河川水位よりも低く、内水による浸水被害を軽減するための総合的な内水対策が必要である。

町は、下粕ポンプ場及び祝園ポンプ場の安定的稼働施策に努めるとともに、煤谷川の府担当水域（自衛隊正門から下流）河川整備について共働してまた、雨水路の整備等の対策により浸水対策を着実に実施する。

第9章 道路及び橋梁対策計画

(事業部、関係各機関)

道路、橋梁は、住民の日常生活や生産活動を支える輸送等の交通の機能だけでなく、災害時には、救援・救護、消防活動、避難、災害医療等の動脈となり、また火災の延焼を防止する延焼遮断帯となるなど、多様な機能を有している。したがって、災害によって道路、橋梁等が損壊した場合、与える影響が大きいと、それらの整備及び耐震性強化を平常時から推進することは重要であり、国の国土強靱政策を積極的に活用する。

1 道路及び橋梁の維持補修

平素から災害に備え、道路、橋梁等の被害を未然に防止し、又は被害の誘因となるものを排除する等、常に維持補修に努め、災害時にその機能が低下しないように整備を図る。また、町道の橋梁については、メンテナンスサイクルを確立し、計画的に補修を行い施設の適切な維持・管理を行う。

2 道路改良事業等による根本的対策

- (1) 国や府の道路整備計画に合わせ、町の道路整備事業などによる道路の新設等の推進を図るとともに、既設町道の未着工改良区間については、道路整備計画に基づいて道路改良に努め、機能の強化を図る。
- (2) 一つの道路が災害によって交通不能となった場合のう回路又はバイパスとして適当な道路の改良を行う。

3 災害発生前の緊急予防対策

- (1) 道路の路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起こったときやその可能性があるときと認められたときは、通行人や車両等の安全を確保するため、注意標識、通行止め標識を設置する。
- (2) 道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに、臨機に必要な措置を行う。
- (3) 流失のおそれ又は流水を阻害して付近に溢水をおよぼすおそれのある橋梁等を保全又は改善するため、橋脚の塵埃排除及び補修、橋台、石積等の補強及び改良などを行う。
- (4) 冠水するおそれのある道路及び冠水によって民家に浸水を来たすおそれのある道路については、冠水原因となる側溝、水路、河川等の溢水を防ぐため、排水対策を推進する。

資料 5-24 道路状況図、緊急輸送道路一覧

4 緊急輸送道路の整備

府地域防災計画において、緊急輸送道路ネットワーク計画の推進が位置づけられており、緊急輸送道路である京奈和自動車道、国道 163 号、主要地方道府道奈良精華線、山手幹線、八幡木津線、生駒精華線及び指定緊急避難場所への主要アクセス道路については、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関とも調整を図り、道路整備、災害防止などに努める。

資料 5-24 道路状況図、緊急輸送道路一覧

5 自転車道

異常気象時における一般道路の通行規制区域ではないが、自転車道（京都八幡木津自転車道）において、木津川の水位が上昇した場合は、開橋前後の区間において通行禁止の措置をとる。

通行制限水位は、国土交通省の木津川加茂テレメータで、-1.00mである。テレホンサービス（0774-76-3942）で確認のこと。上記水位を電話で確認の後、-1.00mを越えれば、山城南土木事務所で施錠し通行禁止とする。

第 10 章 防災営農対策計画

(事業部、関係各機関)

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の推進と、防災的見地からの営農指導を行う。なお、各作物別、災害別の予防対策は、府地域防災計画の防災営農対策計画による。

1 風水害予防対策

町の農作物は、水稻、野菜、果樹等であり、それぞれの風水害の予防対策を計画的に推進する。

- (1) ビニールハウス等園芸施設については、倒壊等を防止するため、支柱等により施設を補強する。
- (2) 農作物については、倒伏しないように支柱等で補強し、また、早めに収穫するなどの対策を講じる。
- (3) 圃場については、畦畔を補強し、水路を清掃する等の対策を講じる。

2 晩霜と低温障害予防対策

町の農作物について、それぞれ晩霜と低温障害の予防対策を計画的に推進する。

3 干害予防対策

町の農作物に干害発生のおそれのある場合、その予防対策を計画的に推進する。

- (1) 土地改良区及び農業水利団体（組合）は、干害発生が予想される前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下の無いことを確認し、漏水損失等の無いよう水利施設の整備、補修を行う。
- (2) 干害発生のおそれのある場合、用水の利用を最も有効に使用方法により節水を行い、干害の未然防止に万全を期す。
- (3) 農作物については、敷草を施すなどして乾燥を防ぎ、また干ばつにより病気が発生するおそれがある場合は、薬剤散布を行うなどして予防を行う。

第 11 章 造成地災害対策計画

(事業部、関係各機関)

造成地での災害を予防する。

1 宅地造成等による災害の防止

町周辺部における大規模な宅地造成に伴い、崖崩れ、造成地の土砂流出等の災害が予測される事情をかんがみ、これらの地域に対し、法に定める技術基準の確保が図れるよう、災害防止上必要な対策及び指導、巡視点検を強化する。

(1) 開発行為に関する規制

都市計画法に基づき、町域を「市街化区域」及び「市街化調整区域」に区分する都市計画が昭和 46 年 12 月 28 日に告示されたことに伴い、市街化区域では、500 m²以上の規模の開発行為は知事の許可を要することとし、また、市街化調整区域では原則として開発行為を禁止することにより、災害防止及び環境整備等を強力に推し進める。

(2) 町宅地開発事業に関する指導要綱

町では、街づくりの基本構想である「人を育み未来をひらく学研都市精華町」の実現を図るため、宅地開発事業に関する指導要綱に基づき指導を実施している。これは無秩序な市街化を防止するとともに、災害の防止及び緑地、文化財等保全を必要とする区域を確保し、公益用地、道路、公園、水道及び交通施設等の都市施設を整備し、良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の発現を図ろうとするものである。

なお、500 m²未満の開発行為に対しては、宅地開発事業に関する指導要綱を準用した「小規模宅地開発等に関する指導要綱」に基づき指導を実施している。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

災害により、宅地(擁壁、法面等を含む。)が、大規模かつ広範に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、京都府が行う「被災宅地危険度判定士」の養成に協力する。また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう、京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備に基づく運用性の向上を図る。

第 12 章 建築物防災計画

(危機管理室、事業部)

町民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策にあわせて、大規模自然災害発生時に機能を十分発揮できるよう、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的に適切な維持管理を行とともに、庁舎をはじめとする町管理の公共施設の長寿命化を推進する。推進にあつては、国の住宅市街地総合整備事業助成及び優良建築物等整備事業助成を積極的に活用する。

1 公共建築物対策

(1) 避難施設等の機能の確保

緊急時において、地域防災拠点もしくは避難施設として使われる公共施設については、施設の有する防災上の目的に応じて機能の確保を図る。特に新築時は、その使用目的、構造特性等による防災計画を考慮した設計を行い、適正な工事施工を行うとともに、多数の住民が利用する建築物については、より安全性をもった設計や建設を行うよう指導する。また、建築後定期的に検査を行い、防災上の有用性の観点から、必要に応じて改修を実施する。この際、国の国土強靱化政策を積極的に活用する。

(2) 既存施設の対策

既存建築物については、適切な維持保全を行うとともに、防災諸計画の改定に伴い、防災上の機能を強化するよう改修の促進に努める。

(3) 町営住宅等の活用

多数の避難者の生活を安定させるため、町営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保するとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退きの基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居できる体制を整備する。

2 民間建築物対策

民間建築物の防災対策としては、新築時では、現行の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合させることを基本とする。また、都市の不燃化及び安全性を向上する建築物の建築促進を図るため、共同住宅等においては特に住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 156 号）による融資制度の活用等により、耐火建築物、準耐火建築物とするよう誘導する。

(1) 多数の住民が利用する建築物

ア 建築基準法第 12 条の規定に基づく定期調査報告の活用により、建築物の定期調査を促進し、防災性能の向上を図る。

イ 発災時には、多大な被害の発生が予想されるため、計画段階から適切な設計、工事を指導する。また、建築物の定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。

(2) 個人住宅等その他の建築物

個人住宅等その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、以下の対策を進める。

ア 建築関係団体の協力を得て、耐震相談窓口を設置するとともに、住民への広報やフォーラム等による制度周知を実施し、耐震設計や耐震診断、改修及びブロック塀の安全性確保について、普及・啓発活動を行う。

イ 宅地防災工事融資の活用

府から、宅地の土砂の流出などの災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた者に対し、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置(旧擁壁の除去含む)の工事のため、独立行政法人住宅金融支援機構からの融資の積極的な活用を促す。

(ア) 対象者

急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた者

(イ) 概要

融資限度額 1190 万円

償還期間 20 年以内

ウ 地すべり等関連住宅融資の活用

地滑りや急傾斜地の崩壊により被害を受ける恐れのある家屋の移転、代替住宅建設、購入する場合、独立行政法人住宅金融支援機構からの融資の積極的活用を促す。

(ア) 対象者

関連事業計画または勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、府から移転等を要することの証明書の発行を受けた者

(イ) 概要

a 融資対象住宅 地すべり関連住宅 土砂災害関連住宅 密集市街地関連住宅

b 融資限度額

建設 1680 万円(移転又は建設) 970 万円(土地取得) 購入 2650 万円

c 返済期間 35 年

3 木造住宅等の対策

建築物単体の防災対策として耐震診断を促進する。

4 建築物防災対策体制の整備

町関係部局、府内特定行政庁、建築関係団体等との協力・連携により建築物防災対策体制の強化を図る。

第 13 章 文化財災害予防計画

(教育部)

本節では、町内に存在する国・府指定等の文化財建造物について、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」(平成 8 年 1 月 17 日策定)に基づいて、所有者等に防災施設等の充実について指導助言を行う。

資料 5-23 文化財一覧

1 危険箇所の調査

危険箇所を調査し、防災性の強化を図る。

2 文化財保護対策

- (1) 所有者等の意向を踏まえながら、自動火災報知設備、消火設備、避雷針などの総合的な防災設備の設置に努める。
- (2) 発災時には、水道が使用不能になるおそれもあり、万一の火災に備えて防火水槽等の整備とともに、自衛消防施設の充実をうながす。
- (3) 文化財の所有者又は管理団体に対する防災の組織、災害時における防災の方法等文化財の防災措置の指導を徹底する。
- (4) 災害時における文化財の避難、搬出について施設に応じた詳細な計画及びマニュアル作成、消防訓練の指導等を行う。
- (5) 災害により万一被害を受けた場合に、復元、修復等がスムーズに行われるよう、ビデオ、映画、写真などの方法を用いて、現状の文化財の調査及び映像の保存を進める。
- (6) 文化財防火デー等の行事に種々の訓練を行う。
- (7) 消防本部と文化財の防火に関係ある機関との連絡、協力体制を確立する。
- (8) 町は、災害に備えて古文書等の専門的職員を配置するとともに、公文書等を管理するなど、知的財産を保全する。

3 補助金及び融資の活用

(1) 補助金

防災事業等については、国指定文化財に対して国庫補助金や「京都府文化財保存費補助金」、府指定・登録文化財等に対して、「京都府指定・登録文化財等補助金」、町指定文化財やその他貴重な文化財に対して「京都府社寺等文化資料保全補助金」や「精華町文化財補助金」といった補助制度がある。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針などの設置や修理、保守・点検等の事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

(2) 融資

公益財団法人京都文化財団(文化財保護基金室)の行う融資制度

長期 最長 10 年償還等

融資対象は補助金事業に準ずる。

第14章 危険物等保安計画

(消防本部、関係機関)

危険物、高圧ガス及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止する。

1 危険物の予防対策

(1) 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状であるため、以下の対策を図る。

ア 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。

イ 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。

ウ 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において行政指導を実施する。

エ 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

(2) 危険物取扱者制度の効果的な運用

危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、とともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導するとともに、保安講習未受験者に対し保安講習の受講について指導する。

2 高圧ガス対策

(1) 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速、かつ、的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

(2) 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

(3) 火災に対する予防

高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

(4) 保安指導

ア 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期的に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導する。

イ 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図り、防災対策に努める。

ウ 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

3 原子力以外の放射性物質対策

(1) 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図る。

(2) (1)に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の協力を図る。

第 15 章 消防及び水防計画

(消防本部(団))

消防法に定める対象物に対する防火管理制度と消防用設備等の設置並びに町火災予防条例に基づき、火災予防及び水防諸活動を実施して、住民の生命と財産を火災及び水害から守る。

第 1 節 消防計画

1 予防査察計画

- (1) 定期予防査察
- (2) 随時予防査察
- (3) 特別予防査察

防火管理者を置く対象物又はこれに準ずる防火対象物を年間を通じて定期的に予防査察を実施し、特に必要と認められた対象物は臨時、特別の査察を実施する。

2 講習

- (1) 毎年 1 回、甲種防火管理者の講習会を実施する。
- (2) 工場、事業所等に対して適時、防火講話、座談会を開く。

3 火災予防の広報活動

春秋の全国一斉火災予防運動期間中及び毎月 1 日の火災予防デー又は計画によるもの及び異常気象時には、広報車、消防車を利用して町内全域を巡回広報する。

また、住宅用火災警報器設置の啓発・促進を図る。

4 消防施設整備強化

(1) 署 所

ア 都市規模の拡大化と市街地形成の促進により消防機構や防災体制は、必然的に変化し充実させなければならないものであり、団地の成形されていく地域に対する早期出動態勢を確立しなければならない。

イ 広範囲にわたる予防消防の充実を期するため、徹底した火災予防にあたるため消防職員の資質向上に努める。

(2) 消防用機械器具

ア 消防力の整備指針に基づき機械力の充実を図るため、消防ポンプ自動車の増強と特殊火災に対処するための車両等の導入に努める。

イ 災害現場活動を容易にするため通信連絡網の充実を努める。

ウ 老朽した消防機械及びその他機器の更新整備を図る。

(3) 消防水利

消防水利の大部分を占める消火栓は、水害による水道管の水没等により全く機能しなくなる事態の発生が予測されるため、災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進める。

市街化の進展状況や火災危険度等を勘案し、耐震性防火水槽の整備を図るとともに雨水貯留施設の活用や、河川、プール、池等の多様な消防水利の利用も推進する。

(4) 自然水利の活用

プールの水、河川、井戸及び池等の多様な消防水利の利用を推進する。

資料 5-9 消防機器材配置状況

5 出火の防止

発災直後の出火を可能な限り低減させるため、平常時から以下のことについて、徹底を図る。

(1) 出火防止に対する意識の強化

ア 災害直後に、火の元の確認やブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖など、出火防止のための処理を行うことの必要性の意識づけを図る。

イ 電気、ガス、ストーブ等の近くにある可燃物の除去の励行を図る。

(2) 漏電火災の防止

災害後の通電によって、スイッチの入ったままの電気器具により火災が発生することから、製造者に災害直後にブレーカーが自動的に切れる装置の普及を求める。

(3) 火気使用設備・器具の安全化

- ア 石油ストーブ、ボイラー等の火気使用設備・器具の耐震安全装置、住宅用消火器の普及と啓発に努める。
- イ 使用者に設備・器具の適切な維持管理、住宅用防災警報機（住宅用火災警報器）の設置を啓発する。

(4) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を製造及び保管する製造業、工場、卸売業、学校、病院、研究所等の施設に対し、以下の項目の指導を図る。

- ア 容器の落下防止、保管棚等の固定化、混合混触防止のための薬品の隔離保管等
- イ 危険性の高い化学薬品の性状、潜在危険性、緊急時の措置など防災意識の啓発
- ウ 災害時の防災マニュアルの作成と定期的な防災訓練の実施

6 消火体制の強化

火災や災害の発生に対し、消火、被災者の救出、住民の安否確認、必要な避難誘導は、地域に密着した消防団の活動に負うところが大きい。特に、初期消火は非常に重要であり、延焼拡大を防ぐうえでも、消防本部と消防団が一致協力して消火にあたることが求められている。また、道路の交通障害などで消防車等による消火活動が困難な事態も予想されるため、住民による初期消火活動も、きわめて大切である。

(1) 住民の消火活動の条件整備

- ア 住民が手軽に使用できる消火器や消火バケツの配備を充実する。
- イ 消防団と自治会等との連携を強化する。
- ウ 地域の防災組織として、自主防災組織の強化とともに、防災体制の強化を図る。
- エ 住民一人ひとりが初期消火を実施できるよう、あらゆる機会をとらえ機器の使用の習熟も含め、初期消火訓練や意識啓発を行う。
- オ 防火対象物に設置されている消防用施設等については、耐震性の強化など地震時の機能確保を指導する。

(2) 消防団の強化

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしているが、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、全国的に団員数が減少する中で長期的に消防団員を確保する必要がある。

今後も地域における消防団活動の一層の充実を図るため、青少年層や女性への積極的な参加の促進を図る。また、自治会等と連携を強化するなど、消火体制に万全を期す。

- ア 消防団員の確保など組織の強化を図り、訓練を充実させる。
- イ 消防団のリーダーへの携帯用無線機等を充実させ、情報連絡体制の整備を図る。
- ウ 消防団積載車及び多機能消防車両の配備など災害能力の向上
- エ 機能別分団の導入に努める。
- オ 各地域の要所である消防団詰所で、老朽化した建物の改築を早急に促進する。
- カ 消防団協力事業所表示制度など企業協力の促進

(3) 町内の消防体制の強化及び連携の推進

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、また、消防学校等による消防職・団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OBの活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを府と連携して進めるとともに、実践的な訓練を採り入れ、消防団の機能強化を図る。

7 火災の拡大防止

住宅密集地等が存在する地域は、初期消火に最善をつくしても、火災が拡大するおそれがあるため、火災の拡大を防止するうえで、相互応援協定の締結、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

(1) 都市構造や災害様態の変化に応じた適正な消防力の整備・増強を図る。

(2) 地震時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、有効な資器材等の開発研究を進めるとともに整備を行う。

8 災害防御調査の実施

町は、災害に対して適切な防御活動を行うことができるよう、消防本部と共同して、定期または随時に消防地理、消防水利及び災害危険区域を調査する。

(1) 消防地理調査

消防活動をするための地形、建物、道路、河川等の状況の変化について、定期的に調査を実施し、この結果に基づいて消防本部の配備を行う。

(2) 消防水利調査

管内の消火活動に必要な消火栓、貯水池等の消防水利の状況の変化について定期的に調査を実施する。

(3) 災害危険区域等の調査

木造建物密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス、山崩れ、崖崩れ発生予想箇所等、災害発生に際し、拡大災害になるおそれのある箇所あるいは高層建物、大型木造建物等の特殊建物について調査し、これらの地域及び建物を災害危険区域(又は重要区域)に指定し、定期又は臨時に立入検査を行い、態様の変化を把握する。

第2節 水防上必要な諸活動等の計画

水防上必要な諸活動の大綱は、水防法第32条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、町域内の水防上必要な諸活動について示す。

1 水防責任と水防事情

(1) 水防責任

水防管理団体たる町は水防の第一次の責任者であるため、町は水防法の定めるところに従い水防組織を整備し水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等、水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動等を率先して実施する。

(2) 水防事情

近年宅地開発により降雨を貯溜していた山林、農地が少なくなり、河川水路への出水を早め、溢水、氾濫、破堤の懸念があり、災害が発生する危険性が高まっている。このような状況から毎年水防に課せられた使命が非常に大きいことを自覚し、現状における水防業務には水防組織の総力をもって対処して被害を最小限度に抑制し、社会秩序を保持するよう努めなければならない。また、水防業務は水防組織の力だけでは十分でないため、住民の自発的協力を得て万全を期す。

2 水防組織の平常時における活動

(1) 水防事務の分掌

水防業務を処理する水防団は、消防団が兼務するものとし、消防本部にあつては精華町水防活動規程第6条により、消防小隊を水防小隊に編成替えし、その総務は、平常時においても次の事務分掌を担当する。

ア 水防に関する広報及び諸情報の収集並びに連絡、報告に関すること。

イ 水害予防対策の調査研究に関すること。

ウ 水防関係機関との連絡に関すること。

エ 水防施設及び資材の整備点検に関すること。

オ 水防業務の研究、教養指導に関すること。

(2) 平常時における水防

ア 水防管理者は、巡視員を定め、資料編に示す「重要水防区域」及び「町域で指定された河川」について、随時巡視を行い、水防上危険な状況がないかどうかの点検を行う。異常等が発見された場合は、当該施設管理者に連絡し、必要な措置を求める。

イ ため池、樋門等の管理者は、予め監視連絡員を定め、特に雨期前樋門又は余水はけ施設の点検を厳重に行い、出水時の操作上の支障排除に努める。

資料 5-5 重要水防区域一覧

資料 5-1 河川一覧

(3) 輸送の確保

水防時出水地域の人命救出作業、資材の運搬や緊急連絡用として必要なトラック等車両に

ついて、借上げ計画を作成しておく。

(4) 水防訓練

水防時における防ぎょ活動の迅速的確を期すため、年1回以上、水防訓練を行う。

3 水防用資器材等の備蓄

(1) 水防倉庫

ア 水防倉庫は、水防用資器材を備蓄するもので、小河川においては必要な箇所、直轄河川においては堤防延長4km毎に1箇所とする。

イ 大きさは19.8㎡を標準とする。

ウ 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のない場合は、堤防内法肩その他支障のない箇所に設置する。

エ 町内に設置の水防倉庫は、資料5-12のとおりである。

なお、府水防倉庫は、山城南土木事務所内に設置されている。

資料5-12 水防倉庫及び水防用資器材備蓄数量一覧

(2) 器材及び資材

水防資器材の整備充実については、京都府水防用設備資材器具備蓄基準に基づく。

資料5-12 水防倉庫及び水防用資器材備蓄数量一覧

第16章 鉄道施設防災計画

(西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社)

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社の災害予防規程に定めるところに従い、町と平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておくほか、防災拠点化、バリアフリー化を促進する。

(1) 諸施設の整備

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ア 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- イ 河川改修に伴う橋りょう改良
- ウ のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- エ 線路、補修及び改良強化
- オ 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- カ 建物等の維持、修繕
- キ 通信設備の維持、補修
- ク 空頭不足による橋けた衝撃事故の防止及び自動車転落事故防止の推進
- ケ 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- コ 危険及び不良箇所 の点検整備
- サ 倒木警報装置の点検整備
- シ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ス その他防災上必要なもの

(2) 西日本旅客鉄道株式会社の計画

ア 気象異常時における取扱い

(ア) 降雨、強風及び地震等により災害の発生するおそれがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。

(イ) 運転規制をする必要がある区間及び方法等をあらかじめ定めておく。

イ 降雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

ウ 強風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

エ 落石、地すべり及びなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

オ その他

(ア) 治山・治水事業との連携した保安度の向上

(イ) 行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

(3) 近畿日本鉄道株式会社の計画

ア 鉄道土木施設の防災対策

(ア) 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。

(イ) 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。

(ウ) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

イ 鉄道電気施設の防災対策

- (ア) 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- (イ) 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。
- (ウ) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

ウ 行政との連携

- (ア) 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。
- (イ) 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。
- (ウ) 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第 17 章 通信施設防災計画

(西日本電信電話株式会社)

災害の予防のための各種施策は、西日本電信電話株式会社の災害対策規程に定めるところに従い、町と連携を持って進める。

- 1 西日本電信電話株式会社は、主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐火構造化を図り、予備電源設備の設置等を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。
- 2 町及び西日本電信電話株式会社は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

第18章 電気・ガス施設等防災計画

(危機管理室、関係各機関)

災害時における電気、ガスのライフライン施設の機能確保はきわめて重要であり、応急対策を迅速に進めるための決め手となるため、災害時におけるライフラインの被害を最小限にとどめるための整備を図っていく必要がある。

また、災害時において、町と各ライフライン業者とが協力して取り組むことが迅速な復旧活動につながることから、災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各事業者間の連携を強化する。

1 電気施設防災計画（関西電力送配電株式会社）

災害の予防のための各種施策は、関西電力送配電株式会社の災害予防規程に定めるところに従い、町と連携を持って進める。

電気施設の暴風・洪水等に対する必要な強化対策、安全化を図り、災害時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立しておく必要がある。

- (1) 関西電力送配電株式会社は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。
- (2) 町及び関西電力送配電株式会社は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。
- (3) 町及び関西電力送配電株式会社間をホットラインで結び、緊急時の連携を容易にする。

2 ガス施設災害予防計画

(1) 都市ガス施設（大阪ガス株式会社）

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

ア 防災体制

防災業務計画により、大阪ガス株式会社及び関係工事会社等において、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

イ ガス施設対策

二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ その他防災設備

(ア) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置している。

- a ガス漏れ警報設備
- b 圧力計・流量計

(イ) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(ウ) 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

エ 教育・訓練

(ア) 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

(イ) 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

オ 広報活動

(ア) 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

(イ) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

(2) LPガス施設

LPガス事業者は、安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備等により災害予防対策を推進する。

ア ガス設備全般について、新規工事施工時、定期調査・点検時等に、防災性が確保できるように整備を進める。

(ア) LPガス設備全般について、安全性が確保できるように整備を進める。

(イ) ガス導管のポリエチレン管等への切替えを進め、耐震性の強化を図る。

(ウ) 容器は堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーン等により固定する。

(エ) 感電遮断機能を有するマイコンメーターの普及に努める。

イ 災害時対応マニュアルの作成、防災訓練の実施等のソフト面の充実を図る。

ウ 二次災害を防止し、災害時に速やかな対応ができるよう啓発活動を実施する。

(ア) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があったときは販売事業者の点検を受けるよう指導する。

(イ) 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

第19章 資器材等整備計画

(危機管理室、総務課、消防本部、健康福祉環境部、上下水道部)

必要物資の確保は、原則として調達によるが、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄による。

第1節 備蓄資器材

1 災害対策本部活動に必要な備蓄資器材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資器材については、災害発生時、その機能を有効適切に発揮できるよう、危機管理室で、常時整備する。

2 水防に必要な備蓄資器材

(1) 水防用資器材は、常時所定の倉庫に基準以上備えておく。備蓄資器材のうち、腐敗、損傷のおそれがあるものは、水防に支障のない範囲でこれを他に転用し、常に新しいものを備えるようにする。土のう、水防資材等は最悪の場合を予想して、あらかじめ収集の方法を講じておく。また、器材材料を減損したときは直ちに補充するものとし、これらの要件を充分備えるよう毎年4月末日までに点検を実施する。

(2) 以上のほか、災害の状況に応じて直ちに補充できるよう調達の計画を策定しておく。

3 防疫に必要な備蓄資器材

(1) 防疫用薬品及び器材は健康推進課において保管するものとし、その品目は次のとおりとする。

ア 薬品

クレゾール石けん液、次亜塩素酸ナトリウム液、逆性石けん液、

イ 器材

動力噴霧器4台

ウ 資材

マスク、ゴーグル、個人用防護衣

(2) 健康推進課長は、その保管する資器材について常に点検、整備に努めるとともに、災害の状況に応じ、即時調達できるようあらかじめ関係機関と調整しておく。

4 給水に必要な備蓄資器材

給水に必要な資器材については、必要に応じ日本水道協会京都府支部、府、近隣市町にその調達について協力を要請する。

資料 5-11 備蓄倉庫・主な備蓄数量一覧

5 食料及び生活必需品

(1) 生活物資の備蓄

ア 基本的な考え方

災害発生3日の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、町は滅失家屋分の補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施する。

イ 備蓄意識の高揚

町は、住民に対し、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水（一人当たり3リットル/日目安）及びマスク等個人衛生用品その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。

ウ 備蓄物資の活用

備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てる。

エ 備蓄物資の保管

町は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、避難所等で、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。

オ 町は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

(2) 米穀等食料の確保

ア 町は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

イ 府は町からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを資料編の「食料品の調達等系統」に示す。

資料 3-10 食料品の調達等系統

ウ 災害の発生が予想される場合には、町は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じて精を依頼し、精米の確保に努める。

(3) 物資の調達体制の整備

町は、町内及び近隣市町内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

(4) 物資集配地の整備

町は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を打越台に予定する。

(5) 配分計画の策定

食料及び生活必需品調達後の、炊き出しその他による食品の給食計画、生活必需品の配分計画及び支給要領を定める。

ア 町は、物資の受領・配分の責任者を明確に定める。

イ 地区ごとに物資支給責任者を定める。

ウ 配分に当たっては流通業者等ボランティアの応援を要請する。

(6) 炊出しの計画の策定

炊出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいため、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な機材も事前に把握しておく。また炊き出しにあたる要員は学校・保育所調理員、臨時雇用員、ボランティアの順で募集する。

第2節 非常用物資等の備蓄計画

（危機管理室、総務課、教育部）

災害時に住民の生命を維持する上で、必要な飲料水、食料、衛生用品、生活必需品については、個人で備蓄することを要請しているが、想定される非常時に対応するため、町も一定の備蓄を図る。

1 飲料水、食料、生活必需品の備蓄

町域をいくつかに分けた防災拠点を中心として、飲料水、食料、生活必需品について備蓄を図る。また、それらの被災時の供給のために、災害対策済み自動販売機の設置を促進する。

資料 5-11 備蓄倉庫・主な備蓄数量一覧

2 簡易トイレ、ペット用ゲージ等の備蓄

避難者が集中する学校施設等でトイレの使用不能の事態の発生が考えられるため、簡易トイレ等についても備蓄を図るとともに、ペット同行避難のためペット用ゲージを避難所に適切に配置できるように、拠点ごとに整備を図る。

3 衛生用品の備蓄

感染症予防のための避難所用資器材、マスク、消毒液、空気清浄機、非接触型体温計、血圧計及び酸素濃度計等を備蓄する。

第20章 防災知識普及計画

第1節 職員に対する防災教育計画

(危機管理室)

町職員及び防災関係業務に係わる職員に対して、防災知識の普及・啓発に努め、災害応急対策計画に基づく災害応急対策の遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、図上又は現地訓練を行う。

1 職員に対する防災教育

(1) 印刷物による防災教育

職員として知っておくべき防災の基礎知識等について庁内紙に特集記事を掲載するほか、事務の手引きとなるパンフレット、刊行物などを関係職員に配布する。

(2) 研修会等の実施

防災に関する知識、防災活動及び応急対策活動等についての職員に対する研修会、講習会等を随時実施し、関係法令や防災計画の内容運用等を周知徹底するよう努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。また、防災関係機関等との交流を行う。

2 活動マニュアルの整備

(1) 職員災害等初動マニュアルの整備

災害発生直後の「初動期対応マニュアル」を作成し、すべての職員が常時携帯し、災害発生時に常に確認できる体制を整備する。初動マニュアルにおいては、特に勤務時間外に災害が発生した場合の初動体制を明確にする。なお、初動マニュアルは、危機管理室の指示に従って必要な部局において作成する。

(2) 各課の実働マニュアルの整備

災害対策本部及び課体制の整備とあわせ、災害時の迅速な対応を図るため、各課が的確に役割を果たせるよう、非常時配備体制及び連絡体制を整え、具体的な内容の「実働マニュアル」を整備し、各職員の役割について、周知徹底と自覚を図る。

第2節 住民の防災知識普及計画

(危機管理室、消防本部、住民部)

広く住民の防災意識を高め、防災活動に対する理解と協力を得るため、平常時から各種広報媒体を活用し、町の防災計画の概要、気象の知識、避難救助の措置についての効果的な防災教育及び広報を行うことによる、防災知識を普及させるための必要な事項を定める。

なお、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努める。

1 地域防災リーダー等の養成

地域、企業、団体等(共助)における防災の担い手として活動する防災リーダーを養育成する。

2 防災意識の向上

(1) 水防に関する知識の普及

山間部の開発、宅地の造成等により、山林や田畑による降雨貯溜が減少し、近年の異常気象等から過去の記録をはるかに超える降雨も考えられ、出水の様態が過去の被害からは予想され得ない事態も考えられる。考えられるあらゆる事態の危険度について、知識の質を高め、水防に関する知識の普及を図る。

(2) 防火意識の高揚

生活様式の変化による火災の増加の傾向に対処するため各種団体の協力を求め、防火意識の高揚に努める。

3 住民に対する広報

(1) 普及の方法

ア 印刷物による普及

各関係機関は防災マップとともに、広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等

を活用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

イ 映画、ビデオ等による普及

(ア) 町内各地で災害予防広報映画会を開催し、災害予防知識の普及に努める。

(イ) 必要に応じ、防災に関しての講習会などを実施する。

ウ 記念事業による啓発

防災の日(週間)、防災とボランティアの日(週間)、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間等、各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

エ 巡回による普及

必要に応じ、広報車、消防車により防災巡回広報を実施し、また、異常気象時等には随時広報車又は消防車を利用して巡回広報に努め防災知識等の普及を図る。

オ 報道機関による普及

災害予防に関し、特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。

カ 社会教育等を通じての普及

(ア) P T A、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体等の会合、各種講演会及び集会を通じての普及

(イ) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

(2) 普及の内容

ア 災害に関する一般的知識

イ 日常生活における減災に向けた取組

(ア) 住宅、家屋の整理点検

(イ) 火災の防止

(ウ) 非常食料、非常持出品の準備

(エ) 避難行動計画(避難所、避難場所、避難路等)の確認

(オ) 災害危険箇所の把握

(カ) 適切に避難行動するためのマイタイムライン(避難計画)の作成

(キ) 応急救護

(ク) 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資

ウ 災害発生時における的確な行動

(ア) 場所別、状況別

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難の心得

(エ) 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保

(オ) 帰宅困難者支援ステーションの活用

(カ) 自らの安全を確保の上、応急対策等の防災活動への参加

(キ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

(ク) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣からの物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

エ 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

第3節 学校等における防災教育計画

(教育部、健康福祉環境部)

小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育所(「学校等」以下同じ。)においては、防災に関する学習を重要な教育活動として位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、日ごろの備えや災害時の対応などの防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進し、災害への対応力の育成を図る。

また、教職員及び保育士(「教職員等」以下同じ。)に対し、被災体験者又は学識経験者の講話

等による防災意識の向上を促進するとともに、児童生徒の安全確保のため消防本部等と連携した、防災訓練や防災研修を実施する等により、応急救護に関する知識、技術の習得を高める。

1 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

- (1) 各教科を通じての防災安全教育
- (2) 防災訓練等学校行事の実施等
- (3) 感染症対策教育の実施

2 教職員等に対する研修

研修会等を通じ、教職員等の災害、防災に関する専門的知識の醸成及び応急処置等の技能の向上を図り、災害への対応能力を高めるよう努める。

- (1) 防災や応急救護に関する知識、技術の習得
- (2) 災害及び感染症への対応力の向上
- (3) 勤務時間外における非常参集等

3 教育活動への配慮

(1) 避難所としての活用

学校等を避難所として指定する場合には、学校等が教育活動の場であることを踏まえ、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(2) 敷地の活用

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

4 各家庭への防災啓発

- (1) 学校だよりの活用(防災訓練等学校行事の通知等)
- (2) P T A、保護者会等(「P T A等」以下同じ。)との連携を通じた防災組織づくり

5 地域との連携

- (1) 地域で実施される防災訓練への積極的な参加
- (2) 災害発生時における避難方法、指定緊急避難場所の確認と連携のための協議等

第4節 家庭での防災対策の推進

(危機管理室、健康福祉環境部、自治会等)

災害に正しく立ち向かうには、日常生活の基盤である家庭における日頃の備えが大切である。災害時の被害を軽減させるため、各家庭において災害時の家族の役割や連絡方法、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認、非常持ち出し品の準備、飲料水・食料等の備蓄、並びに家庭用防災備品等の安全対策が適切に行われるよう啓発する。

また、高齢者等要配慮者のいる家庭では、生命の安全確保についてあらかじめ相談して対応を定めておくよう啓発する。

1 家庭での防災対策の推進

- (1) 隣人との協力関係の基盤となるコミュニティー活動の必要性を啓発する。
- (2) 建物の診断・補強とともに、ブロック塀の生け垣化を啓発する。
- (3) 家具等の転倒防止の促進を啓発する。

2 家庭での備蓄の推進

各家庭においては、最低3日間程度、家族が生活できるよう備蓄の促進を図る。

- (1) 飲料水は、ペットボトル・ポリタンク等を利用して備蓄を求める。
- (2) 生活用水として、風呂に常時水を張っておくことや、三角バケツの活用などを求める。
- (3) 食料・生活必需品は、3日分の備蓄を求める。
- (4) 懐中電灯や携帯ラジオ、携帯燃料等の非常時に役立つ物品の整備を啓発する。
- (5) 避難所における感染症対策のため、マスク、消毒液、体温計、スリッパの携行を求める。

第 21 章 防災訓練・調査計画

(危機管理室、消防本部)

第 1 節 防災訓練の実施

発災時の迅速、的確な防災行動を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うのが最も効果的である。

したがって、災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、自治会等、民間企業及びボランティアの防災に対する関心を高めるため、住民が居住する地域の特性に応じ、想定される災害に関して必要な防災訓練を実施する。特に、地域特性の把握等においてはハザードマップを活用する。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点を訓練に採り入れるように十分配慮するよう努める。

1 総合防災訓練

防災関係機関が協議して、原則として毎年 1 回実施する。

(1) 訓練の目的

災害時における防災活動の円滑な実施のため、防災関係機関に従事する職員の実践的実務の習熟、関係機関の有機的な連携の強化、住民に対する防災知識の普及を目的として、町地域防災計画に含まれる事項を中心に防災関係機関、自治会等、消防団と協働して実施し、初動対応等の訓練とともに災害対策本部設置運用訓練も定期的を実施する。

(2) 訓練の時期：防災週間、又は災害の発生が予想される時期前

(3) 訓練の場所：訓練効果のある適当な場所又は地域

(4) 訓練の方法

ア 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡、災害医療等の訓練を総合して実施する。

イ 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況、災害規模等を設定する。

ウ 防災行政無線の活用を促進する。

エ 訓練実施後、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための検討会を開催する。

オ その他細部については協議の上決定する。

(5) 訓練の項目

ア 通信連絡

イ 水防作業

ウ 人命救助

エ 避難誘導

オ 避難所運営(感染症対策含む。)

カ 災害医療

キ 救援物資の輸送及び配分

ク 給水作業

ケ 炊き出し

コ 消火作業

サ その他災害応急対策に必要な事項

(6) 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

2 土石流等の危険箇所及び土砂災害警戒区域等における避難訓練

町は、関係機関と協力して土石流及び急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を、毎年梅雨期及び台風期の前並びにその期間中に実施するよう努める。

3 地区別訓練

町内各地区の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員通信連絡等の訓練を随

時実施する。また、各小学校区単位においても、防災訓練を行うよう指導する。

4 図上（HUG）訓練

各地域の実情に合致した災害想定を検討・作成し、避難、救出救護等災害対策の諸活動について関係機関等の討議方式により実施する。

- (1) 被害想定を検討
- (2) 訓練種目の決定
- (3) 訓練課題の作成

5 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を、少なくとも年1回実施する。

6 複合災害を想定した訓練

地震、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

7 その他の防災訓練

総合防災訓練に準じて実施する。

- (1) 水防訓練
- (2) 災害救助救急訓練
- (3) 災害通信訓練
- (4) 動員訓練
- (5) 消防訓練

第2節 災害危険箇所の調査等

(危機管理室、企画調整課、事業部、消防本部、関係各機関)

町の都市化に伴い、山地や丘陵地の宅地開発や低地における宅地造成等も進み、異常気象時に従来の被害事例からは想定できない災害の発生が考えられる。

町域では関西文化学術研究都市の建設も進み、さらに東部に大河川である木津川が流下しているところから、過去に経験している都市型災害の事例の分析を含め、災害における被害の軽減、人命の保護、相互支援体制等、総合的、計画的な防災対策のための調査研究を推進する。

この調査研究に当たっては、自然災害等の防災に関する研究機関の協力を得るとともに、府の調査結果を活用し、防災対策に反映していく。

災害危険箇所（以下「危険箇所」という。）の調査は、防災関係機関、地域住民、その他危険箇所管理者の協力を得て、危険箇所の総点検を行い、予想される諸問題の予防・応急・恒久対策を検討し、計画を策定することにより、災害発生時に対処できるようにするとともに、その状況及び避難行動計画等を地域住民に周知し、防災意識の高揚を図るために必要な事項を定める。

1 事前調査

危機管理室は関係部（課）及び防災関係機関等を招集して、それぞれの機関からの危険箇所調書を机上にて検討・集約し、危険箇所を把握する。

2 防災パトロール（現地調査）

事前調査により検討・集約した危険箇所の府・町合同パトロールを行い、その実態を把握する。

3 対策会議

合同パトロールにより実態を把握した危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定する。

第3節 その他の調査研究

町域には、菱田、下狛、祝園、菅井、その周辺等、木津川の高水位よりはるかに低い住宅地が広く分布するので、総合的・計画的な防災対策を実施するため、洪水、土砂災害、暴風並びに避難時の安全確保等については、府の調査結果を活用し、防災対策に反映していく。また、一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進する

さらに、指定緊急避難場所及び避難経路については、一定期間毎に、次のような調査を実施し、安全性の確認に努める。

- 1 指定避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 指定避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- 3 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- 4 大火災時に発生のおそれのある火災旋風から指定緊急避難場所の安全性の調査
- 5 避難所における感染症対策のための調査

第 22 章 自主防災組織整備計画

(危機管理室、消防本部)

災害による火災や建築物の倒壊等に対し、初期消火、被害者の救出、軽傷者の救急措置、住民の安否確認については、住民一人ひとりの協力活動が極めて大切であり、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織の活動に負うところが大きい。

町は「自らの生命・財産は自ら守る」を基本に、自主防災組織を育成し地域のつながりを強化するよう支援する。

自主防災組織の運営費として「精華町自主防災組織活動助成金交付要綱」を平成 6 年 4 月 1 日に制定し、各自主防災組織において規約・防災計画を作成し、事業計画、予算書を提出することを一定の基準として、助成金を交付する。

自主防災組織の主な事業として、地区防災計画の策定、防災座談会、防火講話、消火器や消火栓を使った初期消火の訓練、応急手当の訓練、防災訓練への参加、研修会等、自主防災組織会長等懇談会を実施する。

1 自主防災組織の具体的活動

(1) 平常時の活動

- ア 危険箇所や居住者について、地域の情報を把握しておく。
- イ 防災知識の普及・啓発活動を行う。
- ウ 地域の事業所とも連携して、防災訓練を実施する。
- エ 防災用資機材を備蓄する。
- オ 指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を設定する。
- カ とるべき避難行動を時系列で整理したマイタイムラインを作成する。
- キ 上記を総合した地区防災計画を策定する。
- ク 地区防災計画に基づき避難所運営マニュアル(感染症対策含む。)を整備する。

(2) 発災時の活動

災害対策本部及び地域の消防団、自治会等と協力して以下の応急救助活動を実施する。

- ア 自発的な救助・救急活動
- イ 初期消火活動
- ウ 要配慮者を含む住民の避難誘導
- エ 被災者の救出及び安否確認
- オ 行方不明者の捜索及び身元確認
- カ 被災状況を把握し、防災関係機関に連絡
- キ 危険個所の発見及び通報による二次災害の防止
- ク 立退き避難の受入れ
- ケ 炊き出し
- コ 生活必需品の配給
- サ 医療あつ旋
- シ 応急復旧作業
- ス 避難所の運営等(感染症対策含む。)

2 住民組織の必要性の啓発と指導

自主防災組織の設置を促進するため、町地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い、災害予防と応急救助活動が効率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図る。その際、女性参画の促進に努める。

3 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、ハザードマップ、パンフレット、ポスターの作成及び防災座談会、防災講話等の開催に積極的に取り組む。

4 自主防災組織の育成

自治会を基本として、地域の消防団などの協力を促進しつつ、自主防災組織を結成する。町

は、積極的に自主防災組織の育成に取り組む。その際、女性参画の促進に努める。

(1) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、町の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(2) 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう町は積極的に指導する。

(3) 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくためには、町において地区防災計画の作成、組織の運営、防災資器材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

(4) 自主防災組織の編成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び防災計画を定めておく。

ア 役員

(ア) 防災責任者及びその任務

(イ) 班長及びその任務

イ 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(5) 地区防災計画の策定

自主防災組織（当該地区に事業所を有する事業者含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは町地域防災計画に地区防災計画を定める。この計画には次の事項を記載しておく。

ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を講じておくこと。

イ 地域住民は、防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。

ウ 防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたて、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。

エ 防災機関、災害対策本部、各課及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。

オ 出火防止、消火に関する役割、消火栓その他資器材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

カ 地域の防災マップを作成し、避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難経路、避難の伝達・誘導方法、避難時の非常持出品を検討しておくこと。

キ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

ク 感染症対策に関すること。

ケ その他防災に関すること。

5 防災用資機材の整備

(1) 防災組織リーダーへの情報連絡体制の整備を図る。

(2) 担架、救急箱、避難用ロープ等の救護用資機材の整備を図る。

(3) ジャッキや支持棒、のこぎりをはじめ救出用工具及び破壊工具等の資機材の整備を図る。

(4) 配備した資機材（感染症対策含む。）の格納庫等の整備を図る。

第 23 章 企業等防災促進計画

(危機管理室、消防本部)

災害を防止し、住民の生命を守るためには、企業等の協力が不可欠であり、特に、大規模集客施設など不特定多数の人々が集まる場所では、負傷者の発生等の混乱が予想されるため、事業者自ら防災体制を確立しておくことが求められる。

事業所は、町等の実施する防災事業に協力するとともに、社会的責任（従業員生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を自覚し、災害による被害を防止するための事業継続計画（BCP）を作成し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、従業員及び住民の安全の確保、地域社会全体の活力維持に努める必要がある。また、事業所で働く要配慮者の安全確保に留意する。

1 事業所防災体制

(1) 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定等の防災活動の推進に努め、従業員の防災意識の向上を図る。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 事業所等における防災対策の整備

大規模災害が発生した場合、大規模な被害発生が予想されるので、以下に該当する施設の管理者は、自衛消防隊等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行い防災体制強化を促進する。

ア 対象施設

- (ア) 中高層建築物、学校、ホテル、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- (イ) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇薬等を製造、保管及び取り扱う施設
- (ウ) 多人数が従事する工場、事業所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたること
が効果的であると認められる施設
- (エ) 複合用途施設
- (オ) 利用（入居）事業所が共同である施設
- (カ) 防災組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設
- (キ) 要配慮者が勤務する施設

イ 組織活動要領

対象施設を管理する権限を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

- (ア) 役員
 - a 統括管理者及びその任務
 - b 班長及びその任務
- (イ) 会議
 - a 総会
 - b 役員会
 - c 班長会等

ウ 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ、災害時行動マニュアル等を定めておき、この計画には次の事項を記載する。

また、町は事業所の業態、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

- (ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること
- (イ) 自主的に防災訓練ができる要素の時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ、町や消防本部等が行う訓練にも積極的に参加すること

- (ウ) 消防本部、町災害対策本部、各事業所の体系的な連絡手段の確保及び情報交換等を行うこと
- (エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること
- (オ) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること
- (カ) 指定緊急避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること
- (キ) 地域住民との協力に関すること
- (ク) 要配慮者避難に関すること
- (ケ) その他防災に関すること

2 事業所防災訓練

大規模集客施設など不特定多数が集まる施設、並びに危険物等を取り扱う事業所は、消火訓練や避難訓練を実施し、町はその指導を行うとともに、防災に関する講習会等の実施、防災訓練の積極的な実施を働きかけ、事業所の防災活動の支援を行う。

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。

また、中高層建築物、劇場、百貨店、学校、ホテル、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても需要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」(BCP)を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」(内閣府)が示した「事業継続ガイドライン」「京都BCP検討会議」(府防災会議)が示した「事業継続計画モデルプラン(入門編)」等を参考として、計画策定に努める。

また、従業員の参集にあたっては、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境を考慮すること。

(3) 事業継続計画の普及啓発

町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組む。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。

第 24 章 社会福祉施設等対策計画

(健康福祉環境部、消防本部、関係各機関)

要配慮者の人々が生活する福祉保健施設等においては、災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、適切な防災行動を取れない状況が想定される。

各施設においては、天井崩壊防止対策、スプリンクラー設備の整備、エレベーターの安全に係る指導・啓発等、社会福祉施設の安全性を確保する。また、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、ライフラインの確保、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけておくようにする。

1 防災体制

- (1) 防災責任者の設置をはじめとする組織化・活性化に努める。
- (2) 施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

2 防災訓練

- (1) 非常災害時に関する具体的計画を立て、消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。
- (2) 防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導するとともに支援を行う。

3 自治会等との連携

被災の程度によって、施設内の混乱や救援に多数の人手を要する事態が考えられるため、自治会等、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立する。

資料 5-14 社会福祉施設一覧

第 25 章 交通対策及び輸送計画

(危機管理室、企画調整課、事業部、関係各機関)

災害時に交通の混乱を最小限にとどめるため、必要な整備を進める。

1 交通管理体制の整備

- (1) 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、精華大通り等の延伸の促進、鉄道横断道路等の整備を着実に進める。また、災害時の交通混乱を防ぎ、様々な緊急活動に対応した交通規制と交通管制システムの確立を各関係機関に要請していく。
- (2) 町は、医療機関との情報の共有・連携体制や、人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備促進、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制の適切な確保に努める。また、災害後の交通規制が速やかに行えるように主要道路における交通情報を統一管理し、住民に交通規制の状況を逐一知らせる広報体制づくりの推進を各関係機関と図っていく。
- (3) 町は、災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、京奈和自動車道をはじめとした京奈和自動車道の四車線化や直轄国道の整備促進を国等に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用を進める。
- (4) 町は、輸送機関の災害対応力の強化のため、複軸の交通ネットワークの構築（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、京奈和自動車道や新名神高速道路等の高速道路ネットワーク、リニア中央新幹線や北陸新幹線整備、近鉄けいはんな線の新祝園駅への延伸及びJR片町線の複線化を求めていく。

2 災害応急対策に必要な緊急通行車両

災害対策基本法第 76 条の規定による、緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、緊急通行車両等確認申請書（資料 4-37）に輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて、府警察本部交通規制課長、高速道路警察隊長又は木津警察署長に提出し、標章（資料 4-38）及び確認証明書（資料 4-39）の交付を受ける。

(1) 確認を行う車両

災害時において、災害対策基本法第 50 条 1 項に規定する災害応急対策を実施するための車両は、次の災害応急対策に関する事項を実施する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告等に関する事項
- イ 消防、水防その他応急処置に関する事項
- ウ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫、感染症対策及びその他保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策活動の円滑な実施のため、緊急通行車両等の需要数を事前に把握して確認手続の省力化、効率化を図るため、前項に規定する車両を対象として、車両の使用の本拠地を管轄する木津警察署に事前届出を行う。

緊急通行車両として事前届出のできる車両は、(1)に規定する車両でありかつ下記の事項のいずれかを満たす車両とする。

- ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画、災害時受援計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

ウ 使用の本拠の位置が町内にある車両

資料 4-38 緊急通行車両等確認申請書

資料 4-39 緊急通行車両標章

資料 4-40 緊急通行車両等確認証明書

3 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

町は、民間事業者等から規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、府警察本部の定める規制除外車両事前届出書で、車両の使用本拠地を管轄する木津警察署へ届け出るよう教示する。

資料 4-43 規制除外車両事前届出書

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

4 窓ガラス等落下物の安全化

道路沿いの建築物の窓ガラス、ビルの外装材、看板等が災害時に落下した場合、交通障害となるとともに、避難において住民に危害を及ぼすため、その危険性について調査を行い、必要に応じて補強を求める。

5 運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第 26 章 医療助産計画

(危機管理室、消防本部、健康福祉環境部、関係各機関)

大規模災害時には、浸水、土砂災害、暴風雨等により多数の死傷者が発生する一方、各医療機関においても停電、断水等により著しく医療機能が低下することが予測される。近年の医療はますます高度化し、災害時に機能を十分発揮するために府及び近隣市町村と密接な連携を図り、救助・救急から災害医療まで一体となった平素からの備えが重要である。このため、直接人命にかかわる救助・救急には、主たる役割をもつ常備消防や消防団だけでなく、木津警察署、自衛隊、地域住民等の一致した連携と協力が求められるとともに、災害医療には府、山城南保健所との密接な連携が求められるため、その実行に必要な体制の整備する。

なお、災害時における医療救護活動については、府の緊急医療本部と調整する。発災直後は京都府災害派遣医療チーム（京都府DMA T）、その後は日本医師会災害医療チーム（J M A T）及び「災害時における医療救護活動についての協定書」（平成 19 年 3 月 12 日）に基づき一般社団法人相楽医師会の活動に連携、支援する。

第 1 節 京都府の体制

1 災害拠点病院及び連絡協議会

(1) 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院

災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資器材の備蓄機能を備え、災害時に拠点となる医療施設である基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の整備が進められており、府の基幹災害病院及び地域災害拠点病院は下表のように指定されている。

ア 基幹災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受入れを行う。

イ 地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、京都府災害派遣医療チーム（京都府DMA T）及び災害医療コーディネーターを常置し、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣する。災害時には、災害時に拠点となる医療施設及び地域災害拠点病院との連携のもとに、救護班の編成、重傷患者の受入れを行う。

	二次医療圏名	病院名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	緊急災害医療チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-767-8109	○
地域災害拠点病院	山城南医療圏	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

(2) 府災害拠点病院等連絡協議会

府災害拠点病院等連絡協議会において、次に掲げる事項について、検討・協議されている。

- ア 府内の災害医療体制の整備・活動方策に関すること
- イ 災害拠点病院等関係機関相互等の連携体制に関すること
- ウ 各二次医療圏における災害医療体制の構築・充実に関すること
- エ 災害医療の研修、訓練に関すること
- オ 災害医療関係情報の収集・提供に関すること
- カ その他、災害医療体制に関すること

2 山城南圏域の災害医療体制

(1) 山城南災害医療連携協議会

町が所在する山城南圏域では、山城南保健所を中心に山城南災害医療連携協議会を設置し、大規模災害時に山城南圏域の災害医療関係機関が相互に連携を図り、効率的で的確な医療救護活動が実施できる体制を確保している。

(2) 初動医療体制の整備

災害により負傷した人々に対しての応急処置、軽傷者等に対する医療及び重傷者の後方医療機関への転送などの初動医療は、町において整備する部分と広域的に整備が必要な面とが

あり、連携をとった体制の整備を進める。

ア 初動医療救護

京都府災害医療調整本部における災害医療コーディネーターにより京都府災害派遣医療チーム(京都府DMAT)が派遣される。町は、医療救護班の編成や派遣、救護所の設置などの災害時医療救護計画により、医療活動が円滑・効率的に行えるよう事前整備調整を図る。

イ 医薬品・資機材等の整備

災害時に、災害現場で被災者を的確に救出、救護するためには、府と連携を図り、医薬品及び装備資機材のスムーズな供給体制を確保する。

3 後方医療体制の整備

災害時に、多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要がある場合に備え、京都山城総合医療センター、学研都市病院、精華町国保病院が参加する広域災害・救急医療情報システム(EMIS:Emergency Medical Information System)を構築する。

第2節 精華町の体制

町は、防災総合保健センターを本部として、災害医療に関する京都府の体制整備に積極的に参加するとともに、住民のニーズに基づき京都府の体制を補完する。

1 初期医療体制の整備

- (1) 京都府DMAT等の活動拠点を防災受援施設として打越台に整備予定。
- (2) 緊急用医薬品等については、町内における医療機関と調整しつつ、緊急時の調達方法等を検討する。
- (3) 町外からの応急医療物資の受入れのため、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できる体制の整備を図る。
- (4) 消防に関する救助・救急装備資機材を年次計画により順次整備を図っていく。
- (5) 消防団の応急救護用資機材を整備・充実する。
- (6) 道路障害等により救助隊が現地に短時間で到着できない事態に備え、自治会等による第1次救助活動に必要な救助資機材の整備を図る。

2 緊急時の機動力の確保

災害時の道路の損傷、渋滞及び電話回線の不通に対応して、住民に対する広報、救護活動、避難誘導等が迅速に行えるよう、緊急時の機動力の確保を図る必要がある。

3 京都府後方医療体制への参加と搬送体制の強化

災害時に、多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要がある場合に備え、EMISを利用し、適切な搬送手段の整備を図る。

(1) 災害時における医療ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、EMISに参加し入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に勤める。

ア 京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化

イ 消防無線や防災無線の多重化

(2) 救急業務の高度化

ア 負傷者の救命率を向上させるために、救急救命士制度の充実を図る。

イ 高度の救急処置が可能な資機材及び高規格救急車の整備を図る。

(3) 重傷者の搬送計画

医療関係機関と協力して、町域における空きベッド情報の共有とともに、後方医療機関とのネットワーク化の推進を図る。

(4) ドクターヘリ等を活用した広域搬送体制の整備

ヘリコプターの離発着が可能な場所を把握し、緊急時の輸送に備え、拠点となる場所の整備を図っていく。

資料 5-26 ヘリコプター発着予定地

(5) 災害医療従事者の養成

限られた医療資源（人材、薬品、資機材等）で、短時間に多数の傷病者を円滑に診察するため、医師及び看護師をはじめとする医療救護班員に対する研修及び災害医療従事者の養成を医療機関に求める。

(6) 府等への支援要請

地域災害医療連携協議会と連携する。

4 心のケア対策の整備

災害に伴う心のケア対策として、府山城南保健所と連携しながら、身近に相談できる相談員の育成を図る。

5 感染症のまん延防止

災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。また、避難所運営マニュアルに基づき、避難所における感染症のまん延を防止する。

資料 5-13 医療施設一覧

第 27 章 配慮を必要とする人達等に係る対策計画

(健康福祉環境部、危機管理室、企画調整課、消防団)

1 配慮を必要とする人達への協力体制

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人・観光客等など特に配慮を必要とする人達（以下「要配慮者」という。）は、災害時に自分一人で避難するのは難しく、施設職員、自治会等、消防団、ボランティアなどの協力が不可欠である。また、避難所等での生活においても、同様に周りの人達の協力が欠かせない。

したがって、要配慮者に対して、発災時における自治会等やボランティア等による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備をさらに促進する。また、町社会福祉協議会、府の保健福祉部局と連携して支援体制を整備する。

(1) 実施責任者

要配慮者に係る対策は、町及び防災関係機関がそれぞれの役割に応じて実施する。

(2) 要配慮者等に係る支援体制の整備

ア 要配慮者等に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康推進課、企画調整課、危機管理室をはじめ、消防団、自治会等、協定事業所、町社会福祉協議会、府の保健福祉部局等の連携のもとに、支援体制を整備し、災害時の職員体制や業務分担について定めておく。特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。

イ 要配慮者の支援活動の中心となるのはヘルパーや民生児童委員等の福祉活動に従事している者や近隣の地域住民であり、ボランティア組織・自治会等地域組織である。これらの組織・コミュニティーの育成に努める。

ウ 町は府及び近隣市町との連携体制を整備する。

エ 災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れ態勢の整備災害発生時に必要に応じ、災害派遣福祉チーム（DWA T）を受け入れる態勢を整備する。

(3) 避難行動要支援者に係る計画

町は、次の考え方をもとに避難行動要支援者の避難行動計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害発生時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等にかかわる関係者として「地域防災計画」に定めた消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等（以下「避難支援等関係者」という。）へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるように努める。

また、災害時の避難支援等を実効性があるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

ア 避難支援等関係者になり得る者

避難支援等関係者になり得る者は、避難支援等関係者のほか、地域に根差した幅広い団体の中から、活動実態を把握して、地域の実情により、避難支援等関係者を決定する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者とは、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。

(ア) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく要介護認定結果が要介護 3、4 又は 5 と判定されている者

(イ) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）の別表第 5 号による障害程度等級が 1 級、2 級に該当する者

- (ウ) 療育手帳の交付に関する規則（平成 12 年京都府規則第 10 号）第 3 条第 2 項の規定により療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が A と判定されているもの
- (エ) 精神障害者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項による障害程度等級が 1 級に該当する者であって、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (オ) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者（各別審査）
- ウ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - 避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。また、その入手方法として、名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- エ 名簿の更新に関する事項
 - 名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
 - また、避難行動要支援者の要件が見直された場合もしくは、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除する。
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置
 - 以下の事項を徹底する。
 - (ア) 名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿（平常時においては、本人の同意が得られたもの）は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - (イ) 自治会等に対して町内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
 - (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (エ) 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する。
 - (オ) 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - (カ) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - (ク) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- カ 要配慮者が円滑に避難するための立退きを可能にするための通知又は警告の配慮
 - 避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。
 - (ア) 高齢者や障害者、外国人等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人的に的確に伝わるようにする。
 - (イ) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
 - (ウ) 高齢者や障害者、外国人等に合った、必要な情報を提供する。
 - (エ) 広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
 - (オ) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。
- キ 避難支援等関係者の安全確保
 - 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。
- ク 避難行動要支援者の情報把握
 - 福祉担当課や防災担当課をはじめとする関係部署や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。
- ケ 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、町社会福祉協議会、自治会等、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(4) 要配慮者等の安全確保

ア 安否確認及び情報伝達

町社会福祉協議会等の関係機関や自治会等と連携し、災害発生時の安否確認及び情報伝達に係わるシステムの構築に努める。

イ 防災訓練の実施

努めて個別計画を作成し、地域住民等の協力のもと防災訓練を実施して実効性を検証する。

ウ マニュアルの配布

避難行動要支援者以外の要配慮者についても、災害発生時に迅速、適切に行動できるように、避難誘導、搬送・介護等に係わるマニュアル（点字眼を含む。）の作成、配布に努める。

(5) 要配慮者等の生活確保

ア 食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。

イ 避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から危機管理室と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにする取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる避難所の設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

(6) 社会福祉施設による防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低限必要な食料、生活必需品、防災及び感染症対策資材等を備蓄する。

(7) 外国人の安全確保

府及び事業所と連携し、多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、町ホームページによる防災情報の発信を行うとともに、災害時は事業所及び語学ボランティアによる避難所等の誘導案内、平時は国際化・観光案内に活用する「案内標識（サイン）整備事業」を推進し、かつ防災訓練参加を促進する等、災害時の支援体制の構築を図る。

ア 外国語、絵文字などによる標識

指定緊急避難場所や避難誘導標識、道路標識などの災害に関する表示板については外国語（英語以外を含む。）の併記、絵文字の活用等により誰にでもわかるように努める。

イ 防災マップの掲示

公共施設等においては、外国語（英語以外を含む。）を併記した防災マップの掲示を促進する。

ウ 防災パンフレットの配布

外国人居住者に対して外国語（英語以外を含む。）による防災パンフレットの作成・配布を検討する。

エ 防災訓練への参加

防災訓練への外国人住民の参加を推進する。

オ 企業・事務所等における防災指導

外国人雇用者の多い企業・事務所等においては、これらの者に対する防災指導などを促進する。

カ 通訳・翻訳ボランティア

災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と、災害時の活用体制の整備に努める。

キ 駐日外国公館との連携府とともに駐日外国公館との連携体制を構築する。

第 28 章 廃棄物処理に係る防災体制

(健康福祉環境部)

「精華町廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の一次集積所を確保するとともに、ごみ収集車等の計画的更新を図る。なお、当面の間、打越台を災害廃棄物の一次集積所に指定する。

第 29 章 行政機能維持対策計画

(総務課、デジタル推進室、教育部)

1 業務継続性の確保

町及び町内防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。さらに、万一庁舎が被害にあっても災害対策業務が進められるよう、庁舎自体の強靱化を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合には早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 防災中枢機能等の確保、充実

町及び災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備とEMAや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等）の活用を含め自家発電設備等の整備を図り、少なくとも3日間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、災害動員時、職員が効率的に勤務できるよう、食堂等の施設を設置するほか町立図書館を長寿命化し託児所として活用する。さらに災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、本編第20章「資器材等整備計画」に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

3 各種データの整備保全

町は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておく。

第 30 章 災害ボランティアの育成計画

(健康福祉環境部、町社会福祉協議会)

災害時には、町だけでは対応しきれない多くの場面が想定され、ボランティアの果たす役割は大きい。特に災害直後におけるボランティア活動は、被災地の早期復旧の上からも重要となってくる。このため、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府及び京都府災害派遣福祉チーム（DWA T）、並びに社会福祉協議会、N P O、ボランティア団体等が相互に連携し、ネットワークを構築する。

また、被災地域外からのボランティア活動は、専門的な分野から生活全般に関する支援まで多岐にわたることから、町社会福祉協議会と連携の上、ボランティアの有効な活用、配置とともに受入れ体制を確立しておく必要がある。このため、平成 20 年に開設した町災害ボランティアセンターを中心に、地域住民の防災意識の向上の面からもボランティア、ボランティアコーディネーター等、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフを専門分野ごとに育成を通して、防災に対する意識の高揚を図る。

災害ボランティアセンターは、平常時には以下の活動を行う。

- 1 住民への啓発
- 2 災害に備えた訓練
- 3 災害ボランティアコーディネーター募集・養成
- 4 災害ボランティア募集・養成・登録
- 5 災害備品の準備
- 6 関係機関との連絡調整
- 7 町外災害発生時の支援
- 8 町外で発生した場合に、速やかに登録ボランティア等に対して、活動が呼びかけられるよう体制を整える。
- 9 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮する。

第31章 広域応援受援体制の整備計画

(危機管理室、企画調整課、消防本部、関係各機関)

大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、府内もしくは関西広域連合内市町村等とあらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域応援受援体制を確立しておく。

1 広域応援受援体制の整備

災害時に生じるさまざまな事態に対応して、関係団体等の支援・協力が必要になる。そのため、警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、日本赤十字社等との応援受援計画の策定を進める。また、活動体制を確立するため、打越台環境センター跡地に防災受援センターを整備する。

(1) 国の機関

- ア 自衛隊
- イ 近畿運輸局
- ウ 近畿経済局
- エ 近畿地方整備局
- オ 淀川河川事務所
- カ 近畿農政局大阪地域センター
- キ 近畿総合通信局

(2) 京都府

- ア 山城広域振興局
 - (ア) 山城南土木事務所
 - (イ) 山城南保健所
 - (ウ) 山城教育局
- イ 木津警察署

2 広域応援受援に関する協定等

(1) 自治体相互応援協力

- ア 関西広域連合
 - (ア) 概要

「関西防災・減災プラン」に基づき大規模広域災害時に、府を通じ応援受援を実施

(イ) 応援受援体制の整備

- a 関西広域防災情報システムの整備
- b 被災市町村支援体制の整備
- c 緊急物資の供給、備蓄体制の構築
- d 広域避難体制の整備
- e 事前対応計画（タイムライン）の検討
- f 広域応援訓練・合同職員研修の実施

イ 京都府内市町村

あらかじめ広域応援受援協定を結び、柔軟な支援体制を確保する。

(2) 民間団体等との応援協力

施設の借り上げ、食料品等の供給、その他の応急措置について企業等との協定を締結とともに受け入れ態勢を整備する。

第 32 章 上下水道施設防災計画

(上下水道部)

上下水道の安定確保は社会生活上の基盤である。このため上下水道施設の防災化を図り、災害時における上下水道を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立する。

町は、以下の防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、府及び他市町村間との連携を密接に行う。

1 上下水道施設の整備・保全

- (1) 上下水道施設の防災化を着実に推進するため、技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。
- (2) 地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、上下水道施設の重要度に応じた点検・調査を行う。
- (3) 防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努める。
- (4) 管渠の材質や継手の構造等の強化を図り、上下水道施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合せ、災害時においても機能が維持できるように努める。また、災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場における防災化の着実な実施を府へ求める。
- (5) 復旧に必要な管・弁類の材料は、保有し確保しておくとともに、不足する材料についてはメーカー、他市町などから調達できる体制を整備しておく。
- (6) 上下水道施設の点検・調査を行い、その保全に努める。
- (7) 被災した場合にでも住民に水を供給できる機能を持つ水道をめざし、震災対策用緊急貯水槽の充実を検討し、緊急連絡管や配水池に緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大、自己水源のある浄水場に応急給水栓の設置、などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進める。
- (8) 広範囲で停電が発生することを想定し、各上下水道施設の状況に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努める。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。

2 給水体制の確立

- (1) 隣接市町村への応援給水の要請に備え、その要請方法等を事前に協議しておく。
- (2) 給水車、給水容器、ポリエチレン袋、容器運搬用車両の準備をしておく。
- (3) 緊急貯水槽の設置
配水池及び配水管等からの給水が困難な場合に備え、緊急貯水槽を町内に設置しており、今後も未配置地域での設置を検討する。給水方法については、貯水槽の給水口に給水ポンプを取り付け、現地に設置する給水スタンド又は、給水車、容器等により供給する。
資料 5-20 炊き出し予定施設・町内の配水池及び緊急時対応貯留槽一覧
- (4) 給水活動を円滑に行うため、飲料水の消毒薬品は必要量を確保し、交通途絶状態にも対処できるように、その保管場所、配置場所も検討しておく。
- (5) 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器は十分に備えておく。
- (6) 応急復旧工事に必要な資器材を整備点検し、保管場所、方法について取り決めておく。

第 33 章 学校等の防災計画

(教育部、健康福祉環境部)

学校等においては、災害時に学校等における児童生徒等の安全確保の方針を定めるとともに、早期に学校教育再開の体制整備を図るための計画及び対応マニュアル等を整備する。また、学校等の施設の多くが避難所（場所）として指定されていることから、役場と学校等が連携し、指定（緊急）避難所（場所）及び妊産婦乳幼児家族指定避難所に関する対応体制の整備を図る。

1 児童生徒等の安全確保体制の整備

各学校等の児童生徒等を対象とし、日ごろの備えや災害時の対応などの防災教育を実施することにより、災害に関する知識を深め、災害への対応力の育成を図る。

また、教職員等に対し、児童生徒等の安全確保のため消防本部等と連携して、防災訓練や防災研修を実施するとともに、応急救護に関する知識、技術の習得を高める。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 各教科を通じての防災安全教育

イ 防災訓練等学校行事の実施

ウ 登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅または学校のいずれか近いほうに向かうことを指導する。

(2) 各家庭への防災啓発

ア 学校だよりの活用（防災訓練等学校行事の通知、発災時の基本ルール、児童生徒等の受け渡し方法、学校での保護方策等）

イ P T A等との連携を通じた防災組織づくり

(3) 地域との連携

ア 地域で実施される防災訓練への積極的な参加

イ 災害発生時における避難方法、指定緊急避難場所の確認と連携のための協議

(4) 教職員等を対象とした防災教育

ア 防災や応急救護に関する知識、技術の習得

イ 災害への対応力の向上

ウ 勤務時間外における非常参集方法の確立

2 応急教育・学校教育再開体制の整備

(1) 応急教育実施体制の整備

教育委員会は、精華町防災マップ等の被害想定をもとに、学校施設への影響を想定し、被害の程度に応じた応急教育の実施体制を検討する。

(2) 学校教育再開体制の整備

教育委員会は、精華町防災マップ等による被災者数の予測結果をもとに、被災児童生徒等及び教職員の総数を想定し、学校教育再開のための就学援助、教職員確保、児童生徒等の精神的ケア等への対応体制を整備する。

3 指定避難（場）所の運営支援体制の整備

(1) 施設の開放の事前検討

教育委員会及び各学校は、災害担当部局と連携して、災害における避難者の発生予測をもとに、避難者が多数になった場合を想定し、体育館以外の学校施設の開放に関して事前の検討を行う。

また、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生し、職員が不足し指定避難所に職員派遣ができない事態を想定し、自治会等の住民組織と連携した避難所の開設体制の整備を図る。

(2) 指定避難所としての施設整備

多様な避難者が使用することから、学校等の施設の長寿命化（増改築を含む）、空調整備、トイレの洋式化、エレベーター、給食施設の更新等を推進する。

(3) 指定避難所としての施設の使用

学校が避難所として開放されるにあたり、主として避難者受入れのために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース、感染症対策のために必要なスパー

ス、避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、他の避難所に対する支援や避難所における備蓄に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点、L G B T 等人権に配慮する。

(4) 妊産婦乳幼児家族指定避難所としての食糧及び資材の備蓄

保育所を妊産婦乳幼児家族指定避難所として活用するため、授乳資材、紙おむつ等の備蓄を保育所内で実施するとともに、給食施設の拡張を計画する。

(5) 指定避難所の共同運営体制の整備

教育委員会及び学校等は、応急教育実施と、校舎が避難所としての開放されている状態が同時に進行することを想定し、危機管理室や自治会等と連携した共同運営体制の整備を図る。

第 34 章 避難に関する計画

(危機管理室、総務課、健康福祉環境部、事業部、教育部、消防本部、健関係各機関)

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

したがって、住民は、立退き避難を原則とするが、いつどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何か等について、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、町は災害により危険区域にある住民が命を守るための避難行動をとれるようにするため、あらかじめ住民一人ひとりが避難行動をとる判断が出来る知識と情報を提供するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所を提示する避難行動計画を策定・公開し、住民の安全の確保に努める。

1 平常時における避難の心得及び知識の普及啓発

(1) 広報

ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

イ システム化した J-ALERT をはじめ、地上デジタル放送、町ホームページ、SNS 等

ウ 府が公開している防災情報の入手法を住民に対し巡回徹底

エ Web ブラウザベースの情報共有システム等を活用した防災訓練等

オ マルチハザードマップ（防災マップ）の利活用

(2) 事前措置

町長及び水防管理者等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、適切な避難行動のあり方や、指定緊急避難場所、避難経路等について、あらかじめ周知徹底する。

また、町は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にする。詳細は、「精華町地域防災 初動期対応マニュアル」を参照のこと。

なお、府と連携して、自治会等に対し、早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の事前の避難場所の設定、とるべき避難行動を時系列で整理した避難計画の作成を支援する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

精華町地域防災 初動期対応マニュアル

2 災害発生時の避難誘導

災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段は、次の方法によるものとし、地域住民にあらかじめ周知しておく。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

町は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

特に、実際に災害が発生しているとの情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、町は災害発生を把握した場合、緊急メール等を活用してレベル 5 緊急安全確保を発令し、命を守る最善の行動を呼びかける。

(1) 防災無線及びメールによる伝達

(2) 信号による伝達

警鐘サイレンによる避難信号は、次のとおりである。

警 鐘	サイレン		
乱 打	○ ————— 約 1 分	休止 ————— 約 5 秒	————— ○ 約 1 分

※信号は適宜の時間継続すること
水防信号（昭和 24 年 11 月 8 日京都府告示第 807 号）

- (3) テレビ（CATVを含む）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知

平常時に、日本放送協会京都放送局、KBS 京都放送局、FM 京都をはじめ在阪テレビ、ラジオ、株式会社 KCN 京都などの放送各社及び地方紙、日刊紙などの新聞各社とも災害発生時の協力体制について協議を行う。

- (4) ホームページ、各種 SNS による周知

住民が町からの情報を取得又は身の回りの災害情報等を提供できる、災害情報専用のホームページの設置により行う。

- (5) 消防無線による周知

- (6) 広報車及び消防車による周知

平常時に、既存の広報車のスピーカー出力を増強するとともに、車両台数の増加を図ることにより、災害時の避難指示・指示及び復旧情報の伝達能力を上げる。また、迅速で確実な広報活動が可能ないように、定点での広報実施方法や、事前に様々な事態を想定した「広報文例」などの広報マニュアルの作成を行う。

- (7) 避難誘導員又は消防団員による現地周知

- (8) 住民組織を通じた周知

災害発生時に、自治会等の長などを通じて各戸へ情報伝達する体制を整備する。

- (9) 要配慮者利用施設等への連絡

避難がより困難である避難行動要支援者に対しては、避難支援者への連絡等により、早めの伝達及び情報共有を心がける。

また、警戒すべき区域内の要配慮者利用施設においては、当該施設管理者に対し、電話等で早めに伝達する。

- (10) 情報版の設置による周知

町内及び町域に近接して位置する鉄道駅や大型店などで、乗降客等に見やすい場所に情報板を設置し、広く住民に情報提供することを検討する。

3 避難所群及び福祉避難所群の整備

町は避難所群として指定避難所を中心に、広域避難所、高齢者等指定地区避難所、妊産婦乳幼児家族指定避難所、また避難場所として指定緊急避難場所及び協定（「災害時における精華町と学研地区防災連絡協議会員の応援についての覚書」）を結んでいる避難協力施設を網状に配置し、群内に医療機関を含む強靱な避難体制を確立する。この際、各集会所等を高齢者等指定避難所として選定し、高齢者及び在宅治療者用避難所の、各保育所を妊産婦乳幼児家族指定避難所として選定し、妊産婦乳幼児家族指定避難所の役割を担わせる（「精華町防災マップ」及び資料編を参照）。また、状況により、一部の避難所を自主避難所に指定する。避難所群は災害対策本部への連絡機能を有し、小学校区毎に編成する。

資料 5-15 指定避難所等一覧

福祉避難所群は、地域福祉センターかしのき苑を中心に、指定もしくは協定（「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」平成 21 年 3 月 23 日）を結んでいる介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として網状に配置し、群内に医療機関及び温浴施設を含み、避難行動要支援及び介護者用の専門的避難体制である。地域福祉センターかしのき苑に本部を有し、町域全体の避難行動要支援者及び介護者を収容する。

なお、各避難所の受入れ可能人数は、人道的配慮及び感染症予防の観点から避難者 1 人当たりの必要面積を努めて 5 m²以上とて算定する。各避難所には Wi-Fi 機能を有し、災害対策本部を始め、他の防災拠点と連絡網が構成できるようにする。また、常時情報収集が可能なよう視

聴覚機材及びインターネット使用環境を整備する。さらに空調設備、洋式トイレを整備し生活環境を良好に保つよう努める。

(1) 指定避難所

指定避難所は、避難所群の本部機能及び被災者を収容する施設である。このために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、炊き出しの可能性を有し、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとして小中学校を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。なお、各避難所の収容能力が限界に達した場合は、避難所協力施設に協力を求める。

(2) 広域避難所

広域避難所は、予備的な避難所であり、テント等を使用し被災者を収容する施設である。このために必要となる十分なスペースが必要であるため、公園もしくはグラウンドを指定する。

(3) 高齢者等指定地区避難所

高齢者等指定地区避難所は、高齢者及び在宅治療者等で、避難行動において、支援者による配慮が必要としない被災者が避難する避難所である。必要に応じて地区集会所を活用する。

(4) 妊産婦乳幼児家族指定避難所

妊産婦乳幼児家族指定避難所は、保育所を活用し、妊産婦乳幼児及びその家族が避難する。妊産婦乳幼児家族指定避難所は授乳施設及び液体ミルク等乳児用を含む食料品の備蓄、炊き出しの機能を有する。給食に当たっては、妊産婦乳幼児の特性に配慮する。

(5) 外国人対応避難所

町在住や来訪外国人は、本防災計画を基本とし、指定避難所等へ誘導するものとする。ただし、日本語に不慣れな場合は観光客等の行動に準ずる。

(6) 自主避難所

自主避難所は、浸水被害や土砂災害等災害の状況に応じ、地区集会所の中から町が指定する。

(7) 避難所協力施設

町と個別に協定(「災害時における精華町と学研地区防災連絡協議会会員の応援についての覚書」)を結んだ施設である。指定避難所の収容能力が限界に達した場合、協力を求める。

(8) 避難所(場所)の防災機能の強化

高齢者等指定避難所に指定している集会所等を含む、防災拠点施設における災害時の安全・安心を確保するため、非構造部材を含めた耐震化を目指すとともに、役場庁舎、地域福祉センターかしのき苑(以下「かしのき苑」という。)、人権センター、むくのきセンター等の施設の老朽化対策、代替施設や代替設備の確保、の維持を図る。また学校施設・保育施設は、児童・生徒・園児等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、災害時には地域住民の避難施設としての役割が求められていることから、学校設置者及び保育施設管理者は校舎等の長寿命化とともに、防災拠点としての改修を計画的・効率的に推進する。このための、炊き出し機能の強化や、要配慮避難者のための洋式トイレの充実、体育館への空調設備整備及び学校エレベーターの防災対策改修等を実施する。

(9) 避難道路の選定基準

避難行動を迅速かつ安全に行えるよう、集合場所と安全な指定避難所(指定緊急避難場所)や指定避難所(指定緊急避難場所)相互を結ぶ避難路を調査するとともに、その整備を促進する。また、避難路が被災した場合に備えて、代替ルートの確保を計画する。

避難道路の選定基準は以下のとおりである。

ア 避難道路は、車両移動が可能な幅員を有すること。

イ 避難道路は、相互に交差しないこと。

ウ 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。

エ 液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になるおそれがないこと。

オ 避難道路については複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

カ 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置す

るよう努める。

4 指定避難所(指定緊急避難場所)の開設計画

災害発生後の指定避難所(指定緊急避難場所)の迅速な開設を実施するため、施設管理者や関係機関と協議し、迅速な開設が可能な体制の整備を図る。

5 指定避難所(指定緊急避難場所)の管理・運営体制

管理・運営に当たっては住民主体が原則である。そのため、町、施設管理者、自治会等が共同で防災訓練を実施し、災害時における指定避難所(指定緊急避難場所)の管理・運営に熟知するとともに、施設管理者や地域住民と連携した救援活動が実施できるよう、体制の強化を図る。この際、自治会等は会毎もしくは共同して「避難所運営マニュアル」を整備して、管理方法(自治会等と町との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む)についてルールを定める。

また、事前に指定避難所に、人権や男女のニーズの違いや要配慮者、LGBTに配慮して、施設・設備の整備、必要な防災資機材、備蓄、備品等の配備を促進する。

6 町外に避難する住民に対する情報伝達活動

町外に避難する住民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

7 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- (1) 学校等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導並びにその指示伝達の方法等
- (2) 児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、受入れ施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- (3) 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための受入れ施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- (4) 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難経路、誘導、受入れ施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

8 広域一時滞在

- (1) 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (4) 域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。また、あらかじめ他の市町村にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第 35 章 観光客等保護・帰宅困難者対策計画

(危機管理室、事業部)

町は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客等及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府、近隣市町、輸送機関等と連携を図り、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て帰宅支援ステーションとして活用し、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

1 広域体制の整備

町は、府及び近隣市町と連携して、観光客等保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。

また、帰宅支援のため、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともにコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。

2 観光客等・帰宅困難者への啓発

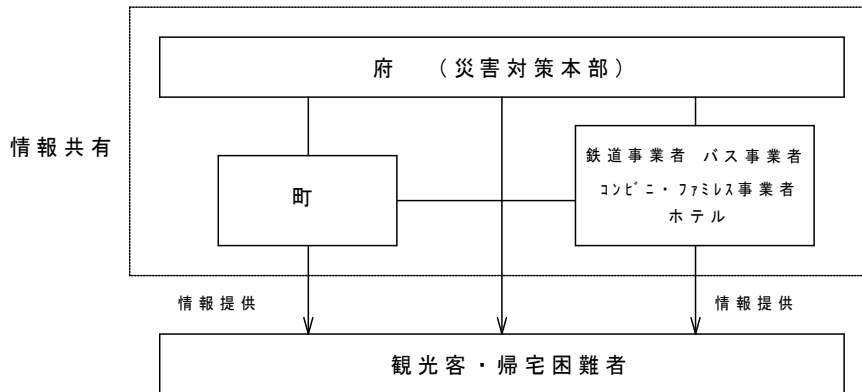
発災直後、応急対策活動は、救命救助・水防・避難者の保護に重点を置くため、観光客等・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- (1) 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- (3) 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- (4) 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- (5) 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

3 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

町は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、鉄道機関・バス協会などとの間で、代替輸送機関の確保、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

図 観光客・帰宅困難者情報共有系統



4 事業所等への要請

- (1) 町は、企業等に土のう等による水防、飲料水・食料・感染症対策資器材などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。
- (2) 事業所等に、時間帯別対応の基本ルールを以下のように定めるよう働きかける。
 - ア 就業時間帯に発災
従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示
 - イ 出勤・帰宅時間帯に発災
自宅または事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示(自宅にいるときは自宅待機を指示)

5 観光客等への支援

- (1) 町は、観光客等の災害時における的確な行動について、ホテル業者、旅行業者・事業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル業者、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時受入れ等の協力を求めていく。
- (2) 町は、府及びホテル業者、旅行業者等と連携し町内すべての外国人等に対して、各鉄道の運休や運行状況等の情報を集約して、多言語(英語以外を含む。)でリアルタイムに伝達するとともに相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。また、外国人向けの防災訓練の実施及び日本における災害の重大さや災害時の行動(医療機関のかかり方含む。)について普及・啓発に努める。

第 36 章 集中豪雨対策に関する計画

(危機管理室、事業部)

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

町は、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難体制・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備などの流域全体のハード対策まで、個々の機関が集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となるため、多方面から住民の安全・安心を確保するための対策を講じる。

1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として町と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

(1) 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実

- ア 民間気象会社情報の活用
- イ ため池監視システムの導入

(2) 避難体制等の取り組み強化

- ア 客観的避難基準の充実と住民の自発的意志に基づいた自主避難所の開設
- イ 被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定
- ウ 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
- エ 屋内避難・垂直避難の検討

(3) 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底

(4) 要配慮者対策の強化

「要配慮者名簿」の整備

2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった取り組みが必要である。

(1) 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理

- ア 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）
- イ 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
- ウ 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施

(2) 流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組み

- ア 山地・森林環境の保全と整備
- イ 農地の持つ防災機能の保全と整備
- ウ 適正な土地利用の誘導、規制など

第 37 章 都市公園施設防災計画

(危機管理室、事業部)

災害に強いまちづくりに当たって、町は池谷公園及び鳥谷公園を広域避難所に指定している。オープンスペース等の整備は、避難者の安全確保のために、骨格となる対策であるため、その推進を図る。

1 オープンスペースの整備

避難者の安全確保や一時集合場所、地域防災活動拠点としても活用できるよう、公園、駐車場、緑地等のオープンスペースの整備を図る。

2 公園緑地の整備

広域避難場所となるオープンスペースを確保し、環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能の保全・整備を図るため、公園緑地の整備推進を図る。

第 38 章 広域防災活動拠点計画

(危機管理室、教育部、健康福祉環境部)

町は、「精華町まちづくり基本計画」を策定し、広域防災活動拠点として防災食育センター、防災受援施設及び防災総合保健センターを整備予定。

防災食育センターは、発災から 3 日目までの府・国からの支援が不確かな期間、町が独力で対応するための、食品備蓄及び炊き出しを行なう施設である。

防災受援施設は、府・国からの支援が本格化する発災 4 日目以降の、府・国の応援活動を保証し、また、状況によっては警察及び山城南地域の府機関の代替施設となる、様々な機能を有する施設である。

防災総合保健センターは、災害時の保健活動に係る町の本部機能を有する施設であり、情報収集や活動方針の決定、山城南保健所と連携して保健活動を実施するなど、災害時の保健活動の拠点となる施設である。

1 防災食育センター

(1) 狙い

発災から発災 3 日目までの応急給食を実施し、被災者に対する食糧供給を実施する。

(2) 機能

ア 食糧備蓄

米及び汁物用乾燥具材等

イ 調理能力

1,550 人分

(3) 場所及び配送要領

精華中学校東側から各避難所へ車両配送

2 防災受援施設

(1) 狙い

ア 発災から発災 3 日目までは、指定緊急避難場所及び支援物資集積拠点

イ 発災 4 日目以降は、府・国の応援活動拠点及び支援物資集積拠点

ウ 町の被害軽微な場合、警察及び山城南地域の府機関の代替施設

(2) 機能

ア 指定緊急避難場所 収容能力 2000 人

イ 府・国の応援活動拠点 自衛隊、TEC-FORCE、京都府DMA T、警察、消防、府庁等からの応援職員、指定公共機関職員、各種ボランティア 500 人

ウ 代替施設 木津警察署、消防署、山城南土木事務所、山城南保健所等

(3) 場所

打越台グラウンド及び打越台環境センター跡地を一体的に整備

3 防災総合保健センター

(1) 狙い

災害時の保健活動に関する情報収集や避難者・被災者に対する健康管理などについて、情報収集や計画立案、現場で活動するチームとの調整等、災害医療に関する町の本部機能として活用

(2) 機能

ア 情報収集及び活動方針の決定

イ 関係機関との調整

応 急 計 画

目 次

第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の方針.....	1
第2節 予測できない事態の対応.....	1
第2章 災害対策本部等の運用計画.....	2
第1節 町の防災組織等.....	2
第2節 本部設置前の災害警戒体制.....	2
第3節 災害対策本部の設置.....	4
第4節 災害対策本部の運用及び任務分担等.....	9
第5節 本部の閉鎖.....	10
第6節 災害対策本部の標識等.....	10
第3章 動員計画.....	11
第1節 本部設置前の災害警戒本部等の動員.....	11
第2節 災害対策本部の動員.....	12
第4章 通信連絡情報活動計画.....	14
第1節 庁内及び町防災関係機関における措置.....	14
第2節 災害情報及び被害状況の収集・報告.....	14
第3節 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準.....	18
第4節 非常無線通信等の利用.....	18
第5章 広報・広聴活動計画.....	21
第1節 広報活動.....	21
第2節 広聴活動.....	23
第6章 災害救助法の適用計画.....	24
第1節 災害救助法の適用基準.....	24
第2節 活動計画.....	25
第7章 消防活動計画.....	26
第1節 出動計画.....	26
第2節 消防活動.....	26
第3節 応援要請.....	27
第8章 水防計画.....	28
第1節 水防組織.....	28
第2節 重要水防区域.....	29
第3節 水防体制.....	29
第4節 水防活動の実施.....	30
第9章 避難に関する計画.....	33
第1節 避難の指示等.....	33
第2節 警戒区域の設定.....	36
第3節 避難の方法.....	36
第4節 土砂災害警戒区域等の避難計画.....	37

第5節	浸水想定区域等の避難計画.....	38
第6節	暴風警戒地区の避難計画.....	40
第7節	学校等の集団避難計画.....	40
第8節	火災に対する避難計画.....	40
第9節	避難所群及び福祉避難所群の開設.....	40
第10節	避難の実施.....	41
第11節	避難所群の運営管理等.....	41
第12節	避難所における感染症対策.....	43
第13節	避難者健康対策.....	44
第14節	広域一時滞在.....	45
第15節	被災者への情報伝達活動.....	46
第16節	車中泊避難計画.....	46
第17節	避難指示等の解除.....	46
第10章	観光客等保護・帰宅困難者対策計画.....	47
第1節	観光客等・帰宅困難者への広報.....	47
第2節	交通情報の提供・災害時帰宅支援ステーション本部の運用.....	47
第3節	災害時帰宅支援ステーションの開設.....	47
第4節	災害時帰宅支援ステーション本部への誘導.....	47
第5節	ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等.....	47
第11章	食料供給計画.....	49
第1節	食料供給の方法.....	49
第2節	給食に必要な米穀の確保.....	49
第3節	その他の食品の調達.....	50
第4節	輸 送.....	50
第5節	炊き出しの計画.....	50
第6節	災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準.....	50
第12章	生活必需品等の供給計画.....	51
第1節	物資の調達等.....	51
第2節	災害救助法適用の場合の措置.....	51
第3節	災害救助法が適用されない場合の措置.....	52
第4節	町内の物資の主な販売業者.....	52
第5節	物資の輸送、配給方法.....	52
第13章	給水計画.....	53
第1節	実施責任者.....	53
第2節	水道施設等の応急対策.....	53
第3節	医療機関等への応急給水.....	53
第4節	給水の方法.....	53
第5節	近隣市町村による給水応援.....	53
第6節	災害救助法による飲料水の供給.....	54

第 14 章	住宅対策計画.....	55
第 1 節	り災証明証の発行.....	55
第 2 節	被災住宅の応急修理.....	55
第 3 節	公営住宅等へのあつ旋.....	55
第 4 節	応急仮設住宅建設と供与.....	55
第 15 章	医療助産計画.....	57
第 1 節	実施責任者.....	57
第 2 節	医療及び助産の対象者.....	57
第 3 節	京都府保健医療調整本部の設置等.....	57
第 4 節	保健医療活動チーム派遣の要請と災害対策本部の行動.....	57
第 5 節	救護所.....	58
第 6 節	助産.....	59
第 7 節	医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法.....	59
第 8 節	医療品等の調達.....	59
第 9 節	心のケア.....	59
第 10 節	災害救助法による医療.....	59
第 11 節	災害救助法による助産.....	60
第 16 章	保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画.....	61
第 1 節	防疫及び保健衛生計画.....	61
第 2 節	し尿処理対策計画.....	61
第 3 節	遺体の捜索、処理及び埋火葬計画.....	62
第 17 章	救出救護計画.....	65
第 1 節	救出救護の対象.....	65
第 2 節	救出救護体制.....	65
第 3 節	関係機関への協力要請.....	66
第 4 節	災害救助法による救出.....	66
第 18 章	障害物除去計画.....	67
第 1 節	道路上の障害物除去.....	67
第 2 節	道路の補修.....	67
第 3 節	緊急道路啓開等協力体制.....	67
第 4 節	住宅関係の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準）.....	67
第 5 節	河川の障害物除去.....	68
第 19 章	廃棄物処理計画.....	69
第 1 節	廃棄物の収集体制.....	69
第 2 節	がれき等処理.....	69
第 3 節	生活ごみ処理.....	70
第 4 節	処理施設等の現況.....	70
第 20 章	文教対策計画.....	71
第 1 節	実施責任者.....	71

第2節	情報の収集・伝達.....	71
第3節	施設・設備の緊急点検等.....	71
第4節	学校等における安全対策.....	71
第5節	教育に関する応急措置.....	72
第6節	学校等における保健衛生及び危険物等の保安.....	73
第7節	被災者の救護活動への連携・協力.....	74
第21章	輸送計画.....	75
第1節	実施責任者.....	75
第2節	輸送及び移送の方法.....	75
第3節	災害時における輸送方法.....	75
第4節	輸送力の確保.....	76
第5節	輸送力確保についての協力要請.....	76
第6節	航空機等による輸送、移送.....	77
第7節	緊急通行車両の取扱い.....	77
第8節	災害救助法による輸送基準.....	77
第22章	交通規制計画.....	79
第23章	災害警備計画.....	80
第24章	危険物等応急対策計画.....	81
第25章	鉄道施設応急対策計画.....	83
第26章	通信・放送施設応急対策計画.....	84
第1節	通信施設応急対策計画.....	84
第2節	放送施設応急対策計画.....	84
第27章	電気・ガス・上下水道施設応急対策計画.....	85
第1節	電気施設.....	85
第2節	上水道施設.....	86
第3節	下水道施設.....	86
第4節	ガス施設.....	87
第5節	金融機関.....	87
第28章	農林関係施設応急対策.....	89
第29章	労務供給計画.....	90
第1節	作業員等の雇用.....	90
第2節	災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準.....	90
第30章	自衛隊災害派遣計画.....	91
第31章	職員派遣要請及び町職員の派遣受援計画.....	93
第1節	府等への職員派遣受援要請.....	93
第2節	町職員の応援・派遣.....	93
第32章	義援金品受付配分計画.....	95
第33章	社会福祉施設応急対策計画.....	96
第34章	精華町災害支援対策本部運用計画.....	97

第1節	災害支援対策本部体制.....	97
第2節	情報収集.....	97
第3節	応援の実施.....	97
第35章	高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画.....	98
第1節	避難行動要支援者の避難.....	98
第2節	妊産婦・乳幼児家族の避難等.....	98
第3節	高齢者・在宅治療者の避難.....	99
第4節	外国人・観光客等・帰宅困難者等の避難.....	99
第5節	安否確認.....	100
第36章	環境保全に関する計画.....	101
第37章	災害ボランティア受入計画.....	102
第1節	町センターの災害発生時体制への移行.....	102
第2節	町センターの運営.....	102
第38章	文化財等の応急対策.....	104
第39章	応援受援計画.....	105
第1節	応援.....	105
第2節	受援.....	105
第40章	社会秩序の維持に関する計画.....	107

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

災害応急対策計画は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、町及び防災関係機関が有する全機能を発揮し、いち早く災害対策本部等を立ち上げるとともに、国・府の行政機関、住民、事業所及びボランティア団体等の民間組織と連携して災害の発生を防ぎよし又は応急的救助を行うなど、被害の拡大を防止する。

そのため、本計画は、次のような観点に立ち策定する。

- 1 防災業務は、業務継続計画及び災害時受援計画に基づき、一般業務と平行して行う。
- 2 応急対策は、人命救助に重点をおくとともに、人権への配慮及び速やかな復旧に留意する。
- 3 行うべき行動をできるだけ体系的に整理し、内容が漏れなくかつ府計画と整合した構成とする。
- 4 対策内容は、第2篇災害予防計画、府計画及び町の他計画と一貫させるとともに、災害時における具体的な行動手順を示し、一刻も早く各機能の回復を図ることに主眼をおく。
- 5 広域相互応援やボランティア等の外部からの物資及び人的応援を、必要な所に必要なだけ速やかに配備・配置することを意識する。
- 6 正確で最新の情報が伝達できる体制を整え、被災者の不安の解消を図るとともに、人権に配慮し、被災者特に女性及び要配慮者、LGBTからのニーズ等も吸い上げるため、双方向の情報伝達の整備を図る。
- 7 国・府、町、住民・企業の役割分担を明確にする。(協働防災)
- 8 従来からの組織、施策、事業、施設等を活用し、総合的に体系化することで、防災政策の欠落を防ぐ。(総合防災)

第2節 予測できない事態の対応

災害時においては、関係者は、原則として、災害応急対策計画に基づいて対応する。

しかし、計画どおりに対応できない事態に遭遇した際には、町民の生命、身体、財産を守ることを最優先することを念頭に、被害を最小限にすることを基本とし、各担当部局等の責任において町が独自に行なう事項、住民・事業所に協力を求める事項、国・府に期待すべき事項について臨機応変・機略縦横に対応する。

第2章 災害対策本部等の運用計画

災害発生時には、想定されないさまざまな事態が発生し、住民の生命と安全を守るためには、迅速な対応が必要である。そのための応急活動体制特に災害対策本部機能の確立は、災害応急対策のなかで、きわめて重要な位置を占める。

第1節 町の防災組織等

1 町防災会議

町長を会長として、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき組織され、町地域防災計画の作成並びにその実施の推進等を図ることを目的とする。

資料 1-1 精華町防災会議条例

資料 1-2 精華町防災会議規程

2 町災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2及び相楽郡精華町災害対策本部条例（昭和38年精華町条例第14号）に基づき、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長として組織され、地域防災計画の定めるところにより、町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

災害対策本部会議員は、副町長、教育長、部長、担当部長、次長、危機管理監（本部長を直接補佐）、消防長、議会事務局長とする。

資料 1-4 精華町災害対策本部条例

第2節 本部設置前の災害警戒体制

災害対策本部設置前の体制として、台風及び降雨等の状況による影響を把握し、水防活動及び初期の応急対策を行い、あるいは災害対策本部設置のための判断資料を得るため、次の基準により水防待機体制及び町災害警戒本部を設置する。

町長は、早期注意情報等の情報から、災害対策本部副本部長、総務部長との協議を踏まえ、災害警戒本部の設置及び閉鎖を決定する。ただし、山城南部地域に、大雨特別警報、暴風特別警報、が発表されたときは、直ちに設置する。

災害警戒本部は、町長を本部長とする。

なお、本部長が不在の場合の指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副町長（副本部長）
2	教育長（副本部長）
3	総務部長

1 職員配備体制

(1) 水防待機体制（0号体制・レベル1対応）

気象業務法に基づく早期注意情報「高」並びに水防法に基づく洪水予報及び水防警報（加茂水位2.5m）の通知を受けたときは、必要に応じて水防待機体制に移行する。

(2) 災害警戒本部1号体制（レベル2対応）

ア 町に大雨・洪水注意報もしくは強風注意報が発表され、その後警報への切り替えが予想されるとき（早期注意情報（警報級の可能性）「高」）。

イ 水防警報「準備」に移行

ウ 2号体制移行を判断、被害情報収集等軽易な対応を実施

エ 危機管理監以下で対応

オ 災害警戒本部解散準備時期にも1号体制をとることがある。

(3) 災害警戒本部2号体制（レベル3準備）

ア 町に大雨・洪水警報もしくは暴風警報が確実視されるとき。

イ 国が水防警報「出動」を発令（氾濫注意水位：加茂水位4.5m）したとき。

ウ 避難準備、高齢者等避難発令時期の判断、軽易な障害排除を実施

エ 総務部長以下で対応

- (4) 災害警戒本部 3号体制（レベル 3 対応、レベル 4 準備）
- ア 避難準備、高齢者等避難発令・2号態勢では障害排除できない場合
 - イ 避難判断水位（加茂水位 5.9m）に達したとき。
 - ウ 高齢者等避難の円滑な実施、避難指示発令時期の判断、障害排除を実施
 - エ 町長が指揮、危機管理監は町長を直接補佐
- (5) 災害警戒本部 4号体制（レベル 4 対応）
- ア 避難指示発令
 - イ 氾濫危険水位（加茂水位 6.0m）に達したとき。
 - ウ 住民避難の円滑な実施、災害対策本部への移行
 - エ 町長が指揮

警戒体制等概念図

警戒レベル	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
気象情報	早期警戒	注意報	警 報		特別警報
避難情報			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒体制		1号	2号	3号	4号（災害対策本部）
長	危機管理室長	危機管理監		町長	

2 本部室の位置

本部室は、原則として町役場 1 階食堂または 6 階審議会室に設置する。中期的予定として、庁舎 4 階の整備後は、4 階に本部室（仮称）を設置する。

3 災害警戒本部における業務

災害警戒本部の業務は主として下記のとおりとするが、各部課等の業務分掌、警戒本部の運用等については、災害対策本部の場合に準ずる。

- (1) 本部長の指示事項の伝達
- (2) 降雨状況、河川水位の観測及び防災気象情報等の収集並びに伝達
- (3) 住民への情報伝達
- (4) 高齢者等避難の実施
- (5) 防災関係機関との連絡調整
- (6) 危険箇所の状況把握及び応急措置
- (7) 被害状況の調査及び収集

4 災害警戒本部事務局の編成

総務部危機管理室を中心に各部から要員を得て編成し総務部長の指揮を受ける。

- (1) 本部班
全般情報の整理、部外調整、京都府への報告
- (2) システム班
システムの構築・運営
- (3) 連絡班
動員、避難所開設伝達
- (4) 調整班
部内調整、住民への情報提供、外国人避難
- (5) 情報収集班
被害状況の確認、軽易な障害排除
- (6) 誘導班
要配慮者等状況確認、避難誘導確認

5 災害対策本部への移行

町長（町長に事故ある場合は副町長）は、災害の危険が解消したとき、災害警戒本部を閉鎖する。

また、災害対策本部が設置された場合（レベル 4）においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

第3節 災害対策本部の設置

1 本部の設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、町長が設置する。本部員は直ちに災害対策本部に参集する。

なお、多数の人命に危険が生ずる突発的事故（列車転覆、航空機遭難、爆発等）やライフラインの広域な断絶等については、「大規模事故対策編」による。

- (1) 局地的集中豪雨又は暴風雨もしくは暴風等により、町域において相当の被害が発生するおそれのある場合。（レベル4）
- (2) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じた場合（レベル5）。
- (3) 台風の進路予測等から本部設置の必要が認められる場合。（レベル4）
- (4) その他町長が必要と認めた場合（広域応援等）。

2 本部室の位置

本部室は、原則として町役場1階食堂または6階審議会室に設置する。中期的予定として、庁舎4階の整備後は、4階に本部室（仮称）を設置する。

3 本部事務局

本部事務局は、総務部長を長として、総務部危機管理室を核として、組織する。この際、本部班、システム班、調整・広報班、ボランティア班を常設する。また、(6)以下の各業務班を状況の進展により設置もしくは廃止する。なお、本部長の指示によりその他の班も臨時に編成する。

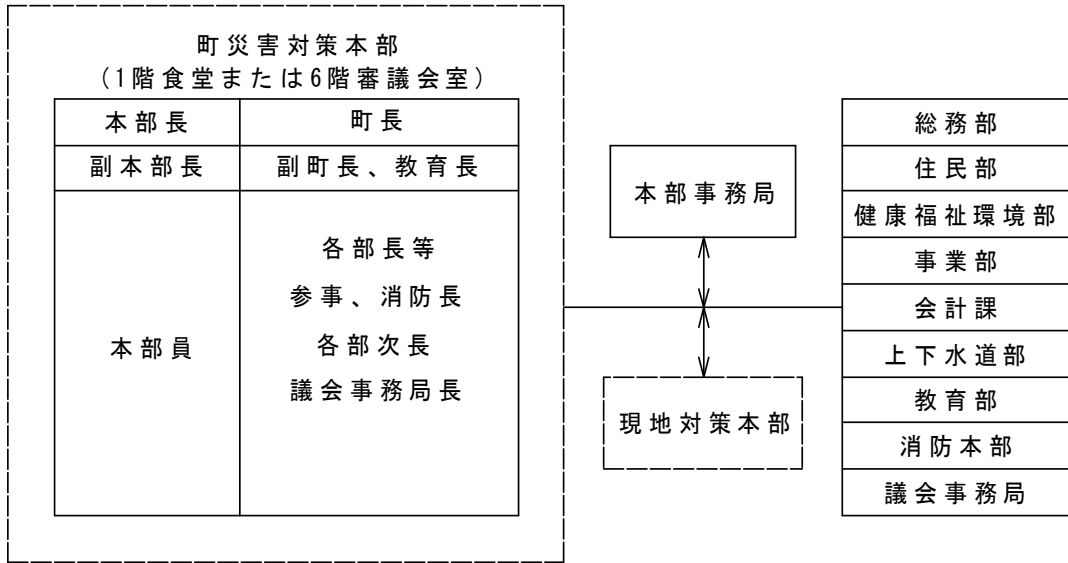
- (1) 本部班
全般情報の整理、避難統制、応援要請、物資調達、
- (2) システム班
システムの構築・運営
- (3) 連絡班
動員調整、避難所開設指示、避難所管理、緊急雇用
- (4) 調整班
部外調整、住民への情報提供、外国人対応
- (5) ボランティア班
ボランティア調整
- (6) 誘導班
要配慮者等状況確認、避難誘導確認

4 本部会議

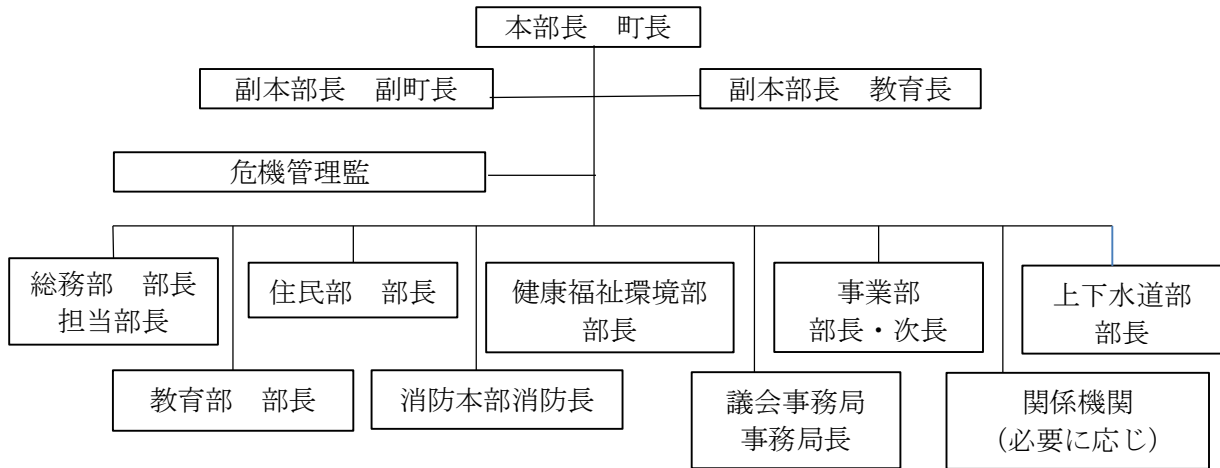
本部長（町長）は、副本部長、本部員を招集し、災害対策本部会議を開き、災害情報、被害状況等により、活動の基本方針を決定する。ただし、本部長が本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

災害対策が長期におよぶ場合は、応急活動の状況及び今後の方針等の情報の共有化・方針の周知徹底のために定時的（午後4時前後）に開催する。

図 町災害対策本部組織図



災害対策本部会議メンバー組織



5 災害対策本部要員の役割分担

災害時には、初期段階の対応がその後の防災活動に大きな影響を与え、被害の程度を左右する。

初動体制を迅速に立ち上げ、役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における緊急、応急、復旧の3段階における時間別に対応した具体的な内容を示し、責任者をあらかじめ指定する。

災害対策本部各課の編成及び業務分掌は次のとおりとする。

業務分掌については、各課長が責任を持って統括するが、災害時の業務内容の遂行については、必要に応じ重要度が異なることから、各部長は平常時の課の範囲を超えて人員配置を行う。

表 災害対策本部各課の編成及び業務分掌一覧

部	課	業務分掌
総務部 部長 総務部長 担当部長	危機管理室	1 対策本部の設置及び閉鎖 2 本部会議の運営 3 本部長の命令伝達 4 水位情報・気象状況・予警報の把握 5 避難勧告等の伝達 6 府庁との連絡調整 7 被害調査の取りまとめ・災害救助法の運用 8 災害記録の編さん 9 関係機関への緊急連絡、 10 団体等の協力活動に関する連絡調整及び受入れ（受援窓口） 11 軽微なり災証明 12 その他防災一般
	総務課	1 要員の動員、配置及び服務規律 2 各課の業務調整、避難所開設運営の状況確認 3 庁舎及び付属施設の被害状況の把握と応急措置 4 町有建物の応急復旧及び関連施設の応急措置の応援 5 庁用応急必需品の管理保管 6 車両の統制及び運行 7 各課からの情報の収集及び各種資料等の確保、提供 8 災害対策本部関係者の健康管理及び食事の支給 9 作業員等の雇用 10 町職員の被災状況調査及び見舞い 11 その他、他課に属さない事項
	自治振興課	1 自治会からの情報の収集及び各種資料等の確保、提供 2 避難所開設運営の総合調整 3 学研地区駐車場への緊急連絡
	企画調整課	1 関係機関からの情報の収集及び各種資料等の確保 2 外国人避難 3 その他町内に所在する者（外国人含む）への広報・広聴活動及び報道機関との連絡 4 関係機関への情報の提供 5 各種陳情の応接及び被災地の慰問
	財政課 (入札契約室)	1 災害予算の編成 2 応急資材及び救助物資の調達 3 各種調達についての危機管理室との連絡調整
	デジタル推進室	1 庁内電算システムの被害状況の把握と応急措置 2 庁内システムの運営
健康福祉環境部 部長 健康福祉環境部長	社会福祉課 高齢福祉課	1 地域福祉センターの被害状況調査及び応急措置 2 地域福祉センターの運営指導 3 生活保護世帯の被害状況調査及び応急支援 4 関係福祉団体との連絡 5 生活必需品等の供給 6 災害弔慰金、被災者生活再建支援金等及び融資に関する事務 7 その他救助一般 8 避難行動要支援者の避難誘導及び応急支援 9 福祉避難所群との連絡調整 10 社会福祉協議会とボランティアの登録、受入れ等について調整
	子育て支援課	1 妊産婦乳幼児家族の避難指示及び応急支援 2 妊産婦乳幼児家族指定避難所の開設及び運営指導 3 保育業務に必要な情報の収集 4 保育施設の被害状況取りまとめ

	保育所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育施設の被害状況調査及び応急措置 2 被災地における措置児童の応急保育 3 炊き出し（各保育所） 4 妊産婦乳幼児家族指定避難所の開設及び運営 5 その他保育所一般
	健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 山城南保健所との連絡調整 2 関係医療機関との連絡調整 3 避難所の健康・衛生管理に関する助言及び救護所の設置に関する調整 4 医療救護及び助産の調整 5 被災者等に対する健康対策 6 防疫班の編成及び防疫活動に関する調整 7 防疫薬品の確保 8 国保病院の被害状況調査及び応急措置 9 その他衛生一般
	環境推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃関係業務に必要な情報収集及び災害廃棄物及びし尿の収集運搬処理に関すること 2 木津川市・精華町環境施設組合や相楽広域行政組合、協定事業者との連絡調整 3 その他清掃一般 4 衛生業務に必要な情報の収集 5 愛玩動物の保護、情報収集及び広報 6 環境保全に関する対応（害獣、害虫駆除等の防疫対策含む）
事業部 部長 事業部長 次長	農政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林関係業務に必要な情報（被害状況調査含む）の収集 2 農作物及び農機具等の応急指導及び生産資材の確保 3 家畜の待避及び防疫指導 4 治山施設の被害状況調査及び応急復旧 5 用水施設及びため池にかかる水防活動及び管理指導 6 土地改良区との連絡調整 7 農地及び農林施設の被害状況調査及び応急復旧 8 華工房等の施設の応急復旧と帰宅支援ステーション運営指導 9 被災者への給食に必要な食料確保（JA、生産者から）
	商工推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光関係業務に必要な情報の収集 2 商工観光関係被害状況調査 3 被災企業等の復興金融措置 4 被災者への給食に必要な食料確保（アピタ、商工会から） 5 観光客保護及び帰宅困難者対策
	検査住宅課	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業部に必要な情報の収集 2 緊急工事の業者指定及び調整 3 被災住宅調査 4 その他住宅一般
	営繕室	<ol style="list-style-type: none"> 1 公有施設の被害状況調査及び応急修理 2 応急仮設住宅建設 3 被災住宅の応急修理支援 4 町有建物の応急復旧及び関連施設の応急措置の応援
	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の管理業務に必要な情報の収集 2 町管理河川等の水防活動 3 道路、橋梁、樋門、排水機場、都市公園、付帯施設等の被害状況調査及び応急復旧 4 道路内工事の交通制限 5 災害統計 6 河川、排水路、雨水路の被害状況調査及び応急復旧 7 公共土木施設被害の取りまとめ 8 公共土木施設の災害復旧事業及び技術指導 9 道路業務に必要な情報の収集 10 道路新設工事個所の被害状況調査 11 その他建設一般

	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画業務に必要な情報の収集 2 公共交通の確保 3 その他都市計画一般 4 開発事業関係施設の被害状況調査及び応急措置の指導 5 宅地造成工事現場の状況調査及び応急措置の指導 6 都市の復興計画 7 地域整備 8 区画整理区域内の被害状況調査及び応急措置 9 被災宅地危険度判定の実施に関すること
議会事務局 部長 議会事務局 長	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整 2 被災地の慰問についての連絡調整 3 各種陳情の応接
上下水道部 部長 上下水道部 長	上下水道課 (経理営業課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道業務に必要な情報の収集 2 関係団体・協会との連絡調整 3 その他水道業務一般 4 飲料水の供給及び確保 5 上水道施設及び設備の被害状況の調査 6 応急資材の整備、点検及び確保 7 上水道施設及び設備の応急復旧 8 その他上下水道一般
	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 出納業務に必要な情報の収集 2 災害関係支出の審査及び支払 3 その他出納一般
消防本部 消防長 次長	消防総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防業務に必要な情報の収集 2 消防職・団員の動員、配置及び服務規律 3 その他消防業務一般 4 消防器材及び施設整備
	警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒 2 消防活動及び水防活動一般 3 救助活動一般 4 消防水利対策 5 消防資機材の整備・点検・確保 6 自主防災組織との連絡調整 7 学研地区防災連絡協議会会員との連絡調整 8 避難誘導 9 住宅危険箇所の把握 10 消防資機材の整備・点検・確保
	予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の伝達及び注意報の発令 2 婦人防火クラブとの連絡調整 3 その他防火一般 4 危険物規制 5 高圧ガス、液化ガス、指定可燃物の防火
	指令救急課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種災害情報の収集及び報告 2 雨量の調査及び記録 3 気象情報の受信、報告及び記録 4 高山ダムの放流連絡の受信及び報告 5 職員の非常参集 6 救急活動一般
	消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒 2 消防活動及び水防活動一般 3 救助活動一般 4 消防水利対策 5 り災証明の発行 6 避難誘導

教育部 部長 教育部長	学校教育課 (教育支援室)	1 学校教育業務に必要な情報の収集 2 学校教育施設及び設備の被害状況調査及び応急復旧 3 災害地における児童生徒等の応急教育 4 被災児童生徒等の応急援護 5 その他学校教育一般 6 指定避難所(小・中学校)の設置運営に関する調整 7 教育委員会等との連絡調整 8 炊き出し(小学校)及び炊き出しの調整等 9 その他学校施設一般
	生涯学習課	1 社会教育業務に必要な情報の収集 2 社会教育施設及び設備の被害状況調査及び応急復旧 3 文化財の被害状況調査及び応急措置 4 その他社会教育一般 5 社会体育施設及び設備の被害状況調査及び応急復旧 6 指定避難所(むくのきセンター)の設置運営に関する調整 7 その他社会体育一般 8 図書業務に必要な情報の収集 9 図書館の被害状況調査及び応急措置 10 その他図書一般 11 図書館内職員託児スペースの指定

6 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

本部は被害状況もしくは広域応援の必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

原則として、現地災害対策本部は、町の施設に設置するが、広域応援の場合は当該自治体との調整による。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ア 本部長の指示による応急対策
- イ 被害状況・復旧状況の情報分析
- ウ 現場部隊の役割分担の調整
- エ その他の緊急を要する応急対策

第4節 災害対策本部の運用及び任務分担等

1 災害対策本部の運用

災害対策本部の運営は、以下のとおり行う。ただし、本部長不在の場合には、対策本部会議構成メンバーのうち、あらかじめ指定された者が運営にあたる。

- (1) 災害対策本部を設置及び閉鎖したときは、災害対策本部指令により出先の関係者に通知するとともに、庁舎内は放送で周知する。また、基準とは異なる条件で本部を設置する場合においても、災害対策本部指令により関係者に通知する。
- (2) 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によって最適な体制をとる。
- (3) 災害対策本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理を行う。
- (4) 災害対策本部の配備要員は、各業務分掌に基づき災害の程度に即応した適正な規模によるものとし、応援要員は配備された部署の職務に専念する。

2 任務分担

災害対策本部各部・課の編成及び業務分掌は第2章第3節「5. 災害対策本部要員の役割分担」のとおりとする。

3 本部事務局の役割

本部事務局は、部内外の情報を収集整理して、本部会議に提供し本部長の決定を準備するとともに、住民へ災害情報を提供する。また、対策の実行に当たっては各部の調整に当たる。

4 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部調整班が行う。

第5節 本部の閉鎖

町域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、町長は災害対策本部を閉鎖する。

第6節 災害対策本部の標識等

災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事するときは、資料に示す腕章及び標識をつける。

資料 3-13 災害対策本部の腕章及び

第3章 動員計画

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員及びその他の職員の動員について必要な事項を定める。

第1節 本部設置前の災害警戒本部等の動員

町域において災害が発生し、又は被害拡大のおそれがある場合は、表における応急活動体制をとる。

1 水防待機体制

気象業務法に基づく早期注意情報「高」の通知を受けたときは、危機管理監、危機管理室長、総務課長及び防災担当、建設課長及び農政課長は自宅待機とする。(レベル1)

被害が発生するおそれや注意報が警報に切り替えられると予想される時(早期注意情報「高」)、または、水防法に基づく洪水予報及び水防警報の通知を受けたときは、危機管理監、危機管理室長及び防災担当は自主登庁し、水防体制を確立するため連絡調整並びに気象情報、降雨等の状況把握を行う。なお、状況に応じ危機管理監は担当職員に対し、待機等必要な指示を行う。(レベル2)

水防業務を処理する水防団にあつては、第3編第8章「水防計画」に基づき、「団長の招集」又は「あらかじめ指定するところ」により出動する。

表 水防待機体制における配備動員の基準

要件	課別	危機管理室 (防災担当)	建設課 (管理担当)	農政課 (土地改良担当)	消防団 (水防団)
早期注意情報「高」もしくは水防団「待機」(レベル1)		自宅待機	自宅待機	自宅待機	役員自宅待機
早期注意情報「高」かつ注意報もしくは水防団「準備」(レベル2)		3名配備 室長含む	2名配備 課長含む	2名配備 課長含む	招集配備
洪水予報氾濫注意水位(木津川水位4.5m)及び水防警報(水防団「出動」)(レベル2)		同上	同上	同上	招集配備

2 災害警戒本部

災害警戒本部を設置した場合における本部及び本部事務局動員数は、次表による。なお、状況に応じ各部長は、本部決定事項に基づき必要な職員を動員する。

表 災害警戒本部を設置した場合における本部及び本部事務局配備動員の基準

区分	レベル	対応	発令基準		理事者	部長等	管理職	一般職（※1）			摘要
								総務部	事業部	他部	
1号体制	レベル1	災害警戒本部（事務局）	大雨又は洪水の注意報が発令されており、早期注意情報が「中」の時	台風接近、大雨その他異常な自然現象が予想され、早期警戒情報が「高」の可能性が予想される時		危機管理監	危機管理室	危機管理室2名			情報収集
			以外の時								
2号体制	レベル2	災害警戒本部（事務局）	大雨又は洪水の注意報が発令されており、早期注意情報が「高」である場合	台風接近、大雨その他異常な自然現象が予想		危機管理監	建設危機管理・農政課	総務課3割 企画調整課3割 財務課3割	3割		3号体制の要否具申
			以外の時		危機管理監	危機管理室	危機管理室2名			情報収集	
3号体制	レベル3	災害警戒本部	広域的な避難を伴わない被害が予想 軽微な被害が報告されている時 広範囲な被害の報告がない時		全員	全員	全員	4割（※2）（※3）（※4）	3割（※2）（※3）（※4）	3割（※2）（※3）（※4）	4号避難指示等の発令の判断
			特別警報の発令が予想 軽微な被害が多数報告されている時 広域的な避難を伴う被害が予想 広範囲な被害発生が予想される時				6割（※2）（※4）	5割（※2）（※4）	5割（※2）（※4）	災害緊急対策本部発令への発令の判断	

<備考>

- （※1）一般職の配備動員の割合については目安とする。
- （※2）避難情報の対象が土砂災害に限定される場合、基準に関わらず必要数を動員する。
- （※3）2号体制時から対応している各部要員は3号体制要員に含めることを基本とする。
- （※4）3号・4号体制要員には施設管理者を含む。
- （補足）消防本部の配備動員については消防本部の基準による。なお、消防団にあっても同基準を準用する。

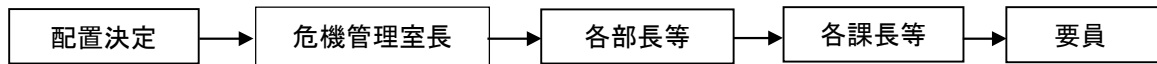
第2節 災害対策本部の動員

1 動員要領

(1) 動員の連絡系統

動員の連絡系統は、下図に示す。

図 動員の連絡系統



(2) 動員の方法

- ア 動員の連絡は災害対策本部指令により庁内放送又は電話、連絡員等により行う。
- イ 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生時における動員の伝達は、あらかじめ確立された電話・携帯電話等を活用する情報連絡系統に基づいて行う。
- ウ 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより動員が困難な場合等を想定して、動員の体制を定めておく。
- エ 家族の安否を確認した上で指定部署に参集する。
- オ 事情により指定部署に参集できない場合には、最寄りの町施設に参集し、本部の指示を受ける。

(3) 動員の基準となる人数の設定

本部要員の動員招集はあらかじめ各課に基準となる動員数を定め、災害対策本部指令に基づき各部課長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として臨機応変に実施する。

動員の基準となる人数は、災害対策本部動員計画による。実動員は業務継続計画及び応援受援計画を考慮し決定する。

(4) 動員状況の把握

ア 報告系統

災害対策本部の活動を円滑に運営するため、次の系統により動員した要員を報告する。

イ 報告内容

- ① 所属別・男女別人員
- ② 対策従事者・待機者の内訳及び状況
- ③ 待機者の待機場所等

(5) 細部は災害対策本部動員計画による。

(6) 上記に定める状況以外の災害の場合、その他動員について必要な事項はそのつど災害対策本部長が指示する。

第4章 通信連絡情報活動計画

(危機管理室、総務課、企画調整課、消防本部、関係各機関)

災害発生時において、関係機関等が緊密に連携して的確な応急対策を実施するため、予報及び警報の伝達、情報の収集を行うとともに、町域の被害状況を把握し、その対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ確実に実施し、災害に関する情報を住民、報道機関に周知させる。

第1節 庁内及び町防災関係機関における措置

- (1) 気象台が発表する予報、警報及び火災予防のための気象通報、情報及び国が発表する水防情報は、総務部危機管理室（危機管理室長）が受報する。
- (2) 危機管理室長は、気象台が発表する台風又は大雨に関する予警報及び国が発表する水防情報で必要と認めるものを受報した場合は直ちに町長、副町長に報告するとともに、関係課等に伝達する。なお、関係課長等は府の配信する防災・防犯情報メールを受信するよう努める。
- (3) 危機管理室長は気象情報等を端末機により入手し、危機管理監に報告するとともに関係各課等に伝達する。
- (4) 危機管理監は情報を分析し、災害警戒本部2号体制の場合は総務部長に報告し、災害警戒本部3号体制以上の場合は本部長に報告するとともに、災害警戒本部会議または災害対策本部会議等で情報共有する。
- (5) 伝達を受けた関係課長等は、直ちにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、自治会等関係先に伝達する。また、かしのき苑、保育施設、華工房等に避難所開設準備を連絡する。
- (6) 危機管理室長は、注意報及び警報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、当該注意報及び警報を庁内放送するなど、所要の措置を行う。また、防災行政無線を活用し住民に周知する。
- (7) 企画調整課広報担当は、必要情報を直ちに住民に広報するため、町HP、SNS等を配信する。
- (8) 通信方法
伝達に携わる機関は、担当者の習熟を図るとともに、受報用紙等の所在を明確にし、伝達上の行き違いや錯乱の未然防止に努め、迅速確実な伝達を確保するための体制を確立する。
ア 水防のため緊急を要する場合の通信は、水防法第27条第2項に定める一般公衆電話の非常取扱い、警察通信施設、鉄道通信施設等を利用するほか消防無線通信施設を活用して行う。
イ 通信施設途絶又は近距離連絡に備え自動車、自動二輪車、自転車及び徒歩伝令員を必要により配置し円滑を図る。
- (9) 受報者の取るべき措置
予報警報を受報した機関は、災害予防計画編第2章第7節「予報、警報等の周知徹底」に定める方法により関係者及び住民に周知するとともに、必要な臨機の措置により災害の防止又は軽減に努める。

第2節 災害情報及び被害状況の収集・報告

被害状況の迅速かつ的確な把握は、応急対策要員の動員、応援要請、資器材の調達、災害救助法適用の可否等災害応急対策において基本となる重要な事項である。

災害時における情報及び被害状況の収集及び報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行う。ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき、又は調査に特別な技術を要するため町が単独ではできないときは、府災害対策本部山城災害対策支部又は木津副支部等に応援を求める。

また、被害状況の調査に当たっては、関係機関相互の連絡を密にし重複、遺漏等のないよう十分留意し、異なった被害状況等は調査し調整する。

1 被害情報等の収集体制

- (1) 各課等の長は、災害の発生状況について、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて、

関係機関との緊密な連絡を取り、被害の状況その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集を行い、本部に報告する。

- (2) 勤務時間外における発災の場合、町職員は、登庁時に登庁経路周辺の被災状況を把握し、直ちに本部に報告する。(登庁経路における重要ポイントは、別に定める)
- (3) 勤務時間内に発災した場合については、課等毎に決められたエリア・ポイントの情報収集に当たり、直ちに本部に報告する。(課毎のエリア・ポイントは、別に定める)
- (4) 町内防災関係機関は、それぞれの担当する災害等の情報をあらゆる手段により、収集するとともに、当該情報を迅速に本部に報告する。
- (5) 早期に被害状況を把握するため、必要に応じ災害現場において職員が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じて本部に伝送し、情報収集する。
- (6) 自衛隊からの災害情報の入手

災害発生の際は、通常住民からの通報によるが、電話回線が不通になることが予想されるため、現地への出動部隊、派遣要請を受けたヘリコプター等から幅広く情報を収集する。

2 被害状況の収集

被害が発生したとき、町は直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて消防本部、木津警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(1) 収集すべき被害情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき被害情報は、おおむね次のとおりである。

- ア 人的被害
- イ 建物被害
- ウ 道路、橋等の被害
- エ 河川決壊又は崖崩れ被害
- オ 公共施設・インフラ等の被害
- カ 産業施設の被害
- キ その他及ぼす影響が大である被害

(2) 被害状況収集の実施者

被害状況収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各課の所管業務に基づいて、担当者、報告の種類及び連絡先等を定めた上で所属の職員があたる。それぞれの分担要領は次のとおりである。

ア 各施設の管理者の調査内容

- (ア) 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害
- (イ) 所管施設の物的被害及び機能被害

イ 職務上の関連部課の調査内容

- (ア) すべての人的被害
- (イ) 災害発生状況及び災害による物的被害
- (ウ) 災害原因
- (エ) 避難の必要の有無及びその状況
- (オ) 要救急救助情報及び医療活動情報
- (カ) 現地活動のあい路
- (キ) 商店、工場、田畑等の物的被害
- (ク) 住家の被害
- (ケ) 危険物施設の物的被害
- (コ) 避難道路及び橋りょう等の被災状況

ウ 協力依頼

調査の漏れを防ぎ報告の迅速化を図るため、消防団の協力を得る。

エ 現地調査の手順

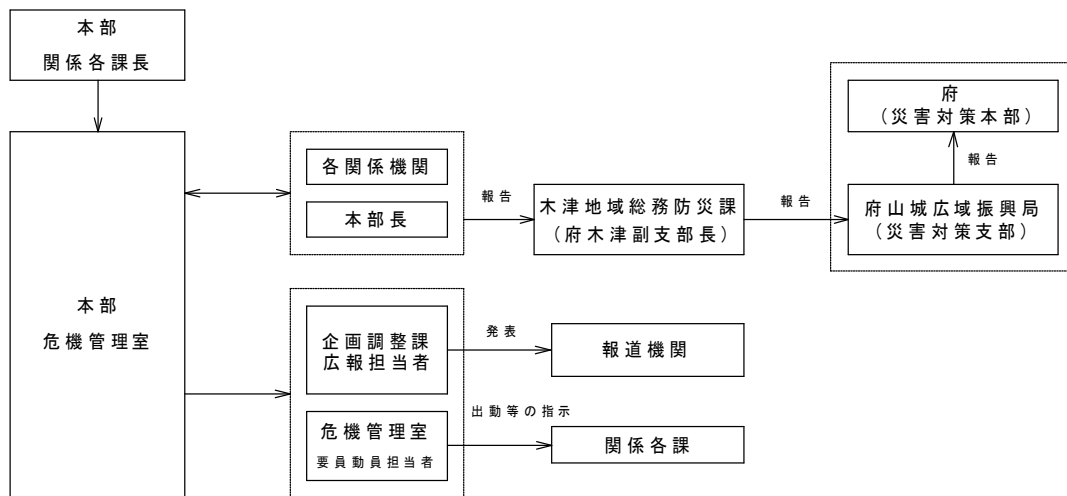
- (ア) 被害状況調査の分担
- (イ) 調査の実施
- (ウ) 被害写真の撮影

- (エ) 調査報告の取りまとめ
- 3 被害状況の取りまとめ及び報告
各課長等は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に危機管理室に報告する。
- (1) 報告の内容
- ア 被害の状況
 - イ 災害応急対策実施状況
 - ウ 応急対策の実施方針及び全体計画、避難の指示等並びに救助活動、消防、水防活動の状況等すでに災害に対してとった措置、応援職員の要請その他要望事項等今後とろうとする措置
 - エ その他災害応急対策実施上参考となる事項
- (2) 情報の総括・報告責任者
情報の総括・報告は、危機管理監及び危機管理室が担当する。
- (3) 各課から本部長への報告
各課は、災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を本部長に報告する。

4 府への報告

- (1) 被害の認定基準
災害による被害の認定に際しては、「資料 3-7 被害程度の認定基準」に基づく。
資料 3-7 被害程度の認定基準
- (2) 報告系統
関係各課長より総務部危機管理室長に報告された被害情報に基づき、本部は下図の系統により府へ報告を行う。

図 被害状況等の一般的な報告の系統



(3) 報告内容

ア 災害情報報告

危機管理室における報告責任者は、町内に災害が発生し又はそのおそれがある場合、水位、雨量、災害危険箇所の状況、予想される被害の内容、その他災害防止対策を講じるために必要な資料、又はすでに実施若しくは実施しようとする応急措置について、若しくは災害対策本部を設置した場合等、災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合には、その状況を速やかに府（山城広域振興局木津地域総務防災課）に報告する。

また、府に報告できない場合（山城広域振興局木津地域総務防災課に報告できない場合）は、直接府災害対策課に報告を行うが、府災害対策課にも報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更する。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。

報告の内容は以下のとおりである。

(ア) 報告の内容

- a 被害の概要
- b 対策本部の設置状況
- c 避難指示及び指示の状況
- d 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

ただし、被害状況のうち次に掲げる事項については、被害の発生のおよその詳細を同様式により報告する。

- a 人的被害
- b 建物被害
- c 一般車両が通行不能となった道路、橋等の被害
- d 付近住家に被害を及ぼすおそれのある河川決壊又は崖崩れ等
- e その他およぼす影響が大である被害

(イ) 報告の概要

(ア) に掲げる事項が発生次第、その都度「資料 4-11 災害情報報告用紙」で府に報告する。

資料 4-11 災害情報報告用紙

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、正確度よりも迅速を旨とし、「資料 4-12 災害概況即報報告用紙」で報告する。ただし、警報が発令されたとき、又は本部長が指定するときは、被害の有無にかかわらず原則として 1 時間ごとに報告する。

資料 4-12 災害概況即報報告用紙

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「資料 4-13・4-14 被害状況報告用紙」によりそれぞれの課に該当する事項を取りまとめて報告する。ただし、警報が発表された場合は被害の有無にかかわらず、原則として発表後 1 時間以内に同様式で報告し、府知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

資料 4-13・4-14 被害状況報告用紙

エ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内に「資料 4-15 災害状況概況報告書」により府へ報告する。ただし、府知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告しなければならない。

資料 4-15 災害状況概況報告書

オ 被害詳細報告

衛生、商工、農林、土木及び教育関係の被害詳細については、府が定めるところにしたがって関係各課が報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(4) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等により行い、災害の経過に応じて把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、資料編に掲載している様式により報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅、木津警察署及び消防本部の通信設備を利用する。

(5) 報告の留意事項

報告にはあらかじめ定められた記号を用いて行い、要領よく、かつ、明確に行い、受信者の復唱をまって終了するものとし、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。また、時刻は24時間制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図る。

5 議会への報告

警戒本部事務局は、結節を捉えて議会事務局を通じ最新の状況を議会に報告する。その要領は府への報告に順ずる。

6 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）により実施する。

7 水防情報、報告

水防に関する情報等の報告要領は、第3編第8章「水防計画」に定めるところによる。

8 土・日曜日、休日及び夜間における初期の情報業務

土・日曜日、休日及び夜間においては、危機管理監及び危機管理室が事前に情報収集するほか、町長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報の伝達、気象状況等の把握、又は被害状況の収集等と関係者に対する連絡については、日直または警備員がこれにあたる。

第3節 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準は、資料に示す。

資料3-5 気象庁震度階級関連解説

資料3-7 被害程度の認定基準

第4節 非常無線通信等の利用

次の方法により連絡の確保を図る。

1 府防災行政無線設備の運用

府防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める町防災行政無線運用規定に基づき町における運用を行う。

2 町防災行政無線の運用

町防災行政無線設備は、電波法、同法施工令及び別に定める町防災行政無線運用規程に基づき運用を行なう。

3 防災系非常通信経路の利用

有線の途絶時の府に対する連絡については、加入電話、消防無線通信等を活用する。

4 民間サービスの利用

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンクモバイル株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

5 通信途絶時の措置

消防本部、木津警察署の無線通信施設をはじめとし、いかなる機関の通信施設においても連絡不能の場合は、災害対策本部からの連絡員の急派により、連絡の確保に努める。したがって、

関係各課は、上記の措置を効果的に実施するため、あらかじめ具体的計画を策定しておく。

(1) 町各部との連絡

災害現場等に出動している各部との連絡は、携帯用電話等により行う。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

(2) 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の利用を図る。その運用要領は、以下のとおりである。

なお、非常通信は、下記のほか必要に応じて町在住のアマチュア無線局に協力を要請する。

ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (ケ) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (コ) 災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (サ) 災害対策基本法第 79 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (シ) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (ス) 災害救助法第 7 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (セ) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

イ 非常通信を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受できる。

- (ア) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (イ) 地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 全国都市消防長連絡協議会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社
- (キ) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

ウ 非常通報の依頼事項

発信を希望する際は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (イ) 本文（字数は、1 通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入する。）
- (ウ) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

(3) 孤立防止対策用衛星電話の導入

災害時は交通手段、通信手段の途絶により、特に山間部での孤立化が予想される。西日本電信電話株式会社において、孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）が設置されているため、加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を導入し、災害情報の報告等通信の確保に努める。

(4) J R 通信設備の利用

町は災害に際して、通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用することができる。

(5) 放送機関に対する放送の要請

町は緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きにより日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社エフエム京都等に災害対策基本法第 57 条に規定する伝達、通知又は警告について放送の要請を行う。

第5章 広報・広聴活動計画

(企画調整課、危機管理室、住民部、健康福祉環境部、事業部、関係各機関)

災害が発生、または発生するおそれのある場合、速やかに住民に対する災害情報及び措置情報を積極的に広報し、人心の安定を図り、もって必要な行動を促す。

また、被災住民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な処置を実施するため、問い合わせ相談窓口を設置する。

第1節 広報活動

1 広報事項

(1) 災害情報

- ア 気象、河川の水位及び被害の状況等、収集された情報
- イ 本部等の設置と活動状況
- ウ 避難誘導及びその他注意事項
- エ 町内の被害状況
- オ 家庭、職場での対策と心得
- カ その他必要な事項

(2) 生活関連情報

- ア 電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み
- イ 食糧、生活必需品等供給状況
- ウ 道路交通状況
- エ 鉄道、バス等交通機関運行状況
- オ 医療機関の活動状況
- カ その他必要な事項

(3) 救援措置情報

- ア り災証明書等の発行状況
- イ 各種相談窓口の開設状況
- ウ 税、手数料等の減免措置の状況
- エ 災害援護資金等の融資情報
- オ 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況
- カ 町業務の再開状況
- キ その他必要な事項

(4) 報道機関に発表する情報

- ア 災害の種別
- イ 発生日時及び場所
- ウ 被害の状況
- エ 応急対策実施状況
- オ 住民に対する避難指示の状況
- カ 住民及び被災者に対する協力及び注意事項

2 広報の方法

(1) 本部による緊急広報の方法

- ア 防災行政無線による緊急広報
- イ ラジオ、テレビによる緊急広報

本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社 KCN 京都）に対して必要事項の放送要請を行う。

本部長は、必要と認めるときは、株式会社 KCN 京都に対し、町庁舎内に臨時サテライトを設置するよう要請する。

- ウ 広報車、職員派遣による緊急広報
 - 本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。
- エ 広報紙、チラシ、ポスター及びホームページ等の情報通信環境の利用
- オ SNS、緊急エリアメールの利用
- カ ヘリコプター等による緊急広報
 - 本部は、ヘリコプター等による緊急広報の必要があると判断した場合は、府等防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。
- (2) 町管理施設、事業所等による緊急広報の方法
 - ア 不特定多数の住民が利用する施設や繁華街、事業所等の管理者及び事業者は、災害発生時の混乱の防止を図るため、利用者が冷静に初動行動ができるように館内放送や非常用放送設備を用いて広報を実施する。
 - イ 商店街等の事業者は、災害発生直後の来街者の安全確保のため、有線放送等を用いて広報を実施する。
 - ウ 鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うため広報を実施する。
 - エ 有線放送事業者は、災害発生直後には混乱防止の内容について、放送を実施する。
- (3) 一般広報の方法
 - ア 報道機関との連携
 - (ア) 本部長は、本部が設置されたときは、速やかに記者会見を行い、住民に対して冷静な行動をとるように要請する。
 - (イ) 企画調整課は、報道機関（日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社 KCN 京都、日刊紙、日刊地方紙等）に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報の提供を行う。なお、報道機関への広報は、広報用専用室を設けて行う。
 - (ウ) 警戒本部事務局が収集した情報をもって公式情報とし、企画調整課から随時公表する。また報道機関からの照会、問い合わせの受付及び返答についても、原則として同事務局を通じて行う。
 - イ 広報刊行物の発行
 - (ア) 企画調整課は、各種支援情報の概要を「華創号外」などの広報刊行物を作成し、各課等へ送付する。
 - (イ) 各課は、広報刊行物に掲載する広報内容を企画調整課に提出する。
 - (ウ) 総務課は、地元組織等に対して広報刊行物の配布の協力を依頼する。
 - (エ) 地元組織等は、総務課と協力して避難所への配布、被災地への個別配布、掲示板への掲示を行う。
 - (オ) 各課は、住民に広報された内容については、課職員への徹底を図る。
 - ウ 現地広報
 - 被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、企画調整課が関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、消防本部の現場指揮者の判断により行う。
 - エ その他の広報
 - (ア) 企画調整課は、住民への広報刊行物等による広報内容について、必要に応じて、インターネット等を利用して情報提供を図る。
 - (イ) 企画調整課は、ボランティア等と連携して、外国語（英語以外を含む。）による広報刊行物を作成するとともに、報道機関に対して外国語（英語以外を含む。）の広報文を提供し、広報を依頼する。
- 3 関係機関の相互協力
 - 災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、公共情報コモンズを利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。
- 4 記録写真等資料の収集
 - 危機管理室及び各課は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

第2節 広聴活動

1 緊急問い合わせへの対応

(1) 「問い合わせ対応チーム」の立ち上げ

企画調整課、総合窓口課及び人権啓発課は、災害発生直後に多発すると想定される電話による住民からの問い合わせや相談に対し、電話回線の確保や室の確保など必要な連携を行った上で、速やかに社会福祉課、高齢福祉課、税務課、検査住宅課の所要の要員を加え「問い合わせ対応チーム」（仮称）を組織して対応する。

(2) 議会対応

対策本部事務局調整班（企画調整課）は、議会事務局と連携し、災害発生後、議会からの問い合わせに対応する。

(3) 窓口対応

「問い合わせ対応チーム」は、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(4) 問い合わせ内容の管理及び回答

「問い合わせ対応チーム」は、問い合わせに対する対応内容を本部事務局へ上申し、統一的な回答文書として作成し、掲示又は課員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。また、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については危機管理室へ報告し、必要に応じて広報紙等に掲載する。

(5) 安否確認に関する対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、木津警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

2 臨時相談所の開設・運営

企画調整課、総合窓口課及び人権啓発課は、以下の要領で臨時相談所を開設し、運営する。

(1) 本部長の指示により被災地域内の公共施設や指定避難所等に臨時相談所を開設する。

(2) 臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決を図るように努力する。

(3) 外国人に対しては、事業所の責任のもと企画調整課が語学ボランティアと連携し対応する。

(4) 相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため、「相談内容聴取用紙」を用いて相談等の記入を行う。

資料 4-31 相談内容聴取用紙

(5) 相談内容、件数、処理内容、件数等を相談内容等報告書により定期的に本部へ報告する。ただし、急を要すると判断される場合は、本部にファクシミリ等により速報する。

資料 4-32 相談内容等報告書

第6章 災害救助法の適用計画

(危機管理室、財政課)

災害により、災害救助法の適用基準を超える大きな被害が生じた場合、被災者の保護と社会秩序の保全の面から、災害救助法の適用を受け、被災者に必要な救助を実施する。

第1節 災害救助法の適用基準

1 災害救助法による救助の実施

町域の災害が、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号以下「救助法」という。）の適用基準を超える場合、府知事より、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助が実施される。

町長は、救助法に基づき知事に適用を要請するとともに救助に着手したときは、府知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、次の各号に掲げる救助の実施に関する職権は、町長に委任されている。町長は委任された職権を行使したときは、すみやかにその内容を詳細に府知事に報告しなければならない。

なお、緊急を要する場合は、府知事による救助法に基づく救助の実施を待つことなく、町長は救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処理について指示を受ける。

委任項目は次のとおり。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 生活必需品の給・貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 住宅の応急修理
- (8) 町立学校の児童生徒等に対する学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索
- (11) 死体の処理
- (12) 障害物の除去

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一つ以上に該当する災害でかつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

- (1) 町の区域において、60世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記(1)の滅失世帯数の半数以上であること。
- (3) 府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって多数の者が避難して継続的に救助を必要とし、内閣府令で定める基準に該当すること。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次の通り算定する。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- イ 住家が半壊又は半焼したものにあつては2世帯をもって、1とみなす。
- ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった

世帯は3世帯をもって、1とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のも

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の20%以上50%未満のも

ウ 床上浸水

ア及びイ.に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

資料 3-7 被害程度の認定基準

資料 3-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準

4 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

第2節 活動計画

1 救助法適用時の措置

救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 町における被害状況の実態把握
- (2) 救助法の適用基準該当の有無判定
- (3) 災害救助の種類判定
- (4) 災害救助実施計画の策定
- (5) 救援救護活動

2 府知事への報告

- (1) 災害に際し、町における災害が本章第1節の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は、直ちにその旨を府知事に報告するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。

資料 4-36 応援要請書

- (2) 救助法適用の要請を受けた知事は、府災害対策本部会議を開き救助法を適用するか否かを判断し、救助法の適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について町長に指示が下ろされるとともに関係機関に通知又は報告され、一般に告示される。
- (3) 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法による救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処置に関して指揮を受ける。

第7章 消防活動計画

(消防本部、消防団)

災害が発生した場合、特に強風発生時には、火災が同時多発することが予想される。火災の延焼阻止、危険物施設等からの二次災害の防止など災害の拡大を防止するため、迅速かつ的確な活動態勢をとり、必要な消防活動（消火、救助、救急活動等）を行わなければならない。また、消火活動に当たっては、地域住民、消防団等と連携を図った取り組みが行えるよう体制を整えておくことも必要である。

第1節 出動計画

消防本部は、住民の生命、身体及び財産を災害による火災等から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、消防活動に万全を期する。

1 出動区分

災害時における消防対等の出動区分は警防規程等に基づく。

(1) 消防本部

消防本部の出動区域は町全域とする。

(2) 消防団

ア 消防団の出動区域は各分団の担当区域とする。

イ 災害の状況に応じ、他分団区域へ応援出動を行う。

表 消防本部・消防団の出動区分

<消防本部（署）>

区 分	内 容
第 1 出 動	水火災等が発生し、小規模で防ぎよ可能と認められる場合
第 2 出 動	水火災等が発生し、第 1 出動で防ぎよ困難と認められる場合
第 3 出 動	水火災等が発生し、第 2 出動で防ぎよ困難と認められる場合
特 命 出 動	水火災等が発生し、特定の隊を出動させる場合
訓 練 出 動	訓練の内容により、必要な隊を出動させる場合

<消防団>

区 分	内 容
第 1 出 動 (部出動)	部の所属する地域内において、水火災等が発生し、小規模で防ぎよ可能と認められる場合
第 2 出 動 (分団出動)	部の所属する地域内において、水火災等が発生し、第 1 出動の範囲において防ぎよ困難と認められる場合
第 3 出 動 (分団出動)	部の所属する地域内において、水火災等が発生し、第 2 出動の範囲において防ぎよ困難と認められる場合
第 4 出 動 (全出動)	第 3 出動で防ぎよ困難と認められる場合
特 命 出 動	水火災等の状況により、上記の区分によらないで必要な特定分団又は部が要請を受け出動する場合
訓 練 出 動	訓練の内容により必要な分団又は部が出動する場合

第2節 消防活動

1 消防本部の活動

- (1) 強風による火災発生時には、全消防力をあげて消火活動にあたる。
- (2) 火災の種類、規模、発生数による消防車、消防隊員の確保を速やかに行い、消防活動体制を早期に確立する。
- (3) 消火活動と並行して人命の安全確保を最優先とした救助・救急活動を行い、特に延焼のおそれが少ない場合は、救助・救急活動を主力に行う。

(4) 情報収集等

ア 消防本部は、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。

イ 防災関係機関等と情報交換を行い、情報を相互に共有する。

2 消防団の活動

(1) 災害発生時には、火元の始末を住民に呼びかけ出火防止を行う。

(2) 住民への避難の呼びかけ、誘導、避難時の安全確保等行う。

(3) 消防活動上必要な情報や被災状況の情報の収集を行い、消防無線機等を活用し防災関係機関等に伝達を行う。

(4) 火災発生時には、消火活動、群衆整理、避難の道路確保等を、独自若しくは消防本部と協力して行う。

(5) 住民と一体となった救出活動を行い、負傷者の応急措置を行う。

(6) 消防本部の応援要員として消火活動等を行う。

(7) 被災状況に応じて、他分団区域へ応援出動を行う。

3 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4 消火栓以外の消防水利の活用

災害により消火栓の利用ができないことも予想されるため、その場合は、以下の消防水利を活用する。

(1) 学校プール水の活用

事前に整備された学校プールに設けられた採水口を活用する。

(2) 河川水等自然水利の活用

直接汲み上げることが可能な河川・池の水を活用する。

(3) 防火水槽、農業用井戸の活用

事前に整備された防火水槽、農業用井戸を活用する。

第3節 応援要請

火災が拡大・延焼し、災害の程度が甚大となるおそれが生じ、町の消防力で対応しきれないときには、他の市町村、消防機関あるいは府に応援を要請する。

1 町域における火災が著しく拡大し、町の消防力で対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定に基づき、京田辺市消防本部、相楽中部消防組合消防本部、生駒市消防本部及び奈良市消防局に応援を要請する。

2 1 においても、対処できない場合は、広域消防応援を要請する。大災害及び特殊災害を広域的に処理するため、京都府広域消防相互応援協定が定められている。

3 1、2 においても、対処できない場合は、町長は本編第 39 章「応援受援計画」に基づき、府知事に他府県の消防機関の応援を要請する。

資料 1-6 京都府広域消防相互応援協定書

第8章 水防計画

(危機管理室、消防本部、消防団、関係各機関)

降雨時間が増大又は降雨強度が大きい場合は、洪水や浸水等の被害が想定される。町域における水防上必要な諸活動は災害応急対策の重要な柱である。町域における水防は、水防法第33条の規定に基づき実施する。

第1節 水防組織

1 水防組織と機構

水防業務を処理する水防団は、消防団が兼務するものとし、水防時において分団毎にこれを設け、定められた地域の水防にあたる。ただし、被災特定地域の事態の緩急に応じ消防団長の指示により水防分団は、その地域の水防業務に従事する。

町災害対策本部が設置されたとき水防業務を処理するため、町警防規程第33条に基づき消防本部の消防小隊を水防小隊に編成替えする。水防小隊は小隊長及び所要の隊員並びに所要の装備をした消防自動車等を持って編成する。

(1) 水防団（消防団）及び水防小隊（消防本部）の機構

図 水防団及び水防分団の機構図

消防団 (消防団長)	—	第1分団 (分団長)	—	第1部 (菱田・滝ノ鼻・中久保田) 第2部 (舟・里) 第3部 (北稻八間) 第4部 (僧坊・谷・旭)
		第2分団 (分団長)	—	第1部 (西北・東・中) 第2部 (南・祝園西一丁目) 第3部 (南稻八妻・精華台四丁目・精華台五丁目・精華台九丁目) 第4部 (植田・精華台一丁目・精華台二丁目・精華台三丁目・精華台六丁目・精華台七丁目・精華台八丁目) 第5部 (菅井・馬淵・北ノ堂)
		第3分団 (分団長)	—	第1部 (山田・桜が丘一丁目・桜が丘二丁目) 第2部 (乾谷・桜が丘三丁目・桜が丘四丁目・光台二丁目・光台四丁目・光台五丁目・光台七丁目) 第3部 (柘榴・光台六丁目・光台八丁目) 第4部 (東畑・光台一丁目・光台三丁目・光台九丁目)
消防本部 (消防長)	—	消防署 (消防署)	—	水防小隊 (町内全域)

(2) 水防大隊及び中隊並びに要員

水防大隊・・・・・・・・・・大隊長 (消防団長)

大隊長補佐 (副団長 2名)

第1分団中隊・・・・・・・・・・中隊長 (第1分団長) 及び団員

第2分団中隊・・・・・・・・・・中隊長 (第2分団長) 及び団員

第3分団中隊・・・・・・・・・・中隊長 (第3分団長) 及び団員

水防小隊 (消防本部)・・・小隊長 (消防司令補等) 以下 3~4名

(3) 水防事務分掌

ア 総務課、消防署

(ア) 水防に関する諸情報の収集並びに連絡、報告

(イ) 水防関係機関との連絡

(ウ) 水防施設及び資材の整備点検

イ 水防大隊及び中隊

(ア) 危険地域の警戒

- (イ) 河川、溜池、堤防その他緊急を要する被害箇所の応急復旧
- (ウ) 水害現場活動
- (エ) 人命救助及び避難、誘導
- (オ) その他水防に関し特命事項

2 動員計画

- (1) 水防団（消防団）の動員については、「精華町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」第9条により、団長の招集又はあらかじめ指定するところにより出動する。
- (2) 水防小隊（消防本部）の動員については、精華町水防活動規定第6条により編成する。

3 担当区域

消防本部水防小隊の担当区域は町域全域とする。

第2節 重要水防区域

町管内区域の内、その現状並びに洪水が公共上及ぼす影響の大きい重要水防区域は、資料5-5のとおりである。

資料5-5 重要水防区域一覧

第3節 水防体制

1 出水時の監視

気象警報を受けたときから各水防小隊（分団各部）は担当河川を各2名が監視し、水防団待機水位（指定水位）に達したときから（量水標のない小河川（以下、無標の河川と称す）においては、刻々増水しているとき）、特に重要箇所及び危険箇所に注意し、また危険箇所の早期発見に努める。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮する。

2 報告措置

監視中に危険箇所を発見し、又は水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは（無標の河川は溢水、漏水、刻々増水のおそれがあるとき）直ちに中隊長（分団長）に連絡し中隊長（分団長）は、その状況を詳細に大隊長に報告するとともに、危険箇所発見の場合は必要に応じて隊員を現場に派遣して応急措置を行う。

3 水位通報要領

(1) 毎時観測3時間通報

水防団待機水位（指定水位）以上で氾濫注意水位（警戒水位）以下前1時間の水位の上昇が、30センチ以下のときは毎正時に観測。0、3、6、9、12、15、18及び21時の定時に前3時間分をまとめて通報する。

(2) 毎時観測毎時通報

指定水位以上警戒水位以下で、前1時間の水位上昇が30センチ以上のとき及び警戒水位以上となったときは、毎正時に観測し直ちに通報する。

(3) 前各号の他、特に観測通報を変更指示することがある。

(4) 通報形式

- ア ○○分団水位報告
- イ ○○川、○時観測
- ウ 量水位置、○○左（右）岸
- エ 水位、○○メートル○○センチ

(5) 消防署長は各河川水位の状況把握に努めるとともに、河川上流地域の降雨量並びに高山ダム放流量等の状況を推移判断し、出水区域の水防対策に備える。

4 雨量観測

通信指令員は町消防本部に設置の雨量計を活用し、水防対策の資料とするほか災害対策本部に適時降雨量を報告する。

5 ため池、樋門等の管理

ため池管理者等は水位上昇のため危険が予想される場合は、ため池監視システムを活用するとともに、適宜樋門を開放する等災害防止上適切な措置を講じなければならない。

ただし、水位上昇を制限するため緊急に樋門開放を要する場合は、区域内水防中隊長と連絡を密にし、不測の被害をもたらすことのないよう配慮しなければならない。

第4節 水防活動の実施

1 現場における必要な活動

- (1) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊のおそれありと判断したときは、現場警戒責任者は消防署長に通報し、危険箇所に対する措置を求める。
- (2) 消防署長は危険箇所の拡大防止のため、現況に即した水防工法を実施する。
- (3) 消防署長は山崩れのおそれ又は大洪水のおそれがあると判断し、消防本部のみにて事態の収拾困難と認めた場合は、災害対策本部長に報告するとともに自衛隊派遣要請の意見を具申する。
- (4) 現場の消防本部の長は、その所在を明確にするため、昼間は赤色腕章、夜間は赤灯を用いる。

2 居住者等の協力

水防隊の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第24条の規定に基づき、次の要領により町に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

- (1) 居住者等の年齢は、18歳以上50歳未満で身体強健であるもの
- (2) 業務は、必ず水防隊員の監視下において行い、単独行動を指示してはならない。
- (3) 危険予防に細心の注意を払い、第一線現場水防工法はこれを避け、後方における土のう仕拵え、水防資材集め、事態急迫前における避難行動要支援者等の避難誘導並びに連絡等の協力に従事する。
- (4) 現場水防隊の長は、協力者の氏名、年齢、性別を把握し、業務終了後消防署長に報告する。ただし、水防従事者の報告は水防隊の長が協力について指示した居住者等とする。

3 堤防等の異常報告

- (1) 各中隊長は、前各項に規定する場合のほか、次の事項を直ちに、消防署長へ報告する。
 - ア 重要水防区域河川の水位が急上昇しつつあるとき。
 - イ 最高水位近々に達したとき。
 - ウ 最高水位をこえ、堤防上溢水した場合
 - エ 堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき。
 - オ 堤防決壊により、隣接区域に災害が拡大するおそれがあるとき。

(2) 量水標示

各河川の標示場所は、資料編のとおりである。

資料 5-4 町周辺の水位観測所・町周辺の雨量観測所

4 公用負担命令書

- (1) 水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、消防本部の長又は委任を受けた者は、早期水防現場収受策のため土地の一時使用並びに必要な資材及びその運搬器具の使用又は工作物の処分を行うことができる。この場合は、様式1の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれを行う。

資料 4-37 公用負担命令書

(2) 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、消防本部の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、様式2の証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

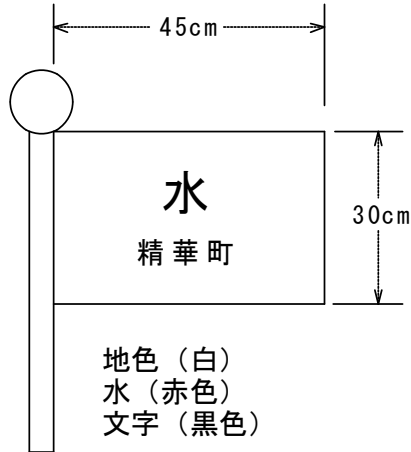
資料 4-37 公用負担命令書

5 優先通行の標識

- (1) 水防のため出動する車両の優先通行標識は、図のとおりである。

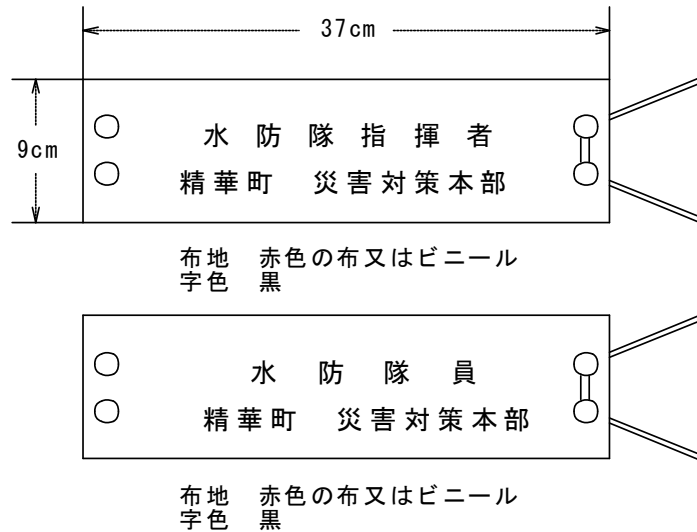
図 優先通行標識

ア 標旗（昼間）



(2) 水防作業に従事するときは図に示す腕章をつける。

図 水防作業に従事するときの腕章



6 水防信号

水防時における信号区分は、下表のとおりである。

表 水防時における信号区分

方法 区分	サイレン信号	摘 要
第1信号	○ - 休止 約5秒 15秒 ○ - 休止 約5秒 15秒 ○ - 休止 約5秒	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを一般に知らせる。
第2信号	○ - 休止 約5秒 6秒 ○ - 休止 約5秒 6秒 ○ - 休止 約5秒	消防本部全員の出動を知らせる。
第3信号	○ - 休止 約10秒 5秒 ○ - 休止 約10秒 5秒 ○ - 休止 約10秒	区域内の居住者で壮健者の出動を知らせる。
第4信号	○ - 休止 約1分間 5秒 ○ - 休止 約1分間 5秒 ○ - 休止 約1分間	必要と認める区域の居住者全員の避難すべきを知らせる。
備考	1 信号は、適宜の時間縦続する。 2 必要あれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させる。	

7 避難指示等

- (1) 町長は、河川逆流、氾濫、堤防決壊等のため危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難指示等を行う。

消防長は、水防現場において事態の急迫を告げ、避難の指示を受けるいとまのないときは、町長にかわって避難のため臨機の措置をとる。

町長は前項により避難指示等を出したときは、知事及び木津警察署長に通知する。

- (2) 予定避難先

予定避難先は、避難計画中の指定緊急避難場所及び指定避難所とする。

8 輸送

水防時出水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要な地域に舟艇を配置するとともに現場水防資材の調達、輸送状況調査連絡に備えるため、消防用超短波無線電話装置（移動局、携帯局）搭載の広報車、消防車及び借上計画に基づいて手配されているトラック車両をこれにあてる。

9 応急措置

河川又は溜池の堤防が決壊、漏水、亀裂等が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、災害現場機関の長に急きょ応急措置の指示をするとともに管理者責任関係機関に連絡して災害の拡大防止に万全を期する。

10 水防解除

消防署長は水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要なしと判断したときは災害対策本部長に報告し、命令により水防解除を指令する。災害対策本部長は、これを一般に周知させるとともに府山城南土木事務所長並びに府山城広域振興局長に報告する。

11 水防顛末報告

- (1) 各中隊長は、水防解除の翌日までに水防活動実施報告書により消防署長に報告し、消防署長はこれを取りまとめ、消防長に速やかに報告する。

資料 4-22 水防活動実施報告書

- (2) 町長は水防解除をしたときは、5 日以内に水防活動実施報告書により府山城南土木事務所長を経由して知事に水防顛末の報告をする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第9章 避難に関する計画

(危機管理室、消防本部、消防団、健康福祉環境部、教育部、自治会等)

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、気象予警報に注意を払い、特に避難行動要支援者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、町から避難指示等が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

したがって、浸水やがけ崩れ等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険地域にある住民に対して避難指示等が発令し、安全な場所に避難させる等、人命の被害の防止・軽減を図るために必要な事項について定め、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難準備情報等を提供し、周知を徹底する。

第1節 避難の指示等

1 実施責任者

災害の種類等により、避難の指示又は指示を行う実施責任者は、表のとおりである。

災害全般については、第一次的に住民に直結する町長が指示等を行う。また、避難所の開設についても町長が（災害救助法が適用された災害にかかるものについては知事の補助執行者として）行うか又は指示する。

表 災害の種類等による実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
町長（準備）	災害全般	災害対策基本法第60条
町長（指示、指示）	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条第1項
知事又はその命を受けた職員（指示）	洪水、地すべり	水防法第29条 地すべり防止法第25条
水防管理者（指示）	洪水、高潮	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第94条

2 避難指示等

町長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。

(1) 警戒レベル3 高齢者等避難

ア 発令時の状況

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況

イ 住民に求める行動

● 高齢者等（※1）は危険な場所から避難する必要がある。

（※1）避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

● 「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で、「屋内安全確保」（※2）することも可能である。

（※2）避難先は、安全な自宅・施設等（※3）。行動例は、安全な上階への移動、安全な上層階に留まる。

（※3）「自宅・施設等」とは、居住地や勤務・通学先、要配慮者利用施設等、日常生活において自らいることが多い場所をいう。

● 避難行動要支援者は、避難行動支援者の支援を得て、かしのき苑等福祉避難所群へ避難する。

● 避難行動支援者の支援を必要としない在宅治療者及び高齢者は、自ら高齢者等指定避

難所へ避難する。

- 妊産婦及びその家族は自ら、乳幼児は家族とともに、妊産婦乳幼児家族指定避難所へ避難する。
 - 外国人は、自らもしくは事業所及び語学ボランティアの誘導に従い、事業所若しくは指定避難所等へ避難する。
 - 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
 - 特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある地域では、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所（高齢者等指定避難所及び指定避難所）へ自主的に立退きすることが強く望まれる。
- (2) 警戒レベル4 避難指示
- ア 発令時の状況
- 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況
- イ 住民に求める行動
- 居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。
 - 「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で、「屋内安全確保」することも可能である。

(3) 警戒レベル5 緊急安全確保

ア 発令時の状況

災害が発生又は切迫している状況（※1）、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況

（※1）災害「発生」時の状況の例としては、河川堤防の決壊を含む河川の氾濫発生や、集中的な土砂災害の発生等が考えられ、また、災害が「切迫」している状況とは、災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況のこと

イ 住民に求める行動

- 居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。
 - 具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」（※2）である。
 - ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。
- （※2）行動例は、洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

3 対象者

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある地域の居住者、滞在者その他の者とする。

4 一般的基準

避難指示等は、次のような事態になったとき発する。

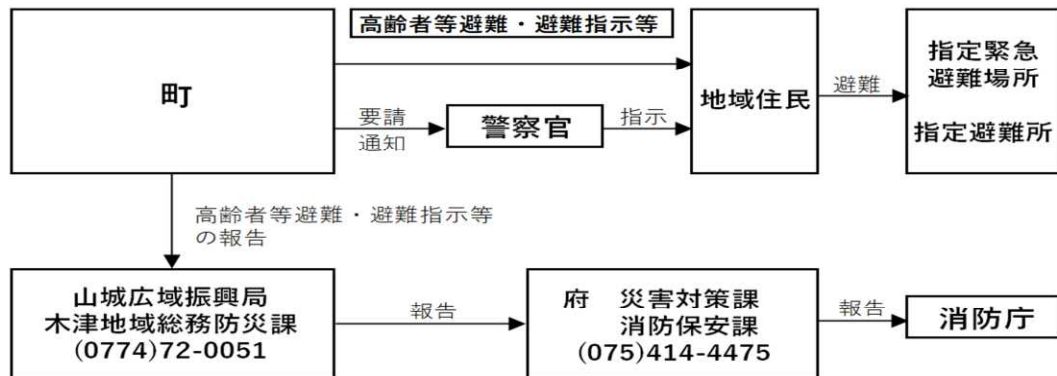
- (1) 各種特別警報等が発令され、避難の必要があると認められるとき
- (2) 河川が氾濫危険水位（警戒特別水位）を突破し、氾濫のおそれがあるとき
- (3) 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき
- (4) 地すべり、山崩れ及び土砂流等により、著しく危険が切迫しているとき
- (5) その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき

5 方法

災害対策本部長（町長）は、町域において危険が切迫し、必要と認めた場合には、木津警察署長、消防長と協議の上、住民等に対して避難指示等を行う。この場合、本部長は速やかに知

事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し知事に報告する。

図 避難指示等の連絡系統



なお、警察官又は自衛官が指示する場合は次のとおりである。

(1) 警察官の指示

町長が避難を指示することができないとき、又は町長から要請があったときは、避難を指示し、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法に基づき、必要な限度で避難措置を講じる。

(2) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にはいない場合に限り、町長、消防長等と連絡協議の上避難措置を行い、又は協力する。

(3) 指示によらない場合

高齢者等避難（レベル3）以前の段階で自主的に避難を希望する者は、自治会等が開設した高齢者等指定避難所を自主避難所として避難できる。

6 指示等の伝達及び事前措置

避難の指示者は、指示等の発令に当たって、過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。

この際、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう府河川情報システムの河川情報カメラリンクを設定する。

(1) 伝達の方法

ア 防災行政無線による伝達

イ ラジオ、テレビ放送、有線テレビジョン放送等による伝達

NHK、KBS等の放送局に対して指示、指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

ウ 広報車による伝達

町、消防本部、消防団、木津警察署の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

エ 個別巡回による伝達

町職員、消防職員、消防団員、自治会等又は警察官などにより関係地区を巡回し、ハンドメガホン等を利用して口頭伝達を行うほか、必要あるときは各家庭を個別に訪問して伝達の周知徹底に努める。

オ サイレンによる伝達

カ 上記のほか、消防無線、携帯電話、メール、町ホームページ、SNS等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。

(2) 伝達の内容

避難の指示及び指示を行う場合の伝達内容は次のとおりとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 適切な避難行動のあり方（立退き避難又は屋内安全確保）

エ 避難経路

- オ 避難指示等の理由
- カ その他必要な事項

第2節 警戒区域の設定

災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づいて、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

第3節 避難の方法

1 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知徹底を図る。

- (1) 居住地域の災害の特性を確認し、防災マップなどであらかじめ確認する。
- (2) 基本である立ち退き避難に際しては、避難に要する時間及び環境（感染症脅威）から避難目標（緊急指定避難場所、指定避難所、知人宅等）を判断し、手段（車両もしくは徒歩）を決定する。避難に際しては、必ず火気等の始末を行う。
- (3) 大雨、台風期には災害に備えて、家屋（屋根・雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は家財を2階等に移動させる等の応急処置をとる。
- (4) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- (5) 避難者は、3日程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、照明器具、貴重品、お薬手帳、救急薬品、マスク、軍手等を携行する。また、必要に応じ女性用品、乳幼児用品、ペット用品を携行する。
- (6) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
- (7) 服装は軽装とするが、素足、ゴム長、無帽はさげ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (8) 感染症脅威下の場合、マスク、消毒液、体温計、スリッパを携行する。
- (9) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。また、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。
- (10) 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を受入れている施設にあっては、平常時において避難計画をたて、町（対策本部事務局）、消防本部、木津警察署等との連絡を密にする。

2 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行う。

- (1) 避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員、町職員等が避難誘導に努め、誘導に当たっては極力安全と統制を図る。なお、地域住民組織等とも連絡をとり、協力を求める。
- (2) 避難、立退きに当たっては、避難行動要支援者及び要配慮者等を優先する。
- (3) なお、災害時には避難行動要支援者を保護するために特に必要があると認められる場合に限り、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (4) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、誘導の安全を期する。
- (5) 避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

3 移送の方法

避難に当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に若しくは家族の援助を得て行うことを原

則とするが、障害等により避難者の自力による避難が不可能な場合は、消防団及び自治会等により支援を車両等により行う。

なお、被災地が広域で大規模な移送を必要とし、町において処置できないときは府山城災害対策支部に対し応援要請を行う。

第4節 土砂災害警戒区域等の避難計画

1 土砂災害の警戒・避難

(1) 警報・注意報の発令

土石流、がけ崩れによる人的危険を回避するため、災害が発生するおそれのある気象状況等を、内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）の基準と照らし合わせ、また府土砂災害警戒情報システムの危険度レベルを確認する等「精華町地域防災初期対応マニュアル」を活用し、できる限り先行的かつ柔軟に土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難準備情報の発表、避難指示、避難指示を行う。（災害対策基本法第51条、第56条、気象業務法第15条第3項、第15条の2第4項）また、自主避難を希望する者に対しては、自治会等は自主避難所を開設する。

また、工事中の建築物、工作物等の施工者に対し、必要に応じて工事の中断、倒壊落下防止等の人的危険回避措置を講ずるよう指示・要請する。

土砂災害等警戒活動の実施に当たっては、情報連絡上のミスによる逃げ遅れのないよう府をはじめ、各部、消防本部、消防団、各機関・自治会等との密な情報連携を漏れなく行う。

表 発令基準

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1～2のいずれかに該当した場合 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	1～5のいずれかに該当した場合 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が切迫） 1～3のいずれかに該当した場合 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合（災害発生を確認） 3 土砂災害の発生が確認された場合

注：上表は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災）・令和3年5月）を参考に作成

(2) 異常発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象（土砂流出、崖くずれ、洪水等）を発見した者または地域住民から通報を受けた警察官等は、その旨を直ちに町災害対策本部等に通知しなければならない。

2 二次災害等の防止

(1) 巡視により収集すべき情報項目

ア 土砂災害危険箇所等及びその付近の地表及び湧水の状況（落石・湧水の濁りの有無、湧

水量の増加など)

- イ 土砂災害危険箇所等及びその付近の亀裂の有無
 - ウ 土砂災害危険箇所等及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
 - エ 土砂災害危険箇所等及びその付近の建築物等の損壊等の状況
 - オ 土砂災害危険箇所等及びその付近の住民及び滞在者の数
 - カ その他住民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項
- (2) 警戒に関する手順その他必要な事項
- ア 警戒体制をとるべき時期：危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めたととき
 - イ 警戒員の配置：危険が予想される箇所に警戒員を配置し、巡視、警戒にあたる。
 - ウ その他：警戒体制をとったのち必要と認める場合は、各雨量観測所における雨量計により10分～30分の間隔で雨量測定を行う。また必要に応じて、変位計、傾斜計その他必要なセンサー類の設置を行う。
- (3) 危険箇所における緊急避難
- 必要な場合は、危険箇所における避難の指示等を発令する。
- (4) 住民等の活動
- 団体・事業所責任者及び住民は、常に気象状況、崩壊の前兆となる事象等に注意し、自らの居住地域において、土砂災害等が予想される場合は、自主的に避難する。
- (5) 要配慮者利用施設の利用者のための警戒避難
- 高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合は、土砂災害に関する情報等の伝達を、自治会等を通じ実施し、避難指示等を伝達する。

第5節 浸水想定区域等の避難計画

避難指示等の想定対象区域（行政区をもとに区域を設定）を定め、下表のとおり、防災行政無線、テレビ放送、広報車等により避難指示等を行う。なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を開始する必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定区域の理解を促す。

1 避難指示等のための河川毎の基準

町における、避難指示等の基準は以下のとおりである。

(1) 木津川（洪水予報河川）

区分	発令基準									
警戒レベル3 高齢者等避難	1～5のいずれかに該当する場合 1 洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（下表）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>避難判断水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木津川</td> <td>加茂</td> <td>5.9m</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>祝園</td> <td>4.2m</td> </tr> </tbody> </table> 2 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	河川名	水位観測所	避難判断水位	木津川	加茂	5.9m	木津川	祝園	4.2m
河川名	水位観測所	避難判断水位								
木津川	加茂	5.9m								
木津川	祝園	4.2m								
警戒レベル4 避難指示	1～7のいずれかに該当する場合 1 洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（下表）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木津川</td> <td>加茂</td> <td>6.0m</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>祝園</td> <td>4.6m</td> </tr> </tbody> </table> 2 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合 3 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合	河川名	水位観測所	氾濫危険水位	木津川	加茂	6.0m	木津川	祝園	4.6m
河川名	水位観測所	氾濫危険水位								
木津川	加茂	6.0m								
木津川	祝園	4.6m								

	<p>4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 高山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>									
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1～5のいずれかに該当する場合</p> <p>1 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（以下）に到達した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>氾濫開始相当水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木津川</td> <td>加茂</td> <td>8.57m</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>祝園</td> <td>7.03m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（災害発生を確認）</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>	河川名	水位観測所	氾濫開始相当水位	木津川	加茂	8.57m	木津川	祝園	7.03m
河川名	水位観測所	氾濫開始相当水位								
木津川	加茂	8.57m								
木津川	祝園	7.03m								

注「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災）・令和3年5月）を参考に作成

(2) 煤谷川・山田川（水位周知河川）

区分	発令基準																		
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～4のいずれかに該当する場合</p> <p>1 水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>避難判断水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>1.3m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>2.4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 水位観測所の水位が下表の水位を超えた状態で、次の①②いずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>1.4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>② 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	河川名	水位観測所	避難判断水位	煤谷川	菱田	1.3m	山田川	山田川	2.4m	河川名	水位観測所	水位	煤谷川	菱田	0.7m	山田川	山田川	1.4m
河川名	水位観測所	避難判断水位																	
煤谷川	菱田	1.3m																	
山田川	山田川	2.4m																	
河川名	水位観測所	水位																	
煤谷川	菱田	0.7m																	
山田川	山田川	1.4m																	
警戒レベル4 避難指示	<p>1～6のいずれかに該当する場合</p> <p>1 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>1.7m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>2.7m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 水位観測所の水位が下表の水位を超えた状態で、次の①②のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>1.3m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>1.7m</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>② 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 高山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合、発令を検討</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	河川名	水位観測所	氾濫危険水位	煤谷川	菱田	1.7m	山田川	山田川	2.7m	河川名	水位観測所	水位	煤谷川	菱田	1.3m	山田川	山田川	1.7m
河川名	水位観測所	氾濫危険水位																	
煤谷川	菱田	1.7m																	
山田川	山田川	2.7m																	
河川名	水位観測所	水位																	
煤谷川	菱田	1.3m																	
山田川	山田川	1.7m																	
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1～5のいずれかに該当する場合 （災害が切迫）</p> <p>1 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>氾濫開始相当水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>3.6m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった</p>	河川名	水位観測所	氾濫開始相当水位	煤谷川	菱田	2.0m	山田川	山田川	3.6m									
河川名	水位観測所	氾濫開始相当水位																	
煤谷川	菱田	2.0m																	
山田川	山田川	3.6m																	

	場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（災害発生を確認） 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
--	--

注「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災）・令和3年5月）を参考に作成

（3）木津川・煤谷川・山田川以外の河川（中小河川・水路等）

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い。
警戒レベル4 避難指示	1～2のいずれかに該当する場合 1 近隣で浸水が拡大した。 2 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。
警戒レベル5 緊急安全確保	1～2のいずれかに該当する場合 1 排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖に至った。 2 近隣で浸水が床上に及んでいる。

2 参考基準

町は、町域に最も近い水位観測所である祝園観測所の値も参考にして、避難指示等を実施する。

河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
木津川	祝園	1.0m	2.5m	4.2m	4.6m

第6節 暴風警戒地区の避難計画

近年、強い台風の連続した発生や積乱雲の急速な発達により暴風（強風）被害が頻発している。一方、風による災害は通常の災害と異なり、このため暴風警報発表後の立ち退き避難はかえって危険性が高い。このため避難の基準を定め、行動の準拠とする。

表 発令基準

発令（警戒レベル）	要件	住民の行動	備考
レベル1	警報級の可能性	立退き（自主）避難可能	
レベル2	強風注意報（12m/s）	立退き（自主）避難可能	樹木全体が揺れる。
高齢者等避難 レベル3	暴風警報（20m/s）	屋内安全確保	めったに起こらない広範囲の破壊
避難指示 レベル4	暴風特別警報（数十年に一度の強度の台風等）	屋内安全確保	重大な災害が起こる恐れが著しく大
緊急安全確保 レベル5	被害の発生	屋内安全確保 命を守る行動	

第7節 学校等の集団避難計画

学校等においては、平素から関係機関と協議の上、避難訓練等を実施するとともに、適切な処置、行動ができるよう、その組織等を確立して、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期する。

なお、休校（園）、登下校の指導については、本編第20章「文教対策計画」に準じて実施する。

第8節 火災に対する避難計画

病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者又は施設の長等は、非常時に際して的確な避難行動ができるようあらかじめ避難計画をたて、必要な訓練を行う。

第9節 避難所群及び福祉避難所群の開設

災害により住家の用を失った被災者等に対しては、速やかに避難所群を開設し、これを受け入

れる。

1 避難所群と時期的区分

避難所群へは、発災後3日を基準に指定緊急避難場所（第1次避難所）から指定避難所（第2次避難所）に移行する。

- (1) 指定緊急避難場所（第1次避難所）は、避難者の安全を重視した一次的な群編成である。したがって、目的に適合しない避難者については、必要に応じて他の避難所に避難する。
- (2) 指定避難所（第2次避難所）は復旧・復興を重視して避難所群内で再編成を行なうものである。

資料5-15 指定避難所等一覧

2 福祉避難所群

福祉避難所群は、地域福祉センターかしのき苑に本部を有し、町全体の避難行動要支援者及び介護者を收容する。高齢者等避難（レベル3）が発出された場合、職員が開設する。

3 避難所の開設及び被災者受入れ

避難所の開設は、災害救助法の開設基準に準じて開設する。

(1) 開設の要領

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び閉鎖の指示は町長が行い、施設管理者（学校長等）は、協力して避難所の管理を行う。
- イ 避難所として使用する学校施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、あらかじめ定めておく。
- ウ 各指定避難所等においては、避難者の受入れ場所、その他のスペースを決めておく。避難所の收容能力が限界に達した場合は、避難所協力施設の協力を求める。
- エ 広域避難所では、避難者を確認し、逐次指定避難所へ誘導する。
- オ 避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定する。
- カ 状況の沈静化に伴い、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- キ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 災害救助法による避難所開設基準等

災害救助法が適用されたときは、知事の通知に基づき町長が実施する。

ア 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

イ 設置方法

学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが原則とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、応急建築物を仮設する。

ウ 開設期間

災害発生の日から7日間

第10節 避難の実施

避難の実施に当たっては警戒レベルに応じ、各避難所群の目的別各避難所へ、安全かつ整然と車両により避難することを第一とする。細部は精華町行動避難計画による。

第11節 避難所群の運営管理等

避難所群の管理は施設管理者が行ない、運営は自治会等及び保護者会等（以下「自主防災会等」という。）が行う。

1 避難所群の管理

避難所群開設と同時に、担当職員は避難所群の管理を行い、自主防災会等の協力得て、次の事項を行う。また、消防団、警察官は、避難者の安全確保と治安維持を図るため、巡回パトロ

ール等を実施する。

(1) 避難所群の状況報告

避難所群の担当職員は、各避難所日報から、受入れ状況、地域住民のニーズ等を本部に報告する。

(2) 要配慮者の援護等及び支援要請

要配慮者の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペース及び相談所の確保など、必要な援護を行う。また、保健師、DMAT、DWAT、栄養士、災害ボランティア等の派遣要請を行なう。

(3) 飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握

指定避難所の担当職員は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、高齢者等指定地区避難所及び妊産婦乳幼児家族指定避難所に配分するとともに、車両避難者等に配布する。また、需要量を把握し本部に連絡する。

2 避難所の運営

避難所での生活環境を良好に保つため、自主防災会等は以下の対策を図る。

(1) 名簿の作成

避難所を運営する自主防災会等は、当初の段階は避難者数の把握を優先するが、その後できるだけ速やかに、入退所届けにより避難者名簿を作成し、避難所群の担当職員に報告する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている被災者等に係る情報の把握に努め、報告する。

(2) 避難所の状況報告

避難所を運営する自主防災会等は、避難所日報を作成し、受入れ状況、地域住民のニーズ等を避難所群の担当職員に報告する。

(3) 要配慮者別の援護等

高齢者、在宅治療者、妊産婦、乳幼児等、要配慮者別の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペース及び相談所の確保など、必要な援護を行う。また、健康相談、栄養指導及び授乳、離乳食指導を行う。

(4) 飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握

避難所を運営する自主防災会等は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布するとともに、需要量を把握し避難所の担当職員に連絡する。担当職員は本部事務局に報告する。

(5) 生活ルールの徹底

多くの避難者が共同で生活するため、避難所運営マニュアルに基づいて、避難所での生活ルールを徹底する。

(6) 生活環境の管理

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 必要に応じ、家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(7) 男女のニーズ及びLGBTへの配慮

避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するとともに、努めてLGBTへも配慮した避難所の運営に努める。

(8) 避難所外の被災者支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、

生活環境の確保が図られるよう努める。

(9) 避難生活が長期化する場合

ア 大規模な災害により避難所生活が長期化することが見込まれる場合、可能な限り避難者が自主的運営を行うよう努める。

イ 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第12節 避難所における感染症対策

感染症法に基づく、Ⅱ類以上の感染症の脅威下に大規模災害が発生した場合、災害から身を守ると同時に感染症の拡大防止に最善を尽くす必要がある。

このため、感染者との濃厚接触者や感染の疑いがある者、疑似患者（以下「濃厚接触者等」という。）については、受付時に一般避難者とは別の専用施設（以下「濃厚接触者等専用施設」という。）に移動させる。その際、専用施設についても濃厚接触者と感染の疑いがある者との明確に分けることに留意する。濃厚接触者等専用施設として精華町保健センターを指定する。能力を超える場合は、府との調整の上、別に示す。

1 事前準備（避難所開設前）

(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保

避難者があらゆる場面で密接することがないように1人5㎡以上を確保する。

- ① あらゆる公共施設を避難所として活用
- ② 避難所協力施設の活用
- ③ 車両避難の活用

(2) 避難所のレイアウト等

避難所ごとに避難者があらゆる場面で十分なスペースを確保できるよう準備する。

① 総合受付の設置

- 努めて避難所の入口の外に設置し、検温・問診・濃厚接触者等区分のポイントとする。
- 消毒液、配布用マスクの配置、間仕切り、フェースガード又はビニールカーテン等を準備する。
- 避難者との接触をなるべく避けるようICTを用いた受付、管理ができるよう努める。

② 避難所

- トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用をする。
- パーテーションや簡易テントは、専用スペースへの配置を優先する。

③ 発熱、咳等の体調不良を発生した者のための専用施設移送

- 発熱、咳等の体調不良を発生した者が自らもしくは家族により移動することを原則とする。
- やむを得ない事情がある場合、公用車により移送する。

(3) 濃厚接触者等専用施設

濃厚接触者、感染の疑いがある者、疑似患者に区分しスペースを確保する。

(4) 準備すべき資器材

① 共通

- マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤等

② 専門施設

- 濃厚接触者等の健康管理用：非接触型体温計、血圧計、酸素濃度計、HEPA空気清浄機
- 運営者の防護用：使い捨て手袋、ガウン、ゴーグル
- その他資材：テント、仮設トイレ、ダンボールベッド

(5) 山城南保健所との連携

避難者及び感染症に関する自宅療養者、濃厚接触者等の健康管理及び避難については山城南保健所の指導を仰ぎ、該当者に徹底する。

(6) 避難所運営者の安全確保

避難所運営者等の安全を確保するため、基本的な感染症対策等の知識を、確実に事前説明を行う。

2 避難者の受け入れ

(1) 事前受付の設置及び誘導

- ① 避難者の健康状態を把握するため、避難所入り口の外に事前受付を設置
- ② 発熱の有無や問診により体調不良を確認
- ③ 事前受付の結果により、専用施設又は避難所へ誘導

(2) 濃厚接触者等の専用施設への移動

保健所へ連絡し、指示に従う。

(3) 施設の消毒

濃厚接触者等が使用した箇所について消毒を実施する。

3 避難所運営

(1) 避難者情報の管理

I C Tを用いた受付ができない場合、避難者カードを記載してもらい、個人情報に配慮し情報を管理する。

(2) 健康管理と衛生管理

① 健康確認

1日2回の検温・問診や保健師の定期的巡回を行う。

② 緊急時対応

避難中に濃厚接触者等が発生した場合、山城南保健所と連携し専門施設へ移送する。また、接触した可能性がある箇所を消毒する。

③ 在宅避難者への支援

在宅避難や車中泊避難を行っている住民に対し、救護所設置や食糧供給等の生活情報の広報を行う。

④ 衛生管理

- 「密集・密接・密閉」の回避
- 生活区域の清掃
- 施設の消毒

⑤ 食事時間等の管理

避難者ごとに食事時間をずらし、対面に座ることを避ける。

(3) 避難所等閉鎖後の対応

避難所内の清掃・消毒を行う。

4 濃厚接触者等専門施設の運営

避難所に順ずるが、保健師の指導の下、入所者自ら運営する。

第13節 避難者健康対策

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、避難者の健康保持を図る。

1 支援活動体制及び活動内容

避難者の健康問題に対応するため、町は防災総合保健センターを本部として、府が設置する保健医療調整本部の指導の下、山城南保健所の地域災害医療コーディネーターと連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用するとともに、京都府DMATの来援を受けて避難者の健康を確保する。

(1) 災害発生から概ね48時間以内（急性期）

ア 山城南保健所との連携

- (ア) 災害対策本部は避難者の健康状態を把握するとともに、連絡員を山城南保健所に派遣し、災害医療コーディネーターと今後の災害医療方針を調整する。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、避難所においては健康維持が難しい自宅療養者の病院移送を行う。
- (ウ) 災害発生後おおむね1日以降、DMAT・DPATは残存病院で機能を発揮する。

- イ 各避難所の避難者への保健活動
 - (ア) 災害医療体制が整うまでの間、生命を確保することを最優先し、災害死の根絶を図る。医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。
 - (イ) 各避難所へ看護師・保健師・管理栄養士等を派遣し、避難者への健康相談を実施し避難者の健康状況を把握するとともに健康指導、栄養管理指導を行う。
 - (ウ) 福祉避難所群への避難者については、各施設の指導に従う。
- ウ 支援体制の企画・調整活動
 - (ア) 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
 - (イ) 居宅及び避難所等の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。
 - (ウ) 救護所やこころのケアチーム等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
 - (エ) 支援者の健康管理についても、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
 - (オ) 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。
- (2) 災害発生概ね 48 時間から 1 週間（亜急性期）
 - ア 避難所を再配置後の新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。
 - イ 通常業務を再開するための体制づくりを行う。
 - ウ 車両避難者の健康管理に対応する。
- (3) 災害発生概ね 1 週間以降（慢性期）
 - ア 避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。
 - イ 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。
- 2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策
 - (1) 関係者による支援組織の編成
 - 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに、必要に応じて府精神保健福祉総合センター等に支援を要請する。
 - ア 知識の普及・啓発
 - イ 巡回相談の実施
 - ウ 相談電話の設置
 - エ アルコール問題等への対応
 - (2) 専門的なケアを必要とする者への支援
 - 専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるため、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。
 - (3) 心のケアチームの派遣
 - 災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められる場合、町は府に心のケアチーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）の派遣を要請し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行う。

第 14 節 広域一時滞在

- 1 府内における広域一時滞在
 - (1) 町が要請する場合
 - 町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
 - また、府に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。
 - (2) 府内から町が受け入れる場合

町が協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

2 府外への広域一時滞在

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

3 他の都道府県から町が受け入れる場合

町は、府から他の都道府県からの被災住民の受入れについて協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

4 被災住民に対する情報提供と支援

町は、町からの被災住民の広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

また、広域一時滞在接受入れた場合、町は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第 15 節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第 16 節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、避難所の収容能力の不足、人権への配慮やプライバシー確保、感染症対策、ペット同伴等の理由から車中泊避難の必要が生じる。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ支援物資の備蓄等、体制整備を図る。

第 17 節 避難指示等の解除

避難指示等の解除については、京都地方気象台の気象情報、近畿地方整備局及び府山城土木事務所の河川情報等から、住民の安全確保を総合的に判断し決定する。

第10章 観光客等保護・帰宅困難者対策計画

(危機管理室、企画調整課、事業部)

町及び府等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客等・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

第1節 観光客等・帰宅困難者への広報

- 1 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報
出勤帰宅時発災のときは、自宅、事業所、学校等のいずれか近い方へ向かうことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2節 交通情報の提供・災害時帰宅支援ステーション本部の運用

- 1 駅での情報提供
 - (1) 駅構内・駅前の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供する。
 - (2) 災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
 - (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。
- 2 帰宅支援ステーション本部の運用
 - (1) 指定避難所の一部を帰宅支援ステーション本部として運用する。帰宅支援ステーション本部は他の帰宅ステーションに情報を提供するとともに、一時的に滞在可能であるよう宿泊施設、炊き出し施設を含み、食糧等災害用備蓄を準備する。また、鉄道運行状況や災害状況を適時に多言語で提供できるよう視聴覚機材を充実させる。指定避難所の一部を施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。
 - (2) 帰宅支援ステーション本部の受入れ能力には限りがあるため、特に外国人の受入れを優先する。
 - (3) 感染症対策は避難所に準ずる。

第3節 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

- 1 水道水・トイレ等の提供
- 2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4節 災害時帰宅支援ステーション本部への誘導

JR及び近鉄の各駅に語学ボランティア等を配置し、災害時帰宅支援ステーション本部へ誘導する。

第5節 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

帰宅支援ステーション本部の能力を超える場合には、町内のホテル業者、旅行者者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在を要請する。

各機関、団体の役割

機関名	内容
町	・駅周辺の一時滞在施設等の情報提供 ・一時滞在施設の開設・運営 ・観光関係団体との連携

府	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等から情報を収集し、ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ・緊急速報エリアメールによる注意喚起 ・避難誘導・交通規制
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ・他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ・バスによる代替輸送手段の確保 ・計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ・特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客等保護・帰宅困難者向け情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況)

第11章 食料供給計画

(事業部、健康福祉環境部、教育部)

被災者等に対する食料供給の基本的考え方は、発災後3日間は家庭の備蓄を使用する。避難支援体制が整う4日目以降災害対策支援法に基づき、町が食料を供給する。

なお、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

第1節 食料供給の方法

1 実施責任者

実施責任者は、町長とする。

被災等により町長が実施できない場合は、府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けた町長が実施する。

2 食料供給の対象者

- (1) 指定避難所、救護所等に収容されている被災者
- (2) 住家被害で炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者（町職員及び応援職員含む）及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

3 食料供給の内容

炊き出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、指定避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、妊産婦・乳幼児・高齢者・外国人など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第2節 給食に必要な米穀の確保

1 災害の発生が予想される場合の事前措置

- (1) 町は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。
- (2) 町は、卸売業者（支店等）及び府山城広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

2 災害時における米穀の調達

- (1) 町長は、町内の米穀小売業者から調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を府山城広域振興局長経由で、府知事に要請する。
- (2) 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた生産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は生産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

3. 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- (1) 町長は、給食に必要な米穀の数量を府山城広域振興局長を経由して、知事に報告する。
- (2) (1)の報告を受けた知事は、2.に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。
- (3) 米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、生産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。
- (4) 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。
 - ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書、」等により行う。
 - イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
 - ウ 知事又は知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業者から災害救助用

米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、町長に対して供給を行う。

- エ 被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、町長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、生産局長に対して文書等で要請を行うことができる。この場合、町長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。

第3節 その他の食品の調達

町長は、町内の販売業者から調達が困難な場合においては、知事にあつ旋を要請する。

第4節 輸送

原則として本編第21章「輸送計画」によるが、必要に応じて臨機に措置する。

第5節 炊き出しの計画

- 1 炊き出し実施場所、施設状況等
炊き出し実施場所、設備状況等は、資料5-20のとおりである。
資料5-20 炊き出し予定施設・町内の配水池及び緊急時対応貯水槽一覧
- 2 炊き出しの方法
炊き出しの実施にあたっては、学校・保育所給食調理員及び臨時雇用員が行なう。能力を超える場合には、町社会福祉協議会又は自治会等、女性団体、婦人防火クラブ、その他一般協力団体の協力を得て実施する。
- 3 炊き出し時の食品衛生及び感染症対策
炊き出し時には、これによる伝染病等の発生を防止するため、山城南保健所と連携し、炊き出し作業員及び食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備え付ける。また、感染症のおそれがある場合は個食配食とするよう努める

第6節 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

- 1 対象
避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者、住家に被害を受け一時縁故地へ避難する必要のある者
- 2 費用の限度
災害救助法施行細則に定める額以内
- 3 給与期間
災害発生の日から7日以内
ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物支給

第12章 生活必需品等の供給計画

(健康福祉環境部)

被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品及び応急復旧資材について、これらの迅速な確保と配給又は貸与の円滑化を期す。なお、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第1節 物資の調達等

(財政課)

1 実施責任者

物資の調達は、災害の状況に応じて町長又は知事が行うが、町長は、あらかじめ各種物資保有業者を把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておく。

2 生活必需品

被災者の支給又は貸与する生活必需品とは、次の品目をいう。

- (1) 寝具 就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類
- (2) 衣服 普通着、作業衣、婦人服、子供服及び雨衣、防寒衣等の類
- (3) 下着 肌着、靴下の類
- (4) 身回り品 タオル、ゴム長靴、サンダル、手袋、かさ、懐中電灯の類
- (5) 炊事道具 鍋、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類
- (6) 食器 茶わん、皿、はし等の類
- (7) 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等の類
- (8) 光熱材料 マッチ、ローソク、乾電池、LPガス、灯油等の類

3 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、パネル、くぎ、針金、かわら等の類

4 府（国）及び近隣市町村による物資応援

生活必需品等の供給が町において実施できない場合、物資調達・輸送調整等支援システムにより、府（国）及び近隣市町村に応援を要請する。その場合、早急に必要な物資の品目、量、輸送方法（配送先）等を連絡し、迅速に対応する。細部は「精華町災害時受援計画」による。

第2節 災害救助法適用の場合の措置

1 対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間

(1) 対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 品目

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 費用の限度

季節及び世帯区分により、1世帯当たりに対し災害救助法施行細則に定める額以内（季節の区分は、災害発生の日をもって決定する）

(4) 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 災害救助法適用の場合の町の措置

町域に災害救助法が適用された場合、災害対策本部は次の対策を講じる。

- (1) 世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分計画をたてる。
- (2) 配分計画に基づき、直ちに必要量を府山城広域振興局長に要請する。

3 物資配分要領

- (1) 災害救助法による物資配分は、知事が町の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
- (2) 指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ町に輸送する。
- (3) 物資を受領した町長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。

なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画をたて、限度額を超えて配分しないよう注意する。

第3節 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法が適用されない場合においては、町長は被災の実情に応じ適宜同法に定める基準に応じて、生活必需品の給与又は貸与を行う。

第4節 町内の物資の主な販売業者

大規模小売店、卸売業者、小売店、食品製造業者に協力を要請し、生活必需品を調達する。

調達品は、指定避難所に直接搬送するものとし、その後各避難所に分配する。不可能な場合は、集積拠点に受け入れ、仕分けした上で、各指定避難所に搬送する。町内の生活必需品その他物資の取扱い店は別途定める。

第5節 物資の輸送、配給方法

(住民部)

現地への物資の輸送は原則として本編第21章「輸送計画」によるが、必要に応じ臨機の措置をとるものとし、自治会等を通じ配給する。

1 実施責任者

被災者に対する支給は、町長が行い、受領、配分の責任者を明確に定める。

2 供給の対象者

住家の全壊、半壊等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 災害対策用備蓄生活必需品の供給

町備蓄の災害対策用生活必需品を供給する。

- (1) 供給できる必要数量を把握し、供給計画を立てる。
- (2) 生活必需品の供給に当たっては、ボランティアの協力を得て、関係各機関と連携をとりながら行う。
- (3) 避難施設等における受入れ及び配布に当たっては、当該避難施設等の管理者等の協力を得て行う。
- (4) 生活必需品の配布に当たっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者など要配慮者の人達に配慮を行う。

4 救援物資の配布

救援物資については、あらかじめ定めた集積拠点に受入れ、仕分けの上各指定避難所へ搬送する。配布方法についてもあらかじめ定めた手順で行う。

第13章 給水計画

(上下水道部)

災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染などにより、現に飲料に適する水を得ることができない者に対して、住民と協力しながら効率的な飲料水供給を行う応急給水体制の確立を図る。

第1節 実施責任者

飲料水供給の実施は、原則として町長が行うが、町単独で実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施するものとし、災害救助法が適用された場合及び知事が必要と認めた場合は、府が実施する。

第2節 水道施設等の応急対策

- 1 水道施設の被害状況を以下の事項において速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮設工事を実施し、水道による給水を行う。
 - (1) 浄水場、配水池等の被災調査
 - (2) 送・配水管路網の被災調査
- 2 被災地では感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実施し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。
- 3 上水道の復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。
- 4 上下水道課は、断水地域の復旧情報及び見通しについて本部事務局へ定期的に報告する。
- 5 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により山城南保健所を經由し文書で提出する。

第3節 医療機関等への応急給水

緊急に水を必要とする医療機関、救護所、福祉施設より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先して応急給水を行う。

第4節 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって支給し、又は確保する。

- 1 給水車又はポリ容器、ポリエチレン袋により運搬供給する。
- 2 仮設配水管により供給する。
- 3 消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水する。
- 4 拠点給水
給水は、防災受援センター、町役場、指定避難所、妊産婦乳幼児家族指定避難所、高齢者等指定避難所、炊き出し施設、医療機関、福祉施設、帰宅支援センター本部等で実施する。給水量標準は、1人1日当たり3リットルとする。災害の規模によっては、1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に給水できるようにする。
- 5 要配慮者等への給水
要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や、ボランティア活動との連携を図り、計画的に給水する。
- 6 給水場所等の広報
断水地域及び応急給水拠点において、給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保、復旧状況及び復旧見通し等について広報車、掲示板への掲示を行うとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に協力を求める。
- 7 供給期間
災害発生の日から7日以内（必要な場合は、期間を延長する）

第5節 近隣市町村による給水応援

給水活動が町において実施できない場合、応援協定締結先の市町村等に応援を要請する。その場合、早急に必要な量、輸送方法（配送先）等を連絡し、迅速に対応する。

また、近隣市町からの応援の申し出があった場合は、上下水道部が調整の上受け入れる。

1 府内の水道事業の管理者への応援要請

水道事業の管理者は、「公益社団法人日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

- (1) 災害の日時、場所及び状況
- (2) 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
- (3) 応援場所及び日時
- (4) その他応援に必要な事項

2 府及び他府県への応援要請

水道事業の管理者は、必要事項を明らかにして府へ要請を依頼する。

町本部は、本編応急対策計画第39章「応援受援計画」に基づき応援を要請する。

第6節 災害救助法による飲料水の供給

町域に災害救助法が適用された場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が町と他市町村間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

1 対象

災害のため、現に飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない）

2 給水量

給水量は、最低必要量として1日1人3リットルを確保するものとし、状況に応じて増量する。

3 供給期間

災害発生の日から7日以内

ただし、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行う。

第14章 住宅対策計画

(事業部、住民部、消防本部)

災害により、住家を失い、又は損壊した場合、住民自ら修理することが原則である。町は、自己の資力では新しい住宅を確保できない住民のために、り災証明証に基づき、迅速に応急修理を促すとともに円滑に応急仮設住宅を設置する。

第1節 り災証明証の発行

発災直後は被害認定調査員の確保が困難になる可能性があるため、府と共同して被災者の生活再建システムを構築し、円滑な支援体制を整備する。

- 1 火災による場合
消防本部が実施する。
- 2 その他（浸水被害等）の場合
住民部が実施する。

第2節 被災住宅の応急修理

被災した住宅が補修等により居住が可能な場合について、災害救助法に基づいて補修等を支援する。この場合、災害救助法適用の基準は次のとおりである。（災害救助法が適用されない場合は、災害の規模に応じて町長が定める）

- 1 応急修理の対象者
次のすべてに該当する者
 - (1) 住家が半焼、半壊し、自らの資力では応急修理ができない者
 - (2) 大規模な補修等を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
- 2 修理部分
居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分
- 3 応急修理の方法
町が業者に委託する。
- 4 費用の限度
1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内
- 5 工事期間
災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1カ月以内に完了する。

第3節 公営住宅等へのあつ旋

町域における公営住宅等に入居可能な空き室がある場合には、被災者に対し、これら空き室への一時的な入居のあつ旋を行う。

また、民間の住宅所有者の協力を得て、民間住宅への入居をあつ旋する。り災の状況が地域で異なることに鑑み、広域的支援が必要な場合は、近隣市町村と支援体制を組んで対応する。

第4節 応急仮設住宅建設と供与

災害救助法が適用された災害により住家を滅失した被災者に、長期避難生活が可能施設や公営住宅の空き室で対応しきれない場合、応急仮設住宅を供与する。ただし、り災の状況が地域で異なることから、府、近隣市町村の広域的支援による応急仮設住宅の供与も考慮する。

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用の場合は、府知事が行い、町長はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、町長が特に必要と認めた場合、設置する。

- 1 応急仮設住宅設置場所の選定
公共用地を優先して選定し、建設予定地を飲料水の確保、交通の便、保健衛生、教育等を可能な限り考慮し、ほうその運動公園とする。
- 2 応急仮設住宅供与対象者
次のすべてに該当する者とする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - (2) 居住する住家がない者
 - (3) 自らの資力では住宅を得ることのできない者
 - ア 生活保護法による被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者、勤労者、小企業者、高齢者、寡婦及び母子世帯、病弱者及び身体障害者
 - ウ その他町長が必要と認める者
- 3 選定・あつ旋に当たっての考慮事項
- (1) 応急仮設住宅入居者の選考に当たっては、入居者選考の機関を設置し、高齢者、障害者、ひとり親世帯等を優先し、生活条件などに考慮する。
 - (2) 応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を提供するための仮設住宅であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあつ旋等を積極的に行う。
- 4 規模
- 1戸当たり 29.7 平方メートルを基準として、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。
- 5 応急仮設住宅の着工期間
- 災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- 6 応急仮設住宅の管理
- (1) 供与できる期間は、竣工の日から 2 年以内とする。
 - (2) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の管理は、原則として府が行うものとし、入居者管理等は町が行う。なお、災害救助法が適用されない場合に町長が設置するものについては、町が管理を行う。
 - (3) 応急仮設住宅の運営
応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営を行い、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。
また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
 - (4) 応急仮設住宅の管理者は、入居者の生計基盤等を把握し、状況に応じて一般住宅への転居を勧める。この際、各種貸付制度等による住宅資金のあつ旋等積極的な活用を図る。

第15章 医療助産計画

(健康福祉環境部、関係各機関)

災害により傷病者が多数発生したとき、また、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合、精華町単独で医療助産の体制を確立するのは困難である。したがって、山城南保健所を通じて京都府保健医療調整本部及び各防災機関と密接な連携をとりながら一体となって、被災者の医療救護、助産及び心のケアの万全を期する。

資料 5-13 医療施設一覧

第1節 実施責任者

災害時における医療及び助産は、町長が独自の応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合及び知事が必要と認めた場合には、知事が行う。

第2節 医療及び助産の対象者

- 1 災害による負傷者及び傷病者
- 2 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- 3 災害発生の日前後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

第3節 京都府保健医療調整本部の設置等

- 1 京都府保健医療調整本部の設置
大規模災害が発生した場合、京都府災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置し、災害医療活動（助産を含む）の総合調整を行なう。
- 2 組織
 - (1) 構成員
京都府庁の医療関係課及び保健所の職員及び災害医療コーディネーター等の関係者
 - (2) 連絡窓口
保健所、保健医療活動チーム（京都府 DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、独立行政法人国立病院機構医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT、その他災害医療活動チーム）
- 3 保健医療活動の実施
 - (1) 保健医療調整本部は、京都府内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮または連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行う。
 - (2) 山城南保健所は、派遣された保健医療活動チームに対し、町と連携して、保健医療活動に係る指揮または連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所への派遣の調整を行う。また、保健医療活動を効果的に行うため、町に対し被害状況及び保健医療ニーズの情報の提供を求める。

第4節 保健医療活動チーム派遣の要請と災害対策本部の行動

- 1 保健医療活動チーム派遣の要請
医療は、原則として保健医療活動チーム及び相楽医師会により行う。災害警戒本部は、避難指示（レベル4）を発令した場合は、府山城南保健所に DMAT、DPAT 待機を要請する。
- 2 医療品等の調達
医療品等が不足した場合は、府山城南保健所と協議し、調達の協力要請を行う。また、町外からの救急医療物資は、消防等の輸送車両により搬送する。
- 3 トリアージの実施
 - (1) 多数の傷病者が発生し、短時間での救急搬送が困難であると判断される場合、事故現場においてトリアージを実施する。
 - (2) トリアージは、現場出動した救急救命士及び応援要請により出動した DMAT 等が実施する。

(3) 消防団員は、災害現場において傷病者の搬送等を実施する。

※ トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいう。

トリアージには「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。これには負傷者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施者氏名」「トリアージ実施月日・時刻」「搬送機関名」「受入れ医療機関名」などのトリアージの情報が記載される。

そして「トリアージタグ」の一番メインになるのは、タグの一番下の部分、「黒」「赤」「黄」「緑」に色分けされた部分である。これはタグをつけられた人の「重傷度」を示すもので、「緑」＝命に別状は無いので、治療を待ってもらう状態、「黄」＝処置は必要だが、2、3時間程度は待てる状態、「赤」＝直ちに処置しないと、生命が危険な状態、「黒」＝死亡の兆候が認められる状態で処置はしない、の4段階に分けられる。

4 救急搬送

(1) トリアージに基づく搬送

救出した傷病者は、トリアージタグの取付け及び応急措置がなされた後、トリアージタグの指示に従い救急病院等へ搬送する。

(2) 搬送車両等の確保

ア 負傷者の搬送は原則として救急車により行うが、負傷者多数の場合は救急隊の応援を要請する。救急隊の派遣が困難な場合は、本部に対して臨時の搬送車両の要請を行う。

イ 本部は、第21章「輸送計画」に基づき、公用自動車の派遣や、民間自動車の借り上げ等の措置を実施する。

ウ 緊急を要しヘリコプターによる救急搬送が必要な場合は、現場の要請により、本部長が府に要請する。

(3) 搬送先病院の指定

ア 消防本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して、搬送先医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、負傷者数と負傷程度に合わせて的確に負傷者の搬送先の指定を行う。

イ 広域停電事故に伴い、町内医療機関の機能維持に支障が発生するおそれがある場合、町は、医療機関と協力して応急対策資機材等の調達を図る。

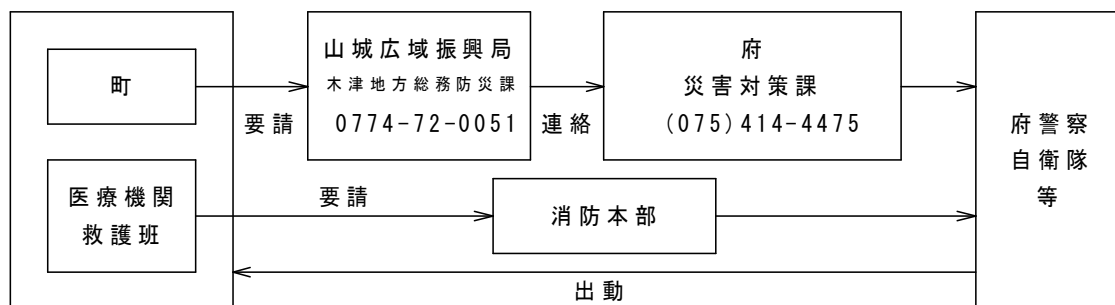
5 後方医療体制

救護所での治療が困難な重症者、特殊治療を要するものについては、後方の医療機関に応援要請、又は搬送する。

6 空輸のための応援要請

「空輸のための応援要請」については、以下のとおり府山城南保健所または府山城広域振興局へ連絡要請を行う。

空輸のための応援要請をする場合の連絡系統



第5節 救護所

迅速な医療救護活動を実施するため、状況により、府山城南保健所を救護指揮所とするほか、町総合防災保健センターを救護調整所とし庁舎内に設置するとともに、最寄りの病院又は診療所

を救護所とする。ここでは、おおむね発災3日目以降、JMAT等の保健医療活動チーム及び相楽医師会の活動を期待する。特に地元医師についてはかかりつけ医としての活動を重視する。また、人工透析を必要とする腎不全者や難病患者等については、患者の所在を把握し、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

激甚災害の場合は、各医療機関及び公共施設等、適当な施設を選定し、救護所を開設する。

1 設置場所

被災現場、避難所に設置する。

2 業務内容

- (1) 救護班は、負傷者の応急処置、重傷者の後方医療への搬送、助産救護、死亡の確認等の他、状況に応じて遺体の検案に協力する。
- (2) 傷病者の救護は、医療関係機関、消防団、ボランティア団体等の協力・連携のもとにあたる。

第6節 助産

原則として、妊婦を助産施設に受入れて行う。

第7節 医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法

- 1 保健医療活動チームは、医療助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行する。
診療録、死亡届、出生届、伝染病発生届
補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行う。

第8節 医療品等の調達

- 1 医療品等の調達については、府山城南保健所と協議し、必要に応じてその処置をとる。
- 2 緊急に多量の血液が必要となる場合は、府山城南保健所を通じ、京都府医療調整本部を経て、日本赤十字社京都支部等の協力を得て輸血用血液製剤を調達する。

第9節 心のケア

災害により激しいショックを受け、精神的に傷ついた心における障害に対し、心のケアが必要である。精神疾患及びPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に適切に対応できるよう、以下の対応を整える。

- 1 府山城南保健所を拠点とし、相談室等を設置する。
- 2 DPATの巡回チームを編成して心のケアにあたる相談体制を整える。
- 3 心のケアを図るため、精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。
- 4 近隣自治体の精神保健医療従事者の応援を求めるとともに、精神保健ボランティアの受入れ体制の確立を図る。

第10節 災害救助法による医療

1 対象

災害のため医療の途を失ったもの

2 範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤の投与又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

3 費用の限度

- (1) 保健医療活動チーム・・・使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費
- (2) 一般病院、診療所・・・社会保険診療報酬の額以内
- (3) 施術者

- ア あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内
- イ はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内

4 期 間

災害発生の日から 14 日以内

第 11 節 災害救助法による助産

1 対 象

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者

2 範 囲

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

3 費用の限度

- (1) 保健医療活動チーム・・・使用した衛生材料等の実費
- (2) 産院、病院、診療所・・・使用した衛生材料等の実費及び処置費
- (3) 助産婦・・・・・・・・・・慣行料金の 8 割以内

4 期 間

分べんした日から 7 日以内

第16章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

(健康福祉環境部、住民部)

第1節 防疫及び保健衛生計画

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水等の被害により、感染症や食中毒の発生が心配される。感染症等を予防するための防疫や保健衛生上の応急救助が必要であり、災害発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

1 実施責任者

- (1) 細菌検査、検病調査、食品衛生監視は知事（山城南保健所）が実施する。
- (2) 井戸、家屋、便所等の消毒及びネズミ・昆虫駆除は町と府が協力して実施する。ただし、町で実施できないときは府に依頼する。
- (3) 感染症患者の入院措置等は知事が実施する。

2 防疫活動の実施

- (1) 1班2人以上で2班を原則として、実情に応じて編成する。
- (2) 細菌検査・検病調査・食品衛生監視を実施するよう府に依頼する。
- (3) 府と協力して、井戸・家屋・便所等の消毒、そ族及び衛生害虫駆除を実施する。
- (4) 感染症患者の受入れを円滑に行うよう府に依頼する。

3 防疫の実施基準

災害時における防疫活動は、「災害防疫実施要綱」（厚生省公衆衛生局長通知）の基準により行う。

4 備蓄資器材等

- (1) 防疫用薬品及び資材
クレゾール石けん液、次亜塩素酸ナトリウム液、逆性石けん液、マスク、ゴーグル、個人用防護衣、グローブ
- (2) 防疫薬剤、医療品等の調達先
即時調達可能な防疫薬剤、医療品等の販売店は、資料編のとおりである。
- (3) 防疫用機器保有数
動力噴霧器、動力煙霧器

資料 5-21 防疫用薬品備蓄等一覧

5 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜（愛玩動物を含む）伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染予防法の規定に基づき、府山城家畜保健衛生所（城陽市寺田北山田 31-47、電話（0774）52-2040）を主体として、検査、衛生指導、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。また、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物は保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。

第2節 し尿処理対策計画

災害の発生により、上水道の断水、下水管渠の損壊等で水洗トイレ及びマンホールトイレが使用できない事態が予想される。被災地の衛生環境を確保する上からも、速やかなし尿処理が必要である。

1 し尿処理車の避難

災害対策本部は、し尿処理業者に対し、避難準備の段階でし尿処理車の避難待機、避難指示の段階で避難を要請する。

2 仮設トイレの設置

町における各避難所等の水洗トイレの使用の可否の状況を把握し、必要に応じて準備した仮設トイレの設置を行う。

また準備した仮設トイレで不足した場合には、現地で工夫して適切にトイレを設置する。

断水した場合には、洗浄水として学校のプール、防災用井戸等で確保した水の利用を図る。

3 し尿の収集

くみ取り式トイレ、仮設トイレのし尿の収集には、状況に応じて他市町の応援協力を求める。

4 し尿の処理

し尿処理は、相楽郡広域事務組合の所定の施設で行い、処理能力が不足する場合は、他市町の応援要請及び府へのあつ旋要請等必要な措置を講じる。

5 緊急くみ取り

し尿に関しては、収集・運搬・処理及び処分については相楽郡広域事務組合が行っており、その要領については次のとおりである。

(1) 対象

豪雨等に起因して浸水のあった家屋を緊急くみ取りの対象とする。

(2) 緊急くみ取り判定基準

次の各号の一に該当する場合で、かつ浸水によりふん尿が便つぼにあふれ、外部に流出する家屋を緊急くみ取りの必要がある家屋と判定する。

ア 河川等の決壊若しくは氾濫、又は排水溝の不良若しくは不完全等のため、浸水の原因が自己の責に帰さない場合

イ 浸水家屋の占有者、管理者又は所有者が便つぼ浸水を予防するために必要な施設を改善することが、立地条件、経済的条件等から不可能であると判断できる場合

(3) 作業要請連絡

災害対策本部で把握した内容又は住民等からの連絡による緊急くみ取りの要請は、すべて環境推進課で統括し、直ちに現地調査を行い必要事項を相楽郡広域事務組合に連絡するとともに作業の要請を行う。

(4) 手数料の免除

緊急くみ取りの場合の手数料は免除される。

第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

(住民部、消防本部、消防団、木津警察署)

災害の発生により不幸にして死者や行方不明者が発生したときは、搜索、埋・火葬などを速やかに行うことにより、人心の安定を図ることが必要である。一方、搜索、埋・火葬等、いずれも町独力では実行困難である。そのため、災害によって死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の受入れ、処置、埋・火葬等、適切な実施に関して府・町及び事業者等の役割区分を明確にする。

1 搜索の実施

(1) 搜索の対象

ア 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

イ 死亡した原因は問わない。

(2) 搜索の実施

町長が、消防関係機関、木津警察署その他の機関の協力を得て実施する。場合によっては地域住民の協力を得る。災害対策本部は、人員及び機械器具を確保し搜索にあたる。

ア 行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合した上で実施する。

イ 住民から届出のあった際は、行方不明者の住所、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。

ウ 届出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で本部に通報する。ただし、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話によるほか、後日書面を提出する。

エ 行方不明者の搜索中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。また、町内に感染症が蔓延しており、遺体に感染症が疑われる場合は、個人用防護具を着用して処理をする。

(3) 応援要請

町のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、府山城広域振興局及び隣接市町並びに遺体の漂着が予想される市町に対して、次の事項を明示して応援を要請する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 応援を要する人員又は舟艇、器具等

2 遺体の受入れ、処理

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、町長が、関係機関及び木津警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ町内の医師、地域住民等の協力を求める。

(2) 変死体の届出

変死体については直ちに木津警察署に届出し、検視後に遺体の処理にあたる。

(3) 関係者への連絡

検視・検案終了後に、遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は町長に連絡の上遺体を引き渡す。

(4) 遺体の処理

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上からも衛生上からも好ましくなく、遺体の識別を容易にするためにも洗浄、縫合、消毒等の処置が必要となる。保健医療活動チームが実施するが、町は、必要に応じて、作業員を雇い上げるか専門業者に委託する。また、遺体の識別等の措置として、遺体の撮影等により身元確認措置を行う。なお、遺体に感染症が疑われる場合は、個人用防護具を着用して身元確認を行う。

イ 遺体の一時安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋・火葬等ができない場合は腐敗防止等の観点からも、寺院、葬祭場等の施設を借り上げ又は野外に天幕を設置して、埋・火葬等まで保存する。なお、安置場所は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定するが、避難場所との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定する。また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定する。

(5) 遺体の検視・検案

災害発生後に速やかに遺体収容所を開設し、遺体の検視・検案が的確に行える体制を整える。

ア 木津警察署と医療機関との秩序ある分担の元に、遺体の検視・検案を行う。

イ 町のみでの対応では不十分な場合は、府及びその他の機関に応援を要請する。

3 身元不明者に対する措置

戸籍法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、災害救助法等により措置する。なお、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保存する。

4 遺体の埋・火葬等

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋・火葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急措置として遺体の埋・火葬等を行うが、その方法としては、町が直接土葬若しくは火葬に付し、実施に当たっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による遺体については、木津警察署から引き継ぎを受けた後、埋・火葬等を行う。

(2) 身元不明の遺体については、その身元調査にあたりとともに埋・火葬等に当たっては土葬若しくは火葬とする。

(3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋・火葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(4) 埋・火葬等の実施が町において実施できないときは関係機関の協力を得て行う。

(5) 遺体に感染症が疑われる場合は、まん延防止の観点から、努めて早く埋火葬を実施する。

5 行方不明者に対する措置

(1) 住民から届出のあった際は、行方不明者の住所、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。

(2) 届出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で本部に通報する。ただし、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話によるほか、後日書面を提出する。

6 埋火葬場

円滑な埋火葬を実施するため、府と連携し、埋火葬場の利用計画を作成する。

7. 災害救助法による基準

(1) 遺体の捜索

ア 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因と関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されておれば対象とする。

イ 費用の限度

舟艇その他捜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内

(2) 遺体の処理

ア 対象

災害の際死亡した者

イ 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用の限度

(ア) イの(ア)については、災害救助法施行細則に定める額以内

(イ) 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は 1 体当たり災害救助法施行細則で定める額以内

(ウ) 検案は原則として救護班が行う。救護班によることができない場合は当該地域における慣行料金の額以内

エ 期間

災害発生の日から 10 日以内

(3) 遺体の埋・火葬等

ア 対象

災害の際、死亡した者

イ 埋・火葬等の範囲

(ア) 棺（附属品を含む）

(イ) 埋葬又は火葬（人夫賃を含む）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内

エ 期間

災害発生の日から 10 日以内

第17章 救出救護計画

(消防本部、危機管理室、健康福祉環境部、住民部)

災害発生時には、建物等の倒壊、流出、火災の発生等で多数の救出救護事象の発生が予想される。

町は、府をはじめ、警察、消防、自衛隊、保健医療活動チーム（DMAT等）等の関係機関との協力体制を確保し、迅速・的確な対応により災害発生による生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して救出救護活動の万全を期すことが必要である。

第1節 救出救護の対象

被災者の救出救護は、次の状態にある者に対して、生命身体が危険な状態にある場合を優先し、関係機関が一致協力して行う。なお、救出は災害の種別あるいは住家の被害、国籍、町民であるか否とは関係なく実施する。

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者（以下「安否不明者」という。）

第2節 救出救護体制

救助・救急は、消防本部が中心となって担当し、木津警察署、自衛隊、DMAT、消防団、自治会等、地域住民等の連携・協力のもとに活動にあたり、それぞれが所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮する。

- 1 救出救護の方法
 - (1) 救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに町又は警察官、自衛官若しくは消防職・団員に通報する。
 - (2) 救出救護活動は、救助隊及び救急隊が、資機材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
 - (3) 救出救護活動に必要な重機等は、関係事業者の協力を得て、迅速に調達を図り、人命救出救護活動を行う。
 - (4) 傷病者の救護には、DMAT、医療関係機関、消防本部、消防団、ボランティア団体等の協力・連携のもとにあたる。
 - (5) 救護活動に当たっては、現地に応急救護所を開設し、医師及び救急救命士等によるトリアージや応急手当を行う。
 - (6) 傷病者の搬送は、トリアージに基づき重症者を最優先とし、救急車、ヘリコプター等で、医療機関に迅速に搬送する。
 - (7) 救出作業中において遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。
- 2 救出救護の効率化
安否不明者の搜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者の氏名等の公表を検討する。
- 3 活動拠点の確保
関係機関の活動拠点として総合防災受援施設設置までは打越台グラウンドを予定する。
- 4 資機材等の調達等
 - (1) 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
 - (2) 町は、必要に応じ、当該活動を実施する機関からの協力等により、救出救護のための資機材を事前集積する。
- 5 活動の調整
 - (1) 町災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行う。
 - (2) 関係機関は、町災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を

行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行う。

6 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、DPAT の指導に基づき、適時の交代・休養及びカウンセリングの実施等により、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第 3 節 関係機関への協力要請

救出救護活動に当たり、消防本部のみで救出が困難な場合は、速やかに府山城広域振興局、木津警察署、その他隣接市町等に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣を要請する。これら関係機関の連携・協力のもとに活動にあたる。

第 4 節 災害救助法による救出

1 費用の限度

舟艇、その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

2 救出の期間

災害発生の日から 3 日以内

第18章 障害物除去計画

(事業部、危機管理室、関係各機関)

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路を確保し、必要物資の輸送を円滑ならしめるなど、災害の応急対策に資する。

第1節 道路上の障害物除去

災害時には、道路上に放置された自動車、道路へ倒壊した建物、倒れた電柱や看板、ガラス等の落下物によって、道路がふさがれることが予想される。したがって、緊急車両の通行をの確保、救出救護の応急対策の実施及び緊急物資等の輸送等を可能にするための道路上の障害物を除去する。この際、町は木津警察署の他、道路管理者である京都国道事務所、山城南土木事務所との連携を重視する。

- 1 指定されている以下の緊急輸送路について障害物除去を最優先して行う。
 - (1) 広域路線
事前に定められた道路の重要度を考慮した緊急輸送路、緊急啓開路線
 - (2) 町域内路線
事前に定められた物資の供給、廃棄物収集等の町内の緊急輸送ルート
- 2 町は緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路を確保ため、管理区分にしたがって障害物除去を要請する。
- 3 道路上の障害物の除去を最優先に行う。
- 4 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- 5 土砂等の崩壊による場合は、町道は町長が行うものとし、国、府が管理する道路についてはそれぞれの関係機関に速やかに連絡しその除去を要請する。除去の方法は崩壊の程度に応じて、地元応援による除去又は請負による除去により実施する。
- 6 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。
- 7 道路状況により、交通規制、う回路が必要な場合は、木津警察署と協議の上適切な措置をとる。

第2節 道路の補修

障害物の他に、舗装面の亀裂や段差、陥没、さらに橋梁取り付け部の段差などが発生し、緊急通行車両等の通行の障害となる。このため、指定された緊急輸送路における障害を的確に把握し、必要な応急補修を優先的に行う。

第3節 緊急道路啓開等協力体制

避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急を実施する。また、必要に応じ、木津警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

- 1 木津警察署及び自衛隊と協力して、強制的な障害物除去等により輸送路を確保する。
- 2 道路応急補修及び道路啓開等の協定を締結した建設業協会等に、建設機械の提供、解体・撤去及び補修作業の要請をする。

第4節 住宅関係の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準）

倒壊及び浸水家屋等において、次のような場合、障害物除去を行う。

- 1 対象
居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態であり、かつ、自己の資力では当該障害物を除去することができない者
- 2 対象者の選定基準

障害物除去対象者の選定は町が行う。

3 除去対象数

町の半壊、半焼した世帯数の1割5分の範囲内

4 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具の借上費、輸送費、人夫賃等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

5 期 間

災害発生の日から10日以内、町長はその結果を府へ報告する。

6 ボランティアの派遣

災害ボランティアセンターとの調整による。

第5節 河川の障害物除去

木津川は国が、煤谷川（府管理分）、山田川は府が行う。町は流木等障害物により河道が閉塞すると溢水のリスクが高まるため、各河川管理者との連携を重視する。

第 19 章 廃棄物処理計画

(健康福祉環境部)

災害時には建物の倒壊や浸水により、被災地にはごみ処理の問題が発生し、町の迅速な復旧・復興のみならず、住民の日常生活や道路交通等に大きな障害となることが考えられる。

このような事態に的確に対応するため、被災地における災害廃棄物処理等の業務を迅速適切に処理し、環境衛生の万全を期する。なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者特に協定締結業者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を府に要請する。細部については「災害廃棄物処理細部計画」による。

第 1 節 廃棄物の収集体制

1 作業方針

作業の原則として、災害の沈静化に伴い、直ちに自治会等と協力して実施するが、災害及び道路復旧の状況に応じて必要機材、人員を増減する。ただし、町の保有機材、人員のすべてを動員してもなお、不足を生じる場合は、協定締結業者、他市町の応援及び府への必要なあっ旋要請等の措置を講じ実施する。

2 廃棄物等の収集体制

災害地の状況を調査の上、ごみ等の量、必要機材、人員等を把握するとともに、運搬及び処分等の方策については、木津川市・精華町環境組合と連絡調整の上決定する。

3 ごみ等の運搬及び処分

災害により生じたごみ以外の運搬については、災害の状況に応じて、あらかじめ関係処理施設と協議の上、受入れに万全を期す。

- (1) 処分地への収集及び運搬は自己搬入を原則とする。
- (2) 特に町長が必要と認めた場合は町が収集運搬する。

4 ごみ処理手数料の減免

(1) 一般廃棄物の収集手数料の減免範囲

精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 55 年条例第 11 号）第 10 条の規定に基づき、次の場合に、収集手数料の減免措置を講じることができる。

- ア 災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準ずるものとして、災害対策本部が認めた場合
- イ その他特に町長が必要と認めた場合

(2) 減免手続き

一般廃棄物の処理手数料の減免についての手続きは、原則として環境推進課が担当するが、状況に応じて関係処理施設と協議の上、必要な措置を講じる。

(3) 産業廃棄物処理手数料の減免

産業廃棄物にかかる手数料の減免等については、府と町が協議し、その適否の判断を行い、状況に応じて減免の措置をとることができる。

第 2 節 がれき等処理

災害時には、建築物の焼失、浸水、倒壊等によるがれき等（コンクリート、木材、ガラス、水没畳、家電、家具等）が大量に発生する。緊急道路啓開に伴って生じるがれきとあわせ、それらの処理を速やかに行う必要がある。

1 建築物等がれきの処理

建築物の倒壊、浸水により生じる畳、家具、廃材等の「災害廃棄物」については、地域の状況に応じ、優先度の高いところから処理を行う。

住宅等の建築物について、全壊もしくは半壊でも修復不可能なものについては、解体処理する。

2 収集運搬

災害地の状況を調査の上、廃棄物の量、必要機材、人員等の把握に努め、木津川市・精華町環

境組合と調整し収集を行う。

その際、町はがれき等について、臨時集積地を設置する。住民には、倒壊家屋等からのがれきについては、直接臨時集積地への持ち込む。

3 分別収集

災害廃棄物は、分別収集を徹底とする。

自己搬入する場合も同様に、可燃性ごみ・不燃性ごみを分別して搬入するように呼びかける。

4 処 理

収集した災害廃棄物の処理については、木津川市・精華町環境組合との連絡調整のもとに行う。産業廃棄物にかかる手数料の減免等については、その適否の判断を行い、状況に応じて減免の措置をとることができる。

5 仮 置 き

廃棄物処理を円滑に実施するため、廃棄物の一時仮置き場を当面の間、打越台とする。

6 応援要請

廃棄物処理能力に不足が生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあつ旋要請等の処置を講じる。

第3節 生活ごみ処理

災害時に発生するごみとしては、避難所をはじめとする住民の生活活動から生じる生活ごみがあり、被災地の環境衛生の面からも適正に処理する。特に腐敗性の高い生ごみについては、被災地の防疫上からも早急に収集する必要がある。

1 収集運搬

避難所及び被災地の必要な場所に生活ごみの置場所を指定し、自治会等との協議のうえ、木津川市・精華町環境組合と調整し収集を行う。

2 分別収集

生活ごみも分別収集とし、住民には可燃性ごみ、不燃性ごみ（資源ごみ）、粗大ごみ、有害ごみの分別の呼びかけを徹底する。

3 処 理

生活ごみのうち生ごみについては、早急に処理する必要があるため、優先して焼却処理する。

4 応援要請

廃棄物処理能力に不足が生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあつ旋要請等の処置を講じる。

第4節 処理施設等の現況

処理施設等の現況は、資料 5-22 に示すとおりである。

資料 5-22 し尿・ごみ処理施設、し尿収集車一覧

第20章 文教対策計画

(教育部、健康福祉環境部、危機管理室)

災害発生時における児童、生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策について万全を期す必要がある。

したがって、災害時の文教対策について、情報の収集・伝達、学校等の安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力を確実に実施する。

第1節 実施責任者

- 1 府立学校、その他の教育機関については府教育長
- 2 町立学校及び保育所については町長
- 3 私立学校等については当該学校の長、園長及び保育所・保育施設については当該保育所等の長（以下「校長等」という。）
- 4 町に対する指導助言は府教育長

第2節 情報の収集・伝達

- 1 発災情報の把握
災害が発生するおそれがある時点から、気象官署その他関係機関との緊密な連絡を保ち、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、気象及び災害情報の収集に努める。
- 2 被害情報の収集・伝達
災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する態勢をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。
情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において、災害に対する所要の応急措置が講じられるよう必要な情報の伝達を行う。
災害により固定電話、ファクシミリ等の通信が途絶した場合、無線LANシステムや携帯電話、電子メール等の通信機器のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じあらゆる手段での情報の収集・伝達に努める。

第3節 施設・設備の緊急点検等

災害発生後、二次災害の防止や教育活動再開等のため、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、被災により教育の実施が困難となった場合、必要な応急措置を講じる。また、すみやかに被害状況等を報告し、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第4節 学校等における安全対策

在校中（放課後児童クラブ時を含む。）に災害が発生するおそれがある場合は、予測される災害の規模等を勘案し、園児、児童、生徒等の安全を確保するため、次のような対応をとる。

- 1 学校等の施設管理者は、園児、児童、生徒等に対して次の措置を講ずる。
 - (1) 園児、児童、生徒等は、災害の状況に応じ、安全な場所に避難させた後、保護者等と連絡をとり安全・確実に引き渡すとともに、保護者の安全にも十分に留意する。
 - (2) 保護者等に引き渡すことが出来ない場合は、学校等で保護をする。
 - (3) 保育所が妊産婦乳幼児家族指定避難所になる場合は、保育所は家族と合流するまで保育園児をそのまま保護する。
 - (4) 学校等の施設管理者は、避難誘導等の状況を教育委員会を通じて、保育所長は子育て支援課を通じて災害対策本部等へ速やかに報告する。
- 2 保護者への対応
発災時の学校等の対応について、理解と協力を求める。
- 3 対応マニュアルの作成

上記の内容の他、災害発生時の対応について「対応マニュアル」を作成し教職員にて徹底する。

在校時以外に災害が発生した場合は、園児、児童、生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

第5節 教育に関する応急措置

1 休校、登下校の措置

(1) 授業開始後の措置

気象警報のうち暴風、大雨、洪水警報（以下「警報」という）が発令された場合、状況判断の上、校長等は速やかに休校措置をとる。

また、警報発令前において災害が発生し、又は発生が予想される場合は、校長等の判断により町教育委員会もしくは子育て支援課と協議し、必要に応じて休校措置をとる。なお、帰宅させる場合は気象状況、災害の状況等を十分に把握し、児童、生徒の生命の安全について万全を期する。

(2) 登校前の措置

午前7時現在において、警報の発令があった場合は、校長等は、児童、生徒を自宅待機させ、中学校においては午前11時00分までに、小学校以下においては午前10時00分までに警報が解除されたときは、安全に注意した上、速やかに登校させる。この場合においては、各学校の定める緊急連絡網に基づき、児童、生徒等の保護者に連絡の徹底を図る。

(3) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長会長又は学校長は町教育委員会と、保育所長は子育て支援課と協議し、決定する。

在校時以外に災害が発生した場合は、児童、生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

2 学校施設の確保等

(1) 復旧が長期にわたる見込の場合には、事情に即し児童、生徒の登校の安全を考慮した上で、できる限り授業の確保に努め、校舎等破損の場合はその状況に応じて、附属施設、近隣の公共施設、隣接校の余剰教室等を利用する。

(2) 復旧の上は、事後における教育計画を変更するなど、年間授業時間の確保、学習意欲の回復等に努める。

3 応急保育の実施

(1) 保育所長は、職員を掌握して各保育所の整理を行い、保育園児の被災状況を調査し、復旧体制に努める。

(2) 健康福祉環境部長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育所長は、その指示事項の徹底を図る。

(3) 応急保育計画に基づき、受入れ可能な保育園児は、各保育所において、保育する。また、被災により通園できない保育園児については、地域ごとの実情を把握する。

(4) 避難所等として保育所を提供したため、長期間保育所として使用できないときは、災害対策本部と協議して、他の保育所に依頼する等早期に保育が再開できるよう措置する。

(5) 保育所長は、災害の推移を把握し、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者へ連絡する。

4 応急教育の実施

公立学校は本項に従い、私立学校については、府の指導の下で応急教育を行う。

(1) 災害時には、学校長は準備した応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

(2) 災害の様態によって、通常の教育が実施できない場合、学校長は町教育委員会と協議し、応急教育計画を決定し、その計画を速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底を図る。

(3) 学校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

5 実施者の確保

教職員の被災に伴う補充は、与えられた権限内において、府教育委員会の指導助言を得て町教育委員会が措置する。

6 学用品の調達並びに支給

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、次の規定にしたがって教科書、文房具、通学用品を支給する。

(1) 災害救助法が適用された場合

学校教育課は、町立学校について、これを調査し、必要あると認定された学用品について調達支給する。災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。

なお、町立学校以外の公立学校（独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。）及び私立学校については、府が補給必要冊数をまとめ、京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。

ア 対象

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学校生徒を含む。）

イ 学用品の品目及び費用の限度

- (ア) 教科書（教材を含む）・・・実費
- (イ) 文房具・・・災害救助法施行細則に定める額以内
- (ウ) 通学用品・・・文房具と同様

ウ 期間

- (ア) 教科書・・・災害発生の日から1カ月以内
- (イ) 文房具及び通学用品・・・災害発生の日から15日以内
- (ウ) 災害救助法が適用されない場合

教育長（学校教育課）が各学校等の教科書の喪失き損の状況を調査する。

その報告に基づき、補給する必要がある冊数をまとめて、府山城教育局を経て府教育委員会へ補給について必要な要請をする。

なお、給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

7 給食の措置

学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、以下の措置を講じる。

- (1) 学校給食施設、設備及び給食物資納入業者の被害状況を調査し、完全給食の実施が困難な場合は、調理を要しない食品等による応急措置をとるとともに必要に応じて学校給食を中止する。
- (2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策をたて、速やかに実施する。

8 児童、生徒等の健康管理

被災した児童、生徒等に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等を行う。また、必要に応じて健康診断を実施する。

9 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

10 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第6節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む）、危険薬品、アルコール、石油その他

の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第7節 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が指定避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、災害対策本部と連携を図り、次の対応をとる。

1 指定避難場所の開設

校長等施設管理者は、学校教育課もしくは子育て支援課と互いに協力して、まず指定避難場所及び妊産婦乳幼児家族指定避難所を開設する。指定避難場所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とするも避難者の状況に応じ柔軟に対応する。

2 指定避難所への移行

発災後3日以内を目安に指定避難所へ体制を移行する。この場合、長期にわたる可能性があるので学校教育のための使用を優先する。

3 教職員等の協力

指定避難所及び妊産婦乳幼児家族指定避難所の運営については、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルに従う。その運用にあたり、教職員等は最大限の協力をしなければならない。

4 長期避難

できる限り授業及び保育の早期確保に努めることを原則とし、長期避難に対してはあらかじめ作成したマニュアルに従う。

5 給食施設の提供

校長等施設管理者は、災害対策本部の要請に従い、炊き出しに際して給食施設の提供を行う。

第 21 章 輸送計画

(総務課、危機管理室、事業部、関係各機関)

災害時の応急対策活動において、被災者、応急対策要員及び救援物資の緊急な移送及び輸送は、情報の収集・伝達と並んであらゆる応急対策活動の基幹をなすものであり、輸送手段や輸送拠点の確保に万全を期す。

第 1 節 実施責任者

災害時における輸送力の確保措置は、災害対策本部（危機管理室等）において行う。ただし、災害が激甚のため災害対策本部で確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施する。

第 2 節 輸送及び移送の方法

輸送及び移送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうちの最も適切な方法により行う。

- (1) トラック、バス、自動車等
- (2) 鉄道等
- (3) ヘリコプター・航空機等
- (4) 作業員等

第 3 節 災害時における輸送方法

1 緊急輸送の対象

町が実施する緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- (1) 被災者（特に車両非保有者）
- (2) 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資器材等
- (3) 飲料水、食料、生活必需品等
- (4) 救援物資等
- (5) 応急復旧に係る要員、資器材等（特にライフラインの回復）

2 優先順位

- (1) 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) (1)、(2) 以外の災害応急対策のために必要な輸送

3 輸送方法

災害発生後の時間経過にしたがって、交通の回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するため、それらを検討の上で緊急輸送を実施する。なお、緊急輸送の実施においては、陸上輸送を原則とする。

- (1) 浸水被害発生後 24 時間程度まで
浸水被害発生後 24 時間程度の間は、道路交通の機能が十分に回復していないことが予想されるため、人命救助の観点から、次の順序で輸送を行う。
 - ア 逃げ遅れた被災者
 - イ 消防車両、消防職員・団員、救急救助隊員及びその活動に必要な資器材、医療スタッフ及び医療資器材の通行及び輸送
 - ウ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧のための物資の輸送及び要員の被災地への通行
 - エ 被災者への飲料水・食料・毛布等の生活必需品等の救援物資の輸送。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資の輸送、要員の通行
- (2) 浸水被害発生後 3 日程度まで
浸水被害発生後 2 日目からは、道路交通の機能が徐々に回復することが想定されるため、

応急対策に必要な物資等への輸送へ切り替える。

(1) で示した輸送体制を最優先させるが、それに加えて、避難者に対する救援物資の輸送や傷病者や被災者の被災地外への輸送等の応急対策を目的とする車両等の通行を認める。

(3) 浸水被害発生後4日目以降

道路交通機能の安定が想定されるため、徐々に道路交通のみによって緊急輸送を行う体制に移行する。

なお、町の確保する食料、飲料水、生活必需品等の物資及び府を含めた町外からの支援救助物資等は、集積拠点（防災受援センター）に集積し、配分を行ったのちに各地区の指定避難所等に輸送する。

第4節 輸送力の確保

1 公用自動車等の配車

公用自動車等の配車計画については総務課が行うこととし、配車要領の細部内容については災害対策本部各課活動計画において定める。

なお、公用自動車等一覧表は、資料5-25のとおりである。

資料5-25 町役場公用車一覧

2 自動車等の借上げ

町所有のものを使用してもなお不足する場合は、関係機関又は民間の自動車等を使用又は借上げる。この場合借上げ手続き、その他必要事項は危機管理室において措置するが、おおむね次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送（移送）区間及び借上げ期間
- (2) 移送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要事項

3 その他の手段による輸送

災害の状況により、車両、ヘリコプター、舟艇等により輸送手段が講じられない場合、若しくは辺地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については、必要に応じて人力による輸送を行う。また、車両、単車、自転車等の確保体制を確立する。

- (1) 物資輸送用トラック等の確保
トラック協会等と協定を締結し、災害時の運用体制について連絡体制を強化する。また、町内輸送業者等との連携協力体制を整備する。
- (2) 要員輸送用車両等の確保
災害対策要員の輸送手段の確保のため、路線バス事業者の臨時活用方策を検討する。また、関係業者等との連携協力により、緊急調達体制の整備を図る。
- (3) 単車・自転車・リヤカー等の確保
大規模災害時には道路機能の麻痺により、特に狭い道路での車両の通行が困難になるおそれがあるため、地域でのきめこまかな情報伝達、物資の配給が行えるよう、単車、自転車、リヤカー等の確保及び調達体制の整備を図る。
- (4) 負傷者、死亡者輸送用車両の確保
災害による負傷者、死亡者の輸送のため、関係団体との連携協力体制の整備を図る。

第5節 輸送力確保についての協力要請

1 人員輸送

被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として被災者自ら避難する。状況により町が輸送を実施する。

ただし、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、府が、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく、要請に応

じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要がると認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

2 輸送機関等の協力

J R及び私鉄等は、車両の増発等を行って町の援助活動に協力する。

危機管理室においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請する。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社（長尾駅）
- (2) 近畿日本鉄道株式会社（新田辺駅）
- (3) 奈良交通株式会社（本社）
- (4) その他の民間運送機関

第6節 航空機等による輸送、移送

地上輸送、移送がすべて不可能な場合及び緊急を要する場合は、直ちに府山城広域振興局長を通じもしくは京都府広域消防相互応援協定に基づき航空機の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、表のとおりとするが、避難状況等に応じて小・中学校グラウンドなども活用する。

- ① 発着地点に石灰で ○H を描き、地点を明示する。
- ② 地点で煙をたて風向をはっきりさせる。
- ③ 夜間は投光等により発着地点を標示する。

表 ヘリコプター発着予定場所

名称	所在地	連絡先	座標	面積 (㎡)	標高 (m)
打越台 グラウンド	北稲八間 小字打越	(昼) 95-1907 (生涯学習課)	E135° 46' 27" N34° 46' 06"	11,382	71.3
株式会社 けいはんな ヘリポート	光台1丁目 7番地	(昼) 95-5111 (総務部) (夜) 95-5000 (セキュリティ室)	E135° 45' 53" N34° 44' 41"	289	167.6

第7節 緊急通行車両の取扱い

1 確認の申請

町は緊急通行車両の確認申請が必要になった場合は、木津警察署長に、緊急通行車両確認申請書（資料4-38）及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出し、確認証明書の交付を受ける。

資料4-38 緊急通行車両等確認申請書

2 事前届出車両の確認申請

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証（資料4-42）の交付を受けている車両については、次の手続きにより確認申請を行う。

- (1) 木津警察署は、確認申請があった場合は、他に優先して再確認を行う。この場合において、必要な審査は省略する。
- (2) 町は、確認申請においては、届出済証を提出し、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載することにより手続きを行う。

資料4-42 緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両事前届出済書

第8節 災害救助法による輸送基準

1 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の搜索、遺体の処理、救助用物資の整理配分のための輸送に要する経費

2 費用の限度

当該地域における実費

3 期 間

当該救助の実施が認められる期間以内

第 22 章 交通規制計画

(木津警察署、危機管理室、総務課、消防本部)

災害時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の混乱の発生が予測されるため、避難誘導、負傷者の搬送、応急資機材及び食料品の搬入など救援・救護のための緊急通行車両等がスムーズに通行できるよう交通規制の実施が必要である。

災害時の交通の安全と円滑の確保は、被害を最小限に抑える上からも重要であるため、交通規制により避難行動、消火活動、救出救護活動、負傷者の搬送、緊急物資及び食料の輸送などの迅速化を図る。

1 交通規制の実施

山城南土木事務所、各道路管理者より伝達される道路及び交通の災害情報等に基づき、以下の対策を実施する。

(1) 緊急交通路の確保

府公安委員会の指示により道路区間指定が行われる場合、道路区間指定の周知を行うとともに、指定された道路における緊急通行車両等のスムーズな通行のため、支障となる車両の運転者等に対し、車両等の移動を指示し、車両を移動させる。また、木津警察署に対して、これら道路区間への一般車両の進入を規制する等の交通規制の実施を要請する。

(2) 交通規制等

災害発生直後、木津警察署長は災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、一般車両の被災地への流入を防ぐための交通規制を実施する。また、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、当該現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置をとることができる。

表 異常気象時における道路規制基準

道路種別	路線名	規制基準 (降雨)	
		通行規制	通行止
一般有料道路	京奈和自動車道 (田辺西～木津)	計測震度 4.0 以上 4.5 未満	計測震度 4.5 以上
		連続雨量 50mm 以上	連続雨量 100mm 以上

※連続雨量：1. 降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。

2. 雨量が 3 時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。

なお、途中時間雨量 2mm 以下の状態が 6 時間以上継続した場合は、連続雨量としない。

2 一般社団法人京都府警備業協会との協力

町は、応援要請により派遣された一般社団法人京都府警備業協会に対し、一般車両の交通規制を行う木津警察署との連携を要請する。

3 広報活動

企画調整課は被災者及び一般住民に対して、被災地の交通状況や規制の状況について、報道機関等を通じて迅速な広報活動を行う。

(1) 報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、一般車両の被災地への運行を抑制するため、被災地の交通状況、交通規制の状況等についての広報を要請する。

(2) 被災地における広報

被災地における通行車両の運転者等に対し、交通規制の情報を広報して、車両運行の抑制、協力を依頼する。

第 23 章 災害警備計画

(木津警察署、危機管理室、消防本部、消防団)

1 災害警備の基本方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想される。それらの混乱を防止するため、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立し、必要に応じて木津警察署に、必要な警備体制を維持するための協力を要請する。

2 防災関係機関の活動

町、木津警察署及び消防本部等防災関係機関は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行いながら、次の警備措置と活動を行う。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助及び行方不明者の捜索
- (3) 住民等の避難誘導
- (4) 遺体の検視、死体調査、身元確認
- (5) 遺族への対応
- (6) 避難道路及び緊急交通路の確保等、被災地及びその周辺における交通規制
- (7) 緊急交通路の確保
- (8) 被災地及び避難場所、避難所等に対する警戒活動
- (9) 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- (10) 災害に関する広報活動
- (11) 防災関係機関による災害応急対策及び復旧活動に対する協力
- (12) その他災害警備に必要な警察活動

第 24 章 危険物等応急対策計画

(危機管理室、消防本部)

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇薬及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては住民の生命、身体及び財産を保護するために関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止軽減に努める。

1 危険物製造所等応急措置計画

危険物製造所等での危険物の流出または火災等災害に発生に際しては、その施設の責任者、消防本部と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保するため次の措置をとる。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
- (3) 付近住民等に対する広報活動
- (4) 立ち入り禁止区域の設定、火気の使用禁止および交通規制
- (5) 避難誘導及び群衆整理
- (6) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
- (8) 危険物の除去

2 火薬類保管施設応急措置計画

火薬類を取り扱っている場所付近に火災が発生し、貯蔵または取り扱い中の火薬類に引火爆発の恐れがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の立ち入りを禁止する。この際、火薬類を移動させる暇がない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立ち入り禁止など、警備上必要な措置をとる。なお、火災が発生した場合は、関係防災機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

- (1) 在置火薬類に関する情報収集
- (2) 消火活動
- (3) 注水その他の延焼防止活動
- (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (5) 警戒区域の設定及び交通規制
- (6) 飛散火薬類等の検索改修
- (7) 二次爆発の防止

3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類およびお数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定事業所と連携を密にして迅速かつ適切な措置をとる。なお、爆発、火災または可燃性もしくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

- (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定事業所への出動要請
- (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び重点容器等の安全な場所への移動
- (3) ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
- (4) 漏えい防止作業
- (5) 注水及び消火活動
- (6) 付近住民等に対する広報活動
- (7) 立ち入り禁止区域の設定、火気の使用禁止および交通規制
- (8) 避難誘導及び群衆整理
- (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (10) 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
- (11) 引火性、発火性または爆発性物質の移動

4 毒物劇物保管施設応急措置計画

府山城南保健所が行う。町は協力する。

5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、直ちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- (1) 放射線量の測定
- (2) 危険区域の設定と立ち入り禁止制限
- (3) 危険区域内住民の退避措置
- (4) 被爆者等の救出、救護
- (5) 交通規制と群衆整理
- (6) 人心安定のための広報活動
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第 25 章 鉄道施設応急対策計画

(危機管理室、消防本部)

災害時は、人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を講ずることが必要である。

西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、旅客の救護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、被害の拡大防止、適切な情報開示、輸送業務の早期復旧を図る。

1 災害応急対策

各鉄道会社が、各社の防災計画に沿って行動するとともに、自衛隊、消防本部、木津警察署、町、医療機関等と緊密に連絡をとり、連携した応急対策を行う。

2 復旧対策

関係機関と連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧計画のもとに取り組む。

第 26 章 通信・放送施設応急対策計画

(危機管理室)

第 1 節 通信施設応急対策計画

(西日本電信電話株式会社、携帯電話各会社)

災害時における電気通信施設の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話株式会社の災害対策規程に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行う。また、災害により、電気通信施設が被災した場合、社会的混乱を招き、応急活動にも大きな影響を与えるため、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。西日本電信電話株式会社及び携帯電話各会社と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

1 情報収集

町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、西日本電信電話株式会社及び携帯電話各会社に情報を提供する。同時に西日本電信電話株式会社及び携帯電話各会社からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

2 災害時の活動

西日本電信電話株式会社及び携帯電話各会社は、災害により電気通信施設が被災した場合に、通信回線並びに電波発信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等の対策を行う。

3 情報伝達

町及び西日本電信電話株式会社、携帯電話各会社は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を防災行政無線、新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

4 復旧対策

次表に定められた優先順位に従って復旧対策を行う。

表 回線の復旧順位

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、医療機関、輸送機関、通信機関、電力機関
第2順位	ガス・水道機関、選挙管理機関、金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国、地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第 2 節 放送施設応急対策計画

(日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社 KCN 京都)

災害時における放送施設の保全及び被害の復旧は、日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社 KCN 京都の災害対策規程に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行う。

放送施設は、災害時における情報伝達の上からも、重要な役割を果たすため、町においても、緊密に連絡をとり、連携した復旧対策を行う。

第 27 章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

(上下水道部、企画調整課、事業部、関係各機関)

電気、水道、ガス、通信等のライフラインは、日常の生活と密着しており、災害による機能の停止は、生活機能及び地域の産業活動そのものの麻痺をもたらすおそれがある。

迅速なライフラインの復旧が生活基盤の安定につながることから、ライフライン施設等の応急復旧対策を迅速に図っていく必要がある。

町は必要に応じて、電気、ガス、通信等のライフライン業者と応急復旧対策において、効率的なライフラインの復旧が図れるよう統合的な調整を行うとともに拠点を提供する。

第 1 節 電気施設

(関西電力送配電株式会社)

災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電株式会社の災害対策規程に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行う。

災害により、電気施設が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。町は関西電力送配電株式会社と連絡を密にとり、復旧活動を支援する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

また、広域的な停電に際しては、府及び関係各機関との連携を図る。

1 情報収集

町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力送配電株式会社に情報を提供する。同時に関西電力送配電株式会社からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各課・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

2 災害前の対策

(1) 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について対策を講ずる。

発変電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

(2) 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

(3) 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。

請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて隣接電力会社との相互協力体制を確立する。

3 災害時の活動

関西電力送配電株式会社は、災害時においても、原則として送電する。建物倒壊等により漏電による危険があり、事故を拡大するおそれがあるときは送電の停止等の適切な危険予防措置をとる。顧客サービス及び治安維持上から送電可能な範囲で送電を継続する。

電気施設が被災し、運転不能が予測される場合は運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

4 情報伝達

町及び関西電力送配電株式会社は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

5 復旧対策

関西電力送配電株式会社は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各施設の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

表 復旧の復旧順位

第1順位	町役場、消防本部、木津警察署、医療機関、通信機関、福祉避難所、高齢者等指定避難所、妊産婦乳幼児家族指定避難所、指定避難所
第2順位	ガス・水道機関、金融機関、放送事業者、第1順位以外の国の機関
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第2節 上水道施設

災害により、上水道施設が被災した場合、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。飲料水にかかわる給水に関する応急対策については、本編第13章「給水計画」に定める。

1 被害状況の把握及び伝達

町及び精華町上下水道工事事業者組合により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各課・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行い、関係機関に迅速に伝達する。

2 復旧対策

町は、各施設の被害状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、特に、浄水機能に大きな支障をきたす取水、導水の被害は、最優先して復旧を行う。

優先順位として、水源より浄水場並びに配水池に至る導水管、ポンプ設備等の復旧を最優先とし、ついで配水本管及び配水支管等の順とする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3 支援要請等

町は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに精華町上下水道工事事業者組合、精華町建設業協会及び相互応援協定等に基づき隣接市町の応援を要請し、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

4 災害広報

町及び水道事業者等は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、ホームページ、SNS、広報車等を通して住民へ伝達する。

第3節 下水道施設

下水道管及び処理施設の被害を早急に把握するとともに、速やかに復旧し、未処理下水の河川への流入を防止する。

1 被害状況の把握及び伝達

町及び精華町上下水道工事事業者組合により管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被害状況の把握を速やかに行う。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行い、関係機関に迅速に伝達する。

2 復旧対策

町は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、災害による機能障害の内容、被害の原因を分析し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように、必要な応急措置を講じる。また、処理場に被害が生じて処理機能が低下した場合には、府に処理機能の早期回復を要請する。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3 支援要請

町は、被害状況により、不足する資器材について早急に発注手配するとともに、精華町建設

業協会、精華町上下水道工事事業者組合や隣接市町へ応援の要請を行い、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要な支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行う。

4 災害広報

町は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、ホームページ、SNS、広報車等を通して住民へ伝達し、生活排水に関する不安を解消するよう努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第4節 ガス施設

（大阪ガス株式会社、一般社団法人京都府LPガス協会）

1 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2 情報の収集伝達及び報告

(1) 気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

ア 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ 対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

会社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

3 応急対策要員の確保

(1) 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

(2) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

4 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び住民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

5 危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

6 応急復旧対策

(1) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

(2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救出救護活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

(3) 上記活動のための拠点を打越台に準備する。

第5節 金融機関

民生の安定を図る上からも、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整が必要である。

通貨の円滑な供給が行われるよう関係行政機関と密接に連絡をとり、金融機関の所要現金の確

保を図るよう要請する。

また、金融機関の営業開始、預貯金の便宜払戻措置等については、金融機関と協力し、住民に対し迅速に周知徹底を図る。

第 28 章 農林関係施設応急対策

(事業部、土地改良区、施設管理者)

風雨等により農林産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また適切な応急措置を実施して、農林業を迅速にもとの形態に復旧する。

1 農地、農業用施設

(1) 農地、かんがい排水施設、ため池、農業用道路等の被災状況を送球に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早急に行われるように努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を町を通じ広域振興局を経由して速やかに府に報告する。

(2) 出水等による被災の程度が大規模で、ため池監視システムにより周辺地域に湛水の危険があるとき判断された場合には、すみやかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

(3) 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

(4) 近畿農政局は、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し出す。

ア 機械の種類

排水機（エンジン付）

イ 貸付対象

災害の応急復旧を行うもの

ウ 機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地（075-641-6391）

2 林業用施設

(1) 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

(2) 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性がある時には、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。

(3) 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

3 治山施設

(1) 風雨等により、堰堤、護岸工事等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、関係隣接市、消防署、消防団、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。

(2) 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。

(3) 被災状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るため緊急性の高いものから適応急復旧対策を実施する。

第 29 章 労務供給計画

(総務課、関係各機関)

災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事するための必要な要員の確保に努めるものとし、平常時からそのための必要な労働者を把握し、災害時に対応できる体制を確立しておく。

第 1 節 作業員等の雇用

調理員、土木作業、清掃作業等の特別な労力が必要なときは、作業員等を雇用する。

- 1 労務供給の範囲
無技能者、有技能者（調理員、大工、左官、石工等）
- 2 労務供給の方法
 - (1) 知事に対し労務の供給を依頼する。
 - (2) 自治会等に労務供給の協力を依頼する。
 - (3) 町内登録建設業者等に土木建築技術者及び作業員供給の協力を要請する。
- 3 費用の負担
 - (1) 知事が直接供給した作業員の費用は府が負担する。
 - (2) 町が要請し供給を受けた作業員の費用は町が負担する。

第 2 節 災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準

- 1 作業員等の雇用範囲
 - (1) 被災者の避難
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 災害にかかった者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 遺体の捜索
 - (6) 遺体の処理
 - (7) 救助物資の整理配分
- 2 賃金の程度
町内における通常の実費
- 3 雇用期間
当該救助の実施が認められる期間

第 30 章 自衛隊災害派遣計画

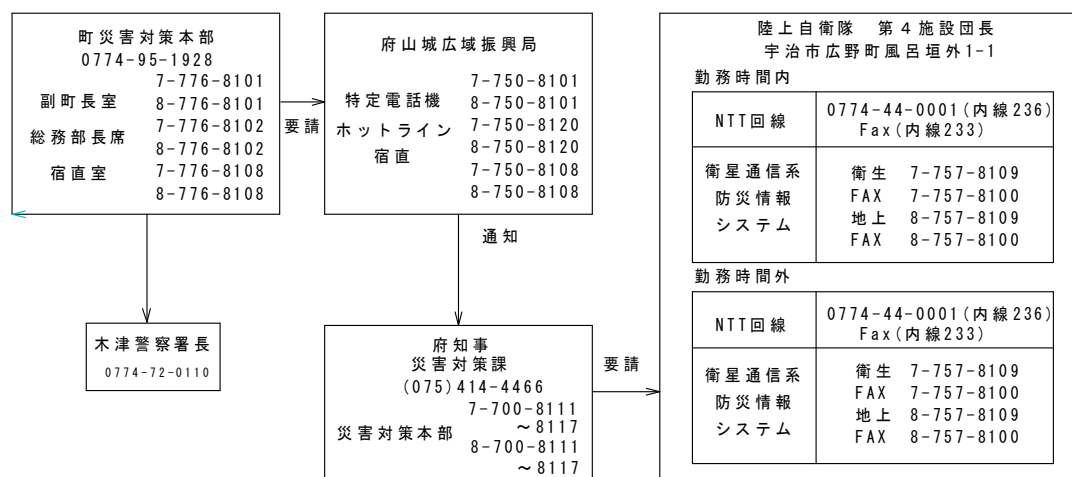
(危機管理室)

1 災害派遣要請基準

- (1) 町長又は災害対策本部の運用責任者あるいはその者が指示した者（以下「町長等」という）は、町域に災害が発生し、又はそのおそれがある場合で、消防本部や木津警察署等の関係機関の機能をもってしても、なお災害対策活動の万全を期し難いときは、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

直接派遣を要請する連絡先は、陸上自衛隊第 4 施設団第 102 施設機材隊（大久保駐屯地）とする。

図 自衛隊派遣要請系統図



2 災害派遣要請要領

- (1) 町長等各機関の長が知事に自衛隊の災害派遣要請を具申しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後に速やかに文書を作成して正式に要請する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (2) 町長等が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、町長等は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。

指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

- (3) 通信の途絶等により府山城広域振興局長を通じて府知事への派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を、町域に係る災害派遣担当部隊長に直接通知することができる。

この場合、町長等は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

3 災害派遣部隊の受け入れ態勢

自衛隊の派遣が決定された場合、次の受け入れ態勢を図る。

- (1) 自衛隊の宿泊施設・野営地、車両・資機材等の保管場所を調整する。
- (2) 災害派遣部隊及び府との連絡要員をおく。
- (3) 災害派遣部隊の活動に当たり、現場責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業を円滑に進める。
- (4) 災害派遣部隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、町においてあらかじめ準備できるように努める。

4 撤収の要請

災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要なくなった場合、町長等は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第 31 章 職員派遣要請及び町職員の派遣受援計画

(危機管理室、企画調整課、健康福祉環境部、消防本部)

大規模な災害が発生した場合、町だけでは対応が困難な場合、災害対策基本法第 29 条第 2 項及び第 30 条第 2 項に基づき、地方行政機関及び指定公共機関（以下「特定公共機関」）に対して特定公共機関の職員の派遣及び派遣のあっせんを要請する。また、同様に、災害対策基本法第 67 条に基づき、近隣市町村から応援要求があった場合、特別な理由がない限り、協力しなければならない。このため、町はいずれの場合も対応しうよう準備に万全を期す。

第 1 節 府等への職員派遣応援要請

1 派遣要請の基準

- (1) 災害対策本部事務局において、その時点又は以降に応急対策の実施が困難と判断される場合
- (2) 各部において、その時点又は以降に当該所管の業務実施が困難又は派遣を受けることにより災害対応がより有効に機能すると判断される場合
- (3) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
- (4) その他本部長が派遣要請が必要と判断した場合

2 特定公共機関職員の派遣又はあっせん要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 29 条第 2 項に基づき、特定公共機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第 30 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣又は京都府知事に対して当該地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣及び派遣のあっせんを求める。

内閣総理大臣、京都府知事または特定公共機関の長に対して、職員の派遣又はあっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書を持って行う。

- (1) 派遣を要請（あっせん）する理由
- (2) 派遣を要請（あっせん）する職員の職種別人因数
- (3) 派遣を必要とする機関
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

3 府職員の派遣応援要請

町長は、京都府地域防災計画第 3 編第 39 章の規定に基づき、府知事に対し所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める府職員の派遣について、町は要請することができる。

派遣された府職員は、概ね 1 週間以内の期間で、町の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を支援する。

4 他市町村職員の派遣要請

関西広域連合もしくは府のあっせんに基づき、カウンターパートの市町村が示された場合、直ちに災害時相互援助協定を締結し、これに基づき職員派遣要請を行う。

第 2 節 町職員の応援・派遣

大規模災害時、町は府、市町村の要求に基づきもしくは独自に他市町村へ町職員を応援・派遣する。

1 京都府の要求

京都府知事は、災害対策基本法第 72 条第 2 項の規定に基づき、京都府内の市町村が実施する災害応急対策が的確に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村に応援を求めることができる。

2 市町村の要求

市町村長等は、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、他の市町村に応援を求めることができる。

- 3 災害時相互援助協定に基づく職員の応援・派遣
協定に基づき派遣した職員を、派遣先市町村長の指揮に入れる。

第 32 章 義援金品受付配分計画

(危機管理室、財政課、健康福祉環境部、住民部)

災害発生時において、府民及び被災者に寄贈される義援金品について、受け付けの便宜を図り、配分の円滑化について定める。

1 義援金

(1) 義援金配分委員会

町内に災害が発生し、日本赤十字社等からの義援金の寄贈が予想されるときには、健康福祉環境部長を中心に社会福祉課を事務局として、危機管理監、危機管理室長、財政課長を構成員とする義援金配分委員会を設置する。同委員会は、当該災害に係る義援金の被災者への配分に関する事務を統括する。

(2) 受付機関

義援金配分委員会

(3) 受付・保管要領

義援金配分委員会は、受領した義援金を適正に保管するとともに収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

(4) 配分

ア 義援金配分委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき、配分基準を定める。

イ 義援金配分委員会は、定められた配分基準に基づき自治会等の代表等受入機関あてに送金する。

ウ 配分に当たっては、報道機関等の協力も得て、公平を維持し、迅速にこれを実施する。

2 義援物資

(1) 受付機関

精華町役場住民部

(2) 受付・保管要領

精華町役場住民部は義援物資を適正に保管するとともに、物資の出納を記録する。

(3) 配分

ア 町は、被災地の状況を把握し、義援物資の配分を調整する。

イ 町は、受領した義援物資を防災受援センターに集積する。義援物資総数を確認した後、ボランティアの支援を受けて各避難所への配分・運搬・交付を実施する。この際、迅速公平に留意する。

第 33 章 社会福祉施設応急対策計画

(危機管理室、健康福祉環境部)

社会福祉施設等の被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

1 応急対策の実施

- (1) 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、または被災状況に応じて施設入所の継続に努める。
- (2) 通所施設にあつては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所（福祉避難所）としての活用に努める。
- (3) 管内の社会福祉施設と連携し、被災者の受け入れと、水、食料、保健福祉サービス等が速やかに提供できる体制の確立に努める。

2 施設の復旧

- (1) 町営の施設
被害状況の報告を待って復旧等について準備する。
- (2) 私営の施設
被害状況の報告を待って法人が実施する復旧等について指導助言を行う。
- (3) 応急援護計画
被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をする。この場合、施設長は措置の実施者との緊密な連携を図る。
- (4) 保健管理、安全の指導
入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行う。
- (5) 補助金及び融資
 - ア 補助金
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
公益財団法人 J K A 臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金
 - イ 融資
独立行政法人福祉医療機構が行う融資
社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第 34 章 精華町災害支援対策本部運用計画

(危機管理室、企画調整課)

近隣市町村において、大規模な災害が発生した場合は、被災者の救援等災害支援体制をとり、応援に駆けつける。なお、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

第 1 節 災害支援対策本部体制

近隣市町村において大規模な災害が発生した場合、被災者救済のため、災害支援対策本部を設置する場合がある。

1 災害支援対策本部の設置

町長は、近隣市町村において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたときは、災害活動の推進を図るため、災害支援対策本部を設置する。

2 災害支援対策本部の組織・運用

本編第 2 章の災害対策本部等の運用計画に準ずる。

3 災害支援対策本部の閉鎖

近隣市町村において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、町長が災害支援対策本部を閉鎖する。

第 2 節 情報収集

1 状況把握

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2 緊急派遣チームの派遣

危機管理室を中核として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

第 3 節 応援の実施

1 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

2 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努める。

- (1) 救援物資の供給
- (2) 被災地への人的支援の実施
- (3) 被災者の町内への受入れ
- (4) 府民のボランティア活動の促進

第 35 章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

(危機管理室、健康福祉環境部、企画調整課、消防団、事業所)

災害時の各避難所への避難誘導や避難所での生活に当たって、特に配慮を必要とする人々に対して、特段の支援と配慮が必要である。また、避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。特に、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人や旅行者等の地理に不案内の人なども生活をする事になり、それぞれに十分配慮した応急対策を実施する必要がある。これらに対応するには、地域住民、自治会等、消防団、民生・児童委員、ボランティア等の協力が不可欠である。

第 1 節 避難行動要支援者の避難

要介護高齢者及び介護を要する障害者の避難に対しては、迅速な支援救援が最も有効である。そのため、自治会等、民生・児童委員、地域住民やボランティア団体等との協力体制を平常時において確立しておくことが重要である。

1 高齢者等避難（レベル 3）発令時の行動

- (1) 警戒本部は、注意報（レベル 2）が発令され警報に移行が確実視された場合、当該地域の自治会等及び避難行動要支援者に避難準備の情報提供を行う。
- (2) 警戒本部は、警報（レベル 3）が発せられ、機を失せず避難行動要支援者避難などの情報提供を行う。
- (3) 要介護高齢者及び介護を要する障害者等、自力での避難が困難な避難行動要支援者に対しては、自治会等や民生・児童委員など必要な協力体制を整えておき、避難行動要支援者本人の、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、必要な措置を講じ避難行動要支援者の安否確認及びすみやかな避難支援を実行できるよう努める。
- (4) 個別の避難の要領については、関係者が協議し、それぞれ別に定める。

2 福祉避難所における配慮

福祉避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。また、福祉避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

- (1) プライバシーに対して十分配慮する。
- (2) 情報の伝達にファックス、ラジオ等の活用や手話通訳者の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。
- (3) 慢性疾患をもつ等の医薬品や治療及び補装具を必要とする住民に対して、関係機関と連携して支援できる体制を整備する。
- (4) 介護を要する場合には、施設等への受入れに努めるなど、精神的打撃に配慮する。
- (5) ニーズの違い等による男女双方の視点などに配慮する。

3 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害者に対するきめ細かな援護体制を確立するため、早期に総合的な相談窓口を開設する。

第 2 節 妊産婦・乳幼児家族の避難等

妊産婦及び乳幼児家族は、避難にあたり妊産婦及び乳幼児の健康と安全に、最大限の注意を払わなければならない。したがって、町は施設が充実している保育所を妊産婦乳幼児家族指定避難所として活用する。

1 高齢者等避難（レベル 3）発令時の行動

- (1) 警戒本部は、注意報（レベル 2）が発令され警報に移行が確実視された場合、保育所に対し妊産婦乳幼児家族指定避難所開設準備を行う。
- (2) 警戒本部は、警報（レベル 3）が発せられ、保育所から開設報告を受けたならば妊産婦乳幼児家族に対して避難準備の情報提供を行う。
- (3) 保育中の場合は、保健所で保護し、保護者へ連絡する。
- (4) 避難所の運営に当たっては、職員及び保護者会の代表によりマニュアルを作成し運営する

ものとする。

2 乳幼児等への配慮

避難所では、哺乳びん、粉ミルク、液体ミルク、紙おむつ等の育児用品を確保・備蓄、提供できるよう努め、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。

3 要保護児童への対応

町は、保護者及び自治会等、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見した場合は、児童相談所に連絡するとともに、事態を把握し親族等への情報提供を行い、状況に応じ府に協力を求める。

4 児童福祉施設の早期復旧と平常業務の再開

保育所等の児童福祉施設は、被災後の早期復旧と平常業務の再開に努める。

5 妊産婦に係る対策

- (1) 妊産婦等のための相談コーナーや静養スペースの開設、避難所には着替えや授乳のためのスペースを設ける等の配慮を行う。
- (2) 町は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- (3) 町は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- (4) 妊産婦の健康管理には特に留意し、町は府と連携し、本編第9章第12節「避難者健康対策」により対策を講じる。
- (5) 助産を実施する場合は、本編第15章「医療助産計画」により対策を講じる。

第3節 高齢者・在宅治療者の避難

町内には、高齢者家族や在宅治療者等、避難にあたり直接的な支援は必要ないものの、配慮が必要な住民が数多く存在する。したがって、平常時からお互いが、顔が見える関係つまり地域コミュニティを確立しておき、臨機応変に共助の力を存分に発揮することが重要である。また、町は地区集会所が住民にとって最も身近にある公共施設であることから、地区集会所を高齢者等指定避難所として活用する。

1 高齢者等避難（レベル3）発令時の行動

- (1) 警戒本部は、注意報（レベル2）が発令され警報に移行が確実視された場合、自治会等へ高齢者等指定避難所の開設準備を要請する。自治会等は高齢者等に避難準備を連絡する。状況により住民の求めに応じ、自治会等みずからが、開設を準備することがある。
- (2) 警戒本部は、警報（レベル3）が発せられ、高齢者等指定避難所から開設報告を受ければ、機を失せず高齢者等避難を指示する。

2 高齢者等指定避難所における配慮

高齢者等指定避難所では、生活環境面等に配慮が必要である次のことに留意する。

- (1) プライバシーに対して十分配慮する。
- (2) 情報の伝達にファックス、ラジオ等の活用や手話通訳者の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。
- (3) 慢性疾患をもつ等の医薬品や治療及び補装具を必要とする避難者に対し、関係機関と連携して支援できる体制を整備する。
- (4) ニーズの違い等による男女双方の視点などに配慮する。

3 医療全般の相談窓口の開設

高齢者や在宅治療者に対するきめ細かな援護体制を確立するため、早期に総合的な相談窓口を開設する。

第4節 外国人・観光客等・帰宅困難者等の避難

外国人・観光客等・帰宅困難者等で、町域において災害に遭遇した者について、通訳・翻訳ボランティア、事業所等の協力を得て安全を確保するとともに、外国人に対しては風俗習慣・信仰に配慮することが重要である。町は指定避難所の一部を外国人対応避難所を兼ねた帰宅支援ステー

ション本部に指定し、外国人・観光客等・帰宅困難者等を誘導し安全を確保する。

1 高齢者等避難（レベル3）発令時の行動（共通）

- (1) 警戒本部は、注意報（レベル2）が発令され警報に移行が確実視された場合、指定避難所の一部を帰宅支援ステーション本部として開設準備を命ずる。
- (2) 警戒本部は、警報（レベル3）が発せられ、帰宅支援ステーション本部から開設報告を受ければ、機を失せず外国人等避難を指示する。

2 外国人の避難

集団で就業・研修している場合で日本語の能力が十分でない場合は、可能な限り事業者の責任で避難させる。

- (1) 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、事業所は府が提供している、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス等の媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。
- (2) 町は、府との連携のもとに、外国語（英語以外を含む。）に堪能な職員及び災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、平素から外国人との情報伝達システムの確立を図り、災害時には外国人被災者を対象とした窓口を開設する。
- (3) 町は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- (4) 町及び府は、帰宅支援ステーション及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

3 観光客等の避難

鉄道事業者、バス事業者及び関係機関とも協力し、帰宅支援ステーション本部に誘導し安全を確保する。その後状況の安定化に伴い、被災地外への速やかな退避誘導を行う。

4 帰宅困難者の避難

各事業所で待機することを基本とする。各事業所が危険もしくは不可能な場合、帰宅支援ステーション本部に避難する。その後状況の安定化に伴い、帰宅を促す。なお、コンビニエンスストアや外食事業者とは、関西2府5県を代表して関西広域連携協議会が「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結しており、コンビニエンスストアの店舗などは、「災害時帰宅支援ステーション」として、徒歩帰宅者に水道水、トイレ、道路情報等の帰宅支援サービスを提供することとなっている。

第5節 安否確認

高齢者等避難（レベル3）を発令した場合、町は府との連携のもとに、迅速に、町社会福祉協議会、自治会等やボランティア、消防団等の協力を得て、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、町防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者の各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、要配慮者の所在確認を行い、在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所への誘導、社会福祉施設への緊急入所等の措置を講じる。

第 36 章 環境保全に関する計画

(健康福祉環境部)

災害により、有害物質等に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止を図る。

- 1 災害に伴って有害物質による環境汚染が生じた場合は、直ちに府及び関係機関に通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 府が行う環境汚染の防止対策等の措置について協力する。

第 37 章 災害ボランティア受入計画

(健康福祉環境部、町社会福祉協議会)

災害時において被災住民に対してきめ細かい対応をするためには、ボランティアの活動が重要な役割を担っている。地元住民によるボランティア活動、地域外からのボランティア活動等が、効率よく行なわれるよう体制の整備をすすめていく必要がある。このため、町災害ボランティアセンター（以下、「町センター」という。）を設置する。

第 1 節 町センターの災害発生時体制への移行

1 災害発生時体制への移行

おおむね災害発生から 24 時間以内に災害発生時体制への移行の判断を行い、72 時間以内に災害発生時体制で運営できるように協議・準備を行う。

2 移行期間

移行期間は、災害ボランティア活動要請状況に応じて対応し、その後災害発生時体制の閉所を検討し、平常時体制に戻る。

第 2 節 町センターの運営

府災害ボランティアセンター（以下、「府センター」という。）と連携して、以下の対策を行う。

1 ボランティアの受入れ

日本赤十字奉仕団をはじめ、ボランティア団体等からボランティア活動の申し入れがあった場合は、その活動内容、人員等を把握し、被災住民の要請に応じて必要人員を受け入れ、活動内容、活動場所、活動期間、必要人数、活動場所への移手段の提供をする。

2 ボランティアの保険加入のあっ旋

ボランティアに対して、保険のあっ旋を行う。

3 ボランティアの派遣

町センターに登録しているボランティア、ボランティアコーディネーターを被災状況、要請内容にあわせ派遣する。

4 ボランティアの活動内容

- (1) 炊き出し及び救護
- (2) 救援物資の整理、運搬
- (3) 飲料水の供給
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 被災調査等
- (6) 災害応急措置のうち危険を伴わない作業
- (7) その他

5 専門ボランティア

医師、保健師、管理栄養士、調理師、建築士等専門技術を有するボランティアの派遣については、窓口となる団体と協議の上行う。

6 活動資材等の調整・提供

ボランティアの被災地での活動状況を把握し、必要な活動資材等の提供を行う。

7 ネットワーク化

災害対策本部、ボランティア団体と地域活動拠点との間のネットワーク化を図り、迅速な活動体制を図る。また、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図る。ネットワーク化を図るための通信手段として、電話、インターネットなど災害時に使用可能なものを用いて行う。

8 ボランティアの滞在場所

災害対策本部は、ボランティアが支援活動に参加する際の滞在場所について配慮するなど、活動を支援する。

ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣するところは、できる限り各団体において、滞在場所を確保してもらうよう要請する。

9 ボランティアの撤退時期

被災住民の自主的な再建を念頭におき、ある時点で、協議を行い、ボランティアの方向性の検討を行う。

10 府センターとの連携

町センターの運営及び上記1～9の活動に際して、府センターと連携し、円滑かつ効率的なボランティア活動の推進を図る。

府センターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう以下の支援を実施する。

(1) 現地対策本部の設置

災害が広域にわたる場合、甚大な場合など、町センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、府センターは現地対策本部を設置し、町センターの活動を支援する。

(2) ボランティアコーディネーター等の派遣

府センターは、初動支援チーム（先遣隊）を派遣するとともに、町センター、府現地対策本部（以下「町センター等」という。）及び指定避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、ボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。ボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握し、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。

(3) 情報収集・情報提供

ア 町センター等は、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、府センター等に情報提供を行う。情報提供を受けた府センターは、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。

イ 町は、安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を現地対策本部等に提供する。

(4) 活動資材等の調整・提供

府センターは、町センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

第 38 章 文化財等の応急対策

(教育部)

文化財は、人類共通の貴重な財産であり、後世に伝えていくためにも災害から守り、被害を最小限に食い止める必要がある。

町、文化財の所有者及び管理者は、平常時から防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

1 防火・消火活動

災害による火災を防止するとともに、火災が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため所有者、消防本部・消防団、自治会等、地域住民が連携して活動する。

- (1) 近隣で火災が発生している場合、延焼の危険性、飛び火の監視等を行うと同時に、既存の防災設備の損壊状況を調査し、損壊している場合は、代替りの消火方法を用意する。
- (2) 延焼、飛び火の危険性が高い場合は、持ち出し可能なものについて、搬出等の措置を講ずる。
- (3) 文化財そのものに火災が発生している場合は、消防本部・消防団と自治会等が連携をして初期消火にあたる。

2 被害の把握

文化財所有者は、被災後速やかに現地を巡回し、所有している文化財について被害状況を把握するとともに、被害状況を行政機関等に連絡する。

教育委員会は、所有者からの報告等により、被害状況を把握するとともに、現地調査を行い、被害状況を調査する。調査結果に基づいて、関係機関や専門家と十分に協議した上で、必要な措置を講じる。

資料 5-23 文化財一覧

第 39 章 応援受援計画

(危機管理室、総務課、企画調整課)

災害が一旦発生すると、その規模に係らず、行政業務所要量が飛躍的に増大する。限られた業務処理力を有効に活用するためには、災害対策基本第 42 条第 4 項に基づく応援受援の実効性を確保することが重要となる。したがって、「業務継続計画」に基づき応援受援計画を策定する。また、応援受援計画に基づき、実施すべき業務及び必要な資源の過不足を明らかにして「災害時受援計画」を策定する。他方、迅速な応援受援体制の確立のためには、相互応援協定に基づくカウンターパート方式が有効であり、早期の体制整備が望まれる。

第 1 節 応援

1 発災時の情報収集と応援要請の受入

京都府内に災害が発生した場合、迅速に災害情報を収集するとともに、危機管理室から連絡調整に必要な要員を選定する。状況により京都府庁（京都府広域振興局）に要員を派遣し、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報を把握する。

2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

必要に応じ、危機管理室を中核として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

3 応援の実施

緊急派遣チームの調整に基づき、人員及び物資を応援する。応援内容が関係部単独で行えるものは応援部隊長を当該部長が指名する。応援内容が各部にまたがる時は危機管理監を応援部隊長とする。

4 相互応援協定による場合

相互応援協定が締結されている場合は、協定内容を遵守する。

第 2 節 受援

1 受入れに向け必要な業務や体制の確立

応援を効率的かつ効果的に受けるため、次の業務や体制づくりに取り組むとともに「災害時受援計画」により、下記行動を行う。相互応援協定締結までは、「被災市町村応援職員確保システム」及び「災害マネジメント支援」を有効に活用する。

- (1) 救命救助・消火部隊の受入れ
- (2) DMA T等の受入れ
- (3) 支援物資の受入れ
- (4) 国、府、他市町村応援職員の受入れ
- (5) 広域避難

2 府への職員派遣及びあつ旋要請

町のみでは災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に職員の派遣又はあつ旋を求める。ただし、緊急を要する、または、やむを得ない事情のあるときは、各部等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。その場合においては、速やかに本部長にその旨を報告する。

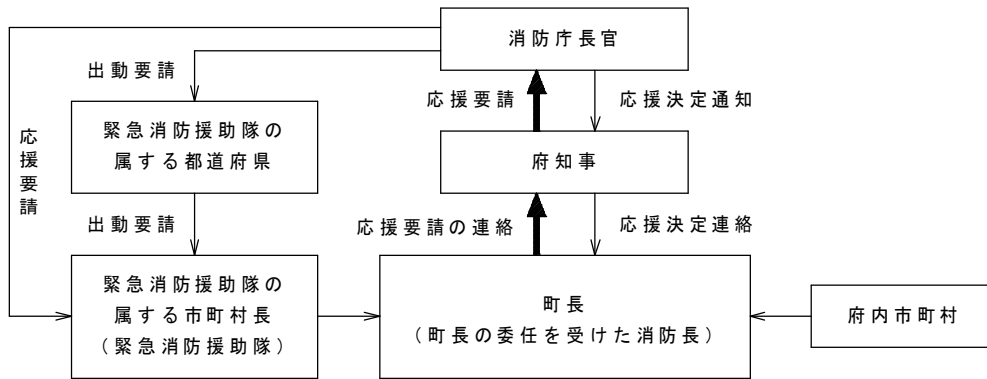
応援要請に当たっては、原則として、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 適用する法令、協定等
- (3) 応援を希望する機関名
- (4) 応援を希望する人員、物資等
- (5) 応援を必要とする場所、期間
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3 緊急消防援助隊の応援要請

町域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする。

図 緊急消防援助隊出動体制



資料 4-36 応援要請書

4 関係協力機関への連絡及び要請

消防を除く関係協力機関及び連絡や要請する事項は、表のとおりである。

表 関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

関係協力機関		連絡及び要請する事項
京都地方気象台		地震情報、気象予報及び警報等
近畿地方整備局淀川河川事務所		木津川の河川に関する情報等
府山城 災害対 策支部	山城広域振興局	災害救助法の発動要請、自衛隊の派遣要請、避難指示の報告、被害状況等の報告、応急救助等
	木津警察署	災害救助、犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持、設備又は物件の除去等
	山城南土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検等
	山城南保健所	医療救護、防疫、飲用水及び汚物対策等
木津川市・精華町環境施設組合		廃棄物の適正処理等
相楽郡広域事務組合		し尿処理等での応急対策等
相楽郡川西土地改良区		灌漑、ため池等の復旧及び点検等
日本赤十字社京都府支部		日赤救護班の派遣、義援金品の募集、配分及び奉仕活動等
日本放送協会京都放送局 株式会社京都放送 株式会社KCN京都		災害情報、職員動員、救助状況等の一般住民に対する周知等
関西電力送配電株式会社		電気設備の復旧
大阪ガス株式会社北東部導管部		ガス設備の復旧
一般社団法人京都府 エルピーガス協会		ガス設備での応急対策等
建設業協会		土砂、障害物除去等についての協力等
西日本電信電話株式会社京都支店		電信電話設備の復旧
西日本旅客鉄道株式会社祝園駅 近畿日本鉄道株式会社新田辺駅 奈良交通株式会社		災害救助物資及び避難者の輸送及び通信施設の確保と通信連絡の協力 災害救助物資及び避難者の輸送協力等
その他の機関		そのつど必要な事項

第40章 社会秩序の維持に関する計画

(危機管理室、木津警察署、自治会等)

災害時における警戒警備は、木津警察署、府及び民間警備会社等と協力連携を図り、かつ防犯推進委員等の自治会等の協力を得て住民の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、取締り等の総合的活動により社会秩序の維持にあたる。

1 警備会社との協力

応援要請により派遣された一般社団法人京都府警備業協会の警備会社と連携、協力して、被災地や避難所の警戒警備にあたる。

2 自治会等との協力

防犯推進委員等、自治会等によるパトロールの協力を要請するとともに支援する。

また、自然発生的に地域住民による自警団が組織されることも予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する指導、支援等も行う。

3 広報活動

町は、木津警察署等と連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、被災者の適切な判断、行動及び安全を確保するため、防犯についての注意を促すとともに、犯罪が多発する場所及び犯罪による被害状況等の情報に関して、報道機関等を通して又は現場において、正確かつわかりやすい公表、伝達及び広報活動を速やかに行う。

(1) 報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、防犯に関する情報の広報の要請をする。

(2) 被災地における広報

避難所、仮設住宅等の被災者に対して、防犯に関する情報を提供し、防犯を呼びかける。また、防災行政無線を活用する。

復 旧 計 画

目 次

第1章	計画の方針	1
第2章	生活確保計画	2
第1節	生活相談	2
第2節	り災証明書発行計画	2
第3節	被災者台帳の作成	3
第4節	災害弔慰金等の支給	3
第5節	被災者生活再建支援金の支給	4
第6節	大規模自然災害に係る精華町地域再建被災者住宅等支援補助金	5
第7節	租税徴収猶予及び減免等	6
第8節	国民健康保険税の減免	7
第9節	介護保険料及び利用者負担額の減免等	7
第10節	障害福祉サービス費用の減免	7
第11節	融資対策	7
第12節	郵便事業	9
第13節	生活の再建	9
第3章	公共土木施設復旧計画	11
第4章	農林業施設復旧計画	12
第5章	災害復旧上必要な金融その他資金計画	13
第6章	住宅復興計画	14
第7章	中小企業復興計画	17
第1節	中小企業への支援	17
第2節	農林産業への支援	18
第8章	風評被害対策	20
第9章	文教復旧計画	21
第10章	文化財等の復旧計画	22
第11章	激甚災害の指定に関する計画	23
第12章	水道復旧計画	25
第13章	災害復興対策計画	26
第1節	復興対策本部の設置	26
第2節	基本方向の決定	26
第3節	復興方針の策定	26
第4節	復興計画の作成	26
第5節	復興に向けた体制整備	26

第1章 計画の方針

災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。

これらに対し、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係機関が協力し、災害で破壊、焼失した道路・鉄道・公園・ライフラインや住宅・建築物を従前の状態に回復する等、民生安定の緊急措置を講じる。(復旧)

さらに、被災した各施設の原形復旧と同時に、再度災害の発生を防止するため、市街地などの形態を新たにし、建築物や道路・公園・ライフラインなどの充実及び改善を図り都市改造を行うなど、将来の災害に備える事業について実施を図り、コミュニティーの復活及び雇用の創出等により、住民全体の社会的経済的もしくは文化的立直りを継続的に実現する。(復興)

これら短期・長期にわたる復旧・復興計画は、次のような観点に立ち策定する。

- 1 「安全」「快適な住まい」「産業」「住民の誇り」をキーワードとして内容の構成を考える。
- 2 住民の生活を確保するとともに、住民の自立的行動をうながし、安全で、災害に強い地区への変換を図る。
- 3 新たな住民の住まいがゆとりと豊かさを感じられるような環境づくりをめざす。
- 4 再び活力と魅力を持った精華町にするために、住民参加の街づくりを図り、住民が誇りを持てる計画をめざす。
- 5 地域の活力を高め、雇用の確保が図れるよう、正しい情報を迅速・的確に提供することにより、災害発生後の風評被害の発生を防ぎ、中小企業、地場産業等の再建を図る。

第2章 生活確保計画

(住民部、企画調整課、健康福祉環境部、教育部)

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生できるよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、租税の徴収猶予及び減免、賃金の融資等を行い被災者の生活を確保する。

第1節 生活相談

災害により住居や財産を失ったり、勤務先の被災により失業に追い込まれたりして生活基盤を失った被災者は、災害で受けた衝撃や生活再建への不安等、精神的苦難も負っている。

その痛手から速やかに再起できるよう、生活の状況把握、相談、要望、苦情等を聞き取るため、被災地、指定避難所等に相談所を設け、その解決に努めるほか、内容を関係機関に連絡して対応を要請するなど、速やかに生活再建へ向けての支援を行う。

1 相談窓口の設置及び実施体制

被災住民の相談、要望、苦情等を広く聞き取るために、被災地、指定避難所等に相談所を設ける。

2 専門家の協力

以下のような専門的事項の相談に対しては、弁護士会、建築関係機関などの協力を得て対応する。

- (1) 借地・借家関係などの法律相談
- (2) 登記手続きなどの土地・建物の登記相談
- (3) 減免などの税務相談
- (4) 雇用保険などの社会保険に関する相談
- (5) 住宅の応急修繕相談

3 総合的情報提供

発災後、時間経過とともに、被災者の関心事も多様になることが予想されるため、義援金の給付など各種の支援施策等の総合的情報を提供する。

また、問い合わせに対しても、必要に応じて適切な窓口を紹介するなど対応する。

第2節 り災証明書発行計画

り災証明書は、災害救助法による各種の施策や住民税等の減免を実施するに当たって必要とされ、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的な救済を目的に町長及び消防署長が確認できる家屋の被害について証明するものである。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

1 被害調査の実施

町は、関係機関及びボランティア等の協力を得て、り災証明書の発行に先立ち必要な被害情報の調査を行い、1次調査は固定資産台帳、外観目視等により行い、必要に応じて行う2次調査は内部立入等により行う。

また、災害救助法に基づき被災者の救助が行われたときは、府に要請し、被災者に関する情報の提供を受けることができる。

なお、被災者台帳で確認できない場合、又は被災者台帳を作成するいとまが無い場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査を行った上、証明書を発行する。

2 り災証明の証明項目

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

住家	○全壊、全焼、流失、○半壊、半焼、○一部破損、○床上浸水、床下浸水
人身	○死亡、○行方不明、○負傷

- 3 手数料
災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、り災証明書の発行手数料を徴収しない。
- 4 証明書の様式
り災証明書及びり災証明申請書の様式は、別途示す。
- 5 再調査申請の受付
町は、被災者がり災証明の判定に不服がある場合、これを受理し速やかに再調査を実施し、再調査結果を申請者に連絡する。再調査申請のあった家屋の調査は、2人1組で内部立入り調査により実施する。
- 6 実施体制の整備
平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ態勢の構築等を計画的に進め、被害認定に関する国・府等が開催する研究会に参加する等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備・拡充に努める。

第3節 被災者台帳の作成

町は、個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

- 1 被災者台帳作成の効果
 - (1) 適格な援護実施（援護もれ、二重支給等の防止）
 - (2) 迅速な援護実施
 - (3) 被災者の負担軽減
 - (4) 関係部署の負担軽減（関係情報共有による重複の排除）
- 2 台帳情報の提供
外部が行う被災者援護を効果的に行うため、必要に応じて申請に基づき台帳情報の外部提供も可能
 - 他の地方公共団体：本人同意不要
 - 地方公共団体以外の者：本人同意必要
- 3 被災者台帳に記載又は記録する事項
 - (1) 災害対策基本法第90条の3による事項
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - ⑥ 援護の実施の状況
 - ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
 - (2) 災害対策基本法施行規則第8条の5による事項
 - ① 電話番号その他の連絡先
 - ② 世帯の構成
 - ③ り災証明書の交付状況
 - ④ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ⑤ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

第4節 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）、精華町災害弔慰金の支給及び災害

援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年条例第 28 号。以下「条例等」という）及び精華町災害見舞金給付規則による災害弔慰金等の支給を行う。

1 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族

- ア 町内において全壊 5 戸（半壊 1/2 戸、床上浸水 1/3 戸に換算）以上の被害が生じた災害
- イ 府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害
- ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合

(2) 支給額

- ア 主たる生計維持者の死亡：1 人当たり 500 万円
- イ その他の者の死亡：1 人当たり 250 万円

(3) 実施主体

町

(4) 費用の負担区分

国 2/4 府 1/4 町 1/4

2 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により重い障害を受けた人

- ア 両眼が失明した人
- イ 咀嚼及び言語の機能を失った人
- ウ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- オ 両上肢をひじ関節以上で失った人
- カ 両上肢の用を失った人
- キ 両下肢をひざ関節以上で失った人
- ク 両下肢の用を失った人
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

(2) 支給額

- ア 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250 万円
- イ その他の者が重度の障害を受けた場合：125 万円

(3) 実施主体

町

(4) 費用の負担区分

国 2/4 府 1/4 町 1/4

3 災害見舞金

町内において火災、風水害等により住家に被害を被った住民に対し、精華町災害見舞金給付規則に基づき交付する。対象及び見舞金額は、表のとおりである。

表 対象及び見舞金額一覧

災害の程度	見舞金額	給付単位
家屋が全焼、全壊、流出した場合	3万円以内	1世帯当たり
家屋が半焼、半壊、土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない等の場合	2万円以内	
家屋が床上浸水等の場合	1万円以内	
上記の災害の程度にいたらない場合で町長が特別の事由があると認めた場合	1万円以内	

第 5 節 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対

して都道府県が拠出した基金を活用して、自立した生活の開始ができるよう支援する。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、次のいずれかに該当する場合である。

なお、この制度が適用になる自然災害が発生した場合には、府からその旨の公示がある。

- (1) 災害救助法が適用される程度の災害（災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害）
- (2) 町内における住家全壊の世帯数が10以上である災害
- (3) 府内における住家全壊の世帯数が100以上である災害
- (4) 府内でア又はイに規定する被害が発生し、町内で全壊世帯数が5以上である災害
- (5) 隣接する市町でア又はイに規定する被害が発生するか隣接する府県でウに規定する被害が発生し、町内で全壊世帯数が5以上である災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合で、町内で全壊世帯数が2以上である災害

2 支給対象世帯

被災者生活再建支援金は、1の対象となる災害により、次のいずれかに該当する被災を受けた世帯に支給される。

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

被災者生活再建支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. アに該当)	解体 (2. イに該当)	長期避難 (2. ウに該当)	大規模半壊 (2. エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の申請手続

基礎支援金については、被災世帯の世帯主は、当該自然災害発生日から13月以内に、り災証明書、住民票等を添付し、町に申請する。

加算支援金については、被災世帯の世帯主は、当該自然災害発生日から37月以内に、住宅購入・賃貸契約書等を添付し、町に申請する。

5 実施主体

府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援基金に指定された公益財団法人都道府県会館に委託）

6 支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人 1/2・国 1/2

第6節 大規模自然災害に係る精華町地域再建被災者住宅等支援補助金

大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた住民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティーの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、町は、被災住宅の再建等を行う者に対し、その費用の一部について「大規模自然災害に係る精華町地域再建被災者住宅等支援補助金交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で大規模自然災害に係る精華町地域再建被災者住宅等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

1 対象者

- (1) 町内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者
- (2) 町内で住宅を新築、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする者

2 対象経費

住宅再建経費（新築、購入、補修、賃借、解体費等）、住宅再建関連経費

3 補助限度額

補助対象事業		支援対象者※	被害の程度	基準限度額 (万円)
1	被災住宅に代わる住宅の新築又は購入	被災者生活再建支援金を受けることができる支援対象者	全壊	150
			大規模半壊	100
		その他の支援対象者	全壊	300
			大規模半壊	250
			半壊	150
一部破損又は床上浸水	50			
2	被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修	被災者生活再建支援金を受けることができる支援対象者	全壊	100
			大規模半壊	60
		その他の支援対象者	全壊	200
			大規模半壊	150
			半壊	150
一部破損又は床上浸水	50			
3	被災住宅に代わる住宅の賃借	被災者生活再建支援金を受けることができる支援対象者	全壊	75
			大規模半壊	40
		その他の支援対象者	全壊	150
			大規模半壊	100

※ 支援対象者：被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主

補助対象経費	内容	基準限度額(万円)
住宅再建関連経費	被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等	5

第7節 租税徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という）に対し、地方税法又は町条例により、納税の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等を事態に応じて、適時適切な措置を講ずる。

1 期間の延長

納税義務者等が災害により、期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付もしくは納入できないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長することができる。

- (1) 災害が広い範囲にわたる場合、町長が職権により適用の地域及び期日を指定する。
- (2) その他の場合、納税者又は特別徴収義務者の申請により、災害が収まった日から納税者については2カ月以内、特別徴収義務者については30日以内の期日を町長が指定する。

2 徴収猶予

納税義務者等が財産に被害を受け、町税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

3 滞納処分等の執行の停止等

滞納者が災害により、無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分等の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じる。

4 減免

被災した納税義務者等に対して、該当する各税目について減免を行う。

(1) 個人住民税

災害により、納税義務者の被害状況の程度に応じて、納期未到来分にかかる税額に対し減免を行う。

(2) 固定資産税・都市計画税

災害により、滅失又は甚大な損害を受けた土地・家屋及び償却資産について、納期未到来分にかかる税額に対し減免を行う。

5 児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児童福祉手当について、所得制限の特別措置を講ずる。

第 8 節 国民健康保険税の減免

精華町国民健康保険条例第 24 条の 3 の規定に基づき、町長は災害の場合その被害の実情に応じて保険税の減免措置を行うことができる。

第 9 節 介護保険料及び利用者負担額の減免等

1 保険料の徴収猶予及び減免

介護保険法第 142 条、精華町介護保険条例第 12 条及び第 13 条により、第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等によって納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、申請によって、町長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

2 利用者負担額の減免・免除

介護保険法第 50 条、介護保険法施行規則第 83 条第 1 号により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等によって資産などに著しい損害を受けた場合は、申請によって、介護保険利用者負担額の減免・免除を行うことができる。

第 10 節 障害福祉サービス費用の減免

町長は、災害より、障害福祉サービス費用に係る被措置者の負担能力に変動が生じたときは、徴収する費用の額を変更することができる。

第 11 節 融資対策

町長は災害により被害を受けた生活困窮者等に対し生活資金等を貸し付けるため次の資金等の導入に努める。

1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与

(1) 貸与対象者

町のいずれかの区域に災害救助法が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主

ア 世帯主が 1 か月以上の負傷を負った世帯

イ 住居又は家財の価額の 1/3 以上の損害をうけた世帯

(2) 貸付限度額

世帯主の負傷 1,500,000 円

世帯主の負傷と家財の損害 2,500,000 円

世帯主の負傷と住居の半壊 2,700,000 円

世帯主の負傷と家財の全壊 3,500,000 円

家財の損害 1,500,000 円

住居の半壊 1,700,000 円

住居の全壊 2,500,000 円

住居の全体の滅失 3,500,000 円

(3) 貸付条件

償還期間 10 年（うち据置 3 年）

償還方法	年賦又は半年賦
利息	年3%（据置期間中は無利子）
連帯保証人	1名以上
所得制限	世帯の前年の住民税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯

1人世帯 220万円	2人世帯 430万円
3人世帯 620万円	4人世帯 730万円
5人以上の世帯 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額	
ただし、住居が滅失した場合には1,270万円	

- (4) 費用の負担区域
府は、町が被災者に貸与した額の10/10の額を町に無利子で貸与し、国はその2/3の額を府に無利子で貸与
- 2 「生活福祉資金」及び「緊急小口資金」の貸与
生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省第398号）に基づき府社会福祉協議会が実施しているが、町社会福祉協議会と緊密な連携のもとにこの貸与事業の推進を図る。
- (1) 対象
災害により被害を受け生活困窮等により自立更生のために資金を必要とする低所得世帯
- (2) 貸付金額
- ア 生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護）
150万円以内
400万円以内（住宅改修のとき）：（被害の程度により両資金を重複して利用できる）
町が被災者に貸与した額の10/10の額を町に無利子で貸与し、国はその2/3の額を府に無利子で貸与
- イ 緊急小口資金
10万円以内
- (3) 生活福祉資金の貸付条件
- ア 償還期間 7年以内（住宅改修のときは14年以内）
- イ 利子
(ア) 連帯保証人を立てた場合無利子
(イ) 連帯保証人を立てない場合 年1.53%
- (4) 緊急小口資金の貸付条件
- ア 償還期間 12月以内
- イ 利子 無利子
- 3 母子父子寡婦福祉資金貸付金
災害に当たっては償還金の支払猶予等の特別措置
- 4 年金担保貸付、労災年金担保貸付
国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資する。
- (1) 対象
年金受給者
- (2) 貸付限度額
次のうち最も低い額
- ア 年金額の0.8倍以内
- イ 各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額）
- ウ 200万円以内（一部の用途は80万円以内）
- (3) 対象経費
保健・医療や住宅改修資金など
- (4) 保証人等
年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入又は1名以上の連帯保証人が必要
- 5 恩給担保貸付
恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金などを融資する。

- (1) 対象
恩給等受給者
- (2) 貸付限度額
ア 恩給 250 万円以内、ただし恩給の年額の 3 年分以内
イ 共済年金 250 万円以内、ただし共済年金の年額の 1.8 年分以内（生活費は 100 万円以内）
- (3) 対象経費
教育費や居住関係費、事業資金等
- (4) 保証人等
恩給等の証書を預けることが必要

第 12 節 郵便事業

災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- 1 災害時における郵便物の送達の確保
災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。
- 2 被災地あて救助用郵便物の料金免除
災害時において、郵便法第 19 条及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 4 条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
災害時において、郵便法第 18 条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 4 被災者が差し出す郵便物の料金免除
災害時において、郵便法施行規則第 4 条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第 13 節 生活の再建

- 1 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
 - (1) 対象者
自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業ローン等の借入を弁済することができない場合、または近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人・個人事業主の債務者
 - (2) 内容
「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続き等法的な手続きによらず、債務の免除等が受けられる。
 - (3) 効果
ア 財産の一部をローン返済に充てずに手元に残せる。
イ 債務整理が個人信用情報として登録されず、その後の借入に影響しない。
ウ 「登録支援専門家」による手続き支援を無料で受けられる。
- 2 生活保護
 - (1) 対象者
資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する者
 - (2) 目的
生活に困窮する者に対する、生活の保障と自立の助長
 - (3) 内容
生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び總裁扶助から構成
- 3 生活困窮者自立支援制度

- (1) 対象者
生活に困窮する者
 - (2) 目的
様々な課題を抱える生活に困窮する者に対し、専門機関と連携し状況に合わせた包括的支援を実施
 - (3) 内容
 - ア 自立相談支援事業
 - イ 住居確保給付金の支給
 - ウ 就労準備支援事業
 - エ 家計改善支援事業
 - オ 一時生活支援事業
 - カ 子どもの学習・生活支援事業
 - キ 認定就労訓練事業
- 4 未払賃金立替払制度
- (1) 対象者
使用者が
 - ア 労災保険の適用事業に該当する事業を実施
 - イ 1年以上事業活動を実施
 - ウ 倒産
労働者が倒産について裁判所もしくは労働基準監督署へ申し立てを行った日の6ヶ月前の災害から2年の間に退職
 - (2) 内容
企業倒産により発生した未払い賃金の一部を事業主に代わり支払う。
- 5 雇用保険の失業給付
- (1) 対象者
 - ア 災害救助法が適用された場合、事業所が災害により休業したたことで、一時的に離職した者で、再雇用が予定されている者
 - イ 激甚災害法が適用された場合、事業者が災害のため、休業を余儀なくされた者
 - (2) 目的
生活及び雇用の安定並びに就職の促進
 - (3) 内容
休職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付
- 6 ハロートレーニング
- (1) 対象者
災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつ、その訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講斡旋を受けた者。
 - (2) 目的
再就職のための技能や知識の付与
 - (3) 内容
職業訓練
- 7 職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給
- (1) 対象者
激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた者
 - (2) 目的
再就職の促進
 - (3) 内容
求職活動支援費、移転費、訓練手当の支給

第3章 公共土木施設復旧計画

(企画調整課、事業部)

被災した公共土木施設の原形復旧に速やかに実施し、施設機能の回復を図るとともに、再度災害の発生を防止するため、被災原因の究明と必要な改良等を行う。国土交通省に対しては、国管理の国道及び一級河川の災害復旧及び「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)」第10条に基づく町の「復興計画」策定に当たっての指導・助言を求める。府に対しては、京都府管理河川、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、府道、下水道施設、公園の復旧・復興及び更なる強化を求める。

1 災害復旧工事の早期着手

被害状況について、町管理施設のみならず町域に所在する国・府管理施設についても、被害の拡大防止、二次被害の防止を図る。また、町自ら迅速に応急工事を実施するとともに、国及び府にも要請する。

2 災害復旧の推進

町の復旧工事を行う。

3 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては、河床の変動といった被害箇所の状況及び被災原因を考慮し、再度災害の防止を図る。

4 国等の公共土木施設復旧事業助成

- (1) 市街地再開発事業
- (2) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

第4章 農林業施設復旧計画

(事業部)

被災した農林業施設の復旧を速やかに実施し、農林業者の経営の回復、安定を図るとともに、被害の状況を十分検討して今後の防災に必要な施設の整備等を行う。この際、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、災害復旧事業に関し、府に補助を要請する。

1 農業施設の復旧

ため池、頭首工、用排水路、ポンプ、農道などについて、府と連携の上、速やかな復旧を図る。

2 林地の復旧

人家の裏山、道路や耕地に被害をおよぼす山林の小規模な災害復旧事業について施行し、生活環境の保全がなされるよう、速やかな実施を府に要請する。

第5章 災害復旧上必要な金融その他資金計画

(財政課)

災害復旧事業費の決定は、町長の報告、申請、資料の提出及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業は、次に掲げるとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）による事業
- (2) 水道法による事業
- (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
- (4) 公営住宅法による事業
- (5) 土地区画整理法による事業
- (6) 感染症予防法による事業
- (7) 清掃法による事業
- (8) 予防接種法による事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- (10) 都市災害復旧事業は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で国庫補助される。（ただし、下水道、公園など一部の都市施設は負担法に基づく）

第6章 住宅復興計画

(住宅金融支援機構、健康福祉環境部、事業部)

町は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、建設資金または補修資金融資の相談又はあっ旋等を行う。

1 一般民間住宅

災害時において一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構法に基づいて次のとおり融資制度があり、町は府と協力して、これによる認定または算定を行う。

この際、災害救助法にも基づく住宅応急修理を実施するほかまた、状況に応じて、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債権者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

(1) 災害復興住宅資金融資

「災害救助法による救助の対象となる災害」等の場合、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金（町が発行するり災証明が必要）に関する融資がある。

町は、借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。このため町は、被災者が機構公庫に対して負うべき債務を保証するように努める。

ア 災害復興住宅資金融資（建設）

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者が、「り災証明」を交付された場合、住宅を建設する際の融資

(ア) 対象者

自分もしくは親等が住む住宅を建設する者。「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明」が必要

(イ) 融資限度額

建設資金	1680万円
土地取得資金	970万円
整地資金	450万円
特例加算額	520万円

イ 災害復興住宅資金融資（新築住宅購入、中古住宅購入）

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者が「り災証明」を交付された場合、新築・中古住宅を購入する際の融資

(ア) 対象者

自分もしくは親等が住む住宅を購入する者。「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明」が必要

(イ) 融資限度額

基本融資額	2650万円
特例加算額	520万円

ウ 災害復興住宅資金融資（補修）

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、「り災証明」を交付された場合、住宅を補修する際の融資

(ア) 対象者

自分もしくは親等が住む住宅を補修する者。「り災証明」が必要

(イ) 融資限度額

基本融資額	740万円
整地資金	450万円
引方移転資金	450万円

エ 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

自然災害により被害が生じた返済中の被災者に対して、返済方法変更により支援する。

(ア) 対象者

- a 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者
- b 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者
- c 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者

(イ) 概要

返済金の払込み猶予：被災の程度に応じて、1～3年間

払込猶予期間中の金利引き下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ

返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年

(2) 生活福祉資金制度による貸付

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付

ア 対象者

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外）

イ 概要

貸付限度額 200万円（目安）

貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 立てない場合：年1.5%

据置期間 貸付の日から6月以内

償還期間 据置期間経過後7年以内（目安）

(3) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付

ア 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子父子寡婦世帯

イ 概要

貸付限度額 200万円（目安）

貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 立てない場合：年1.0%

据置期間 貸付の日から6月

償還期間 据置期間経過後7年

(4) 「災害救助法」に基づく住宅の応急修理

住宅が半壊（半焼）若しくは、これらに準ずる程度の損傷として一部損壊のうち損害割合が10%以上20%未満の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理

ア 対象者

「災害救助法」適用市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊（準半壊）」と記載され、応急仮設住宅に入居していない者

イ 概要

応急修理は町が業者に委託

修理限度額大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯 59万5千円以内

一部損壊のうち損害割合が10%以上20%未満の世帯 30万円以内

2 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害の状況により必要と認められる場合は、災害公営住宅の整備を行う。その際、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

(1) 対象

公営住宅法第8条の規定により

- ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数500戸以上又は一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。

- イ 火災により住宅が滅失した場合、被災全地域で 200 戸以上又は 1 市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上であるときの災害の場合に対象となる。
 - (2) 整備戸数の限度
滅失住宅戸数の 3 割以内
 - (3) 補助率
建設・買取費の 2/3 (建設又は買取りの場合)
住宅共用部分工事費及び施設工事費の 2/5 (借上げの場合)
 - (4) 整備の手順
 - ア 住宅災害速報の提出 (災害発生後 10 日以内)
 - イ 住宅災害現況の現地調査
 - ウ 災害公営住宅整備計画書の提出
 - エ 住宅滅失戸数の査定
 - (5) 災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律適用の場合
 - ア 対象
激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。
 - イ 整備戸数の限度
滅失住宅戸数の 5 割以内
 - ウ 補助率
建設・買取費の 3/4 (建設又は買取りの場合)
住宅共用部分工事費及び施設工事費の 2/5 (借上げの場合)
 - エ 整備の手順
公営住宅法の場合と同じ。
- ### 3 集団移転促進事業
- (1) 防災集団移転促進事業
災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適當でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。
 - ア 対象
住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入 (ローン利子相当額)、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の宅地等の買い取り、移転者の住居の移転費用等
 - イ 条件
住宅団地について、10 戸以上 (移転しようとする住居の数が 20 戸を超える場合には、その半数以上の戸数) の規模
 - (2) がけ地近接等危険住宅移転事業
がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に建っている住宅の移転を行う者に対して、住宅の撤去費や動産移転費、仮住居費、新築する住宅の建設費、土地の取得費、敷地造成に要する経費の一部を補助する。

第7章 中小企業復興計画

(事業部)

災害により被害を受けた商店街や中小企業・地場産業が迅速かつ円滑な復旧、復興を図ることは住民の生活確保の面からも極めて大切である。そのため、事業の復旧や復興に必要な資金の融資など、事業の安定を図るための各種の支援対策を講じる。

第1節 中小企業への支援

災害により、被害を受けた中小企業に対し、事業再建に向けて必要な資金の融資を行い、一日も早く、事業の安定化を図る。

災害時において、緊急に必要とする資金の融資等に関し、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。また、中小企業の被害状況に応じてその都度判断し、各種の対策を講じる。

1 小規模事業者経営改善資金

商工会の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資する制度

(1) 対象

常時雇用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主で、商工会の経営指導を受けているなどの要件を満たしている者

(2) 概要

ア 貸付限度額 2000万円
イ 貸付金利 1.21%（令和元年11月1日現在）

2 生活衛生改善貸付

京都府生活営業指導センターの実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う。

(1) 対象

常時雇用する従業員が5人以下（宿泊・娯楽業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主で、京都府生活営業指導センターの経営指導を受けているなどの要件を満たしている者

(2) 概要

ア 貸付限度額 2000万円
イ 貸付金利 1.11%（令和元年11月1日現在）

3 災害復旧貸付

災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が事業復旧のために運転資金及び設備資金を融資する。

(1) 対象

中小企業・小規模事業者等

(2) 概要

ア 貸付限度額 1億5000万円
イ 償還期間 15年以内（うち2年以内の据置可能）

4 高度化事業（災害復旧貸付）

大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、京都府と中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部を貸し付ける。

(1) 対象

共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備等の復旧を行う事業協同組合等

(2) 概要

ア 貸付割合 90%以内
イ 償還期間 20年以内（うち3年以内の据置可能）

- ウ 貸付利率 無利子
- 5 セーフティネット保証4号
 自然災害等の突発的理由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で行う保証
- (1) 対象
 下記ア、イの両方に該当する事業者（間接的な被害含む）
- ア 指定地域に1年以上継続して事業実施
- イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けたあと、原則として最近1ヶ月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (2) 概要
- ア 融資額の全額保証
- イ 無担保8000万円、最大で2億8000万円まで。
- 6 災害関係保証
 災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の補償額限度額とは別枠で行う保証
- (1) 対象
 災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者
- (2) 概要
- ア 融資額の全額保証
- イ 無担保で8000万円、最大で2億8000万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠
- 7 職場適応訓練費の支給
 職場適応訓練を実施する事業主に訓練費を、訓練生には訓練手当を支給
- (1) 対象
 激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた者等で、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を下記事項に該当した事業主よって行われる際の支給
- ア 職場適応訓練を行う設備があること
- イ 指導員として適当な従業員がいること
- ウ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること
- エ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること
- オ 職場適応訓練終了後、引き続き職場適応訓練を受けたものを雇用する見込みがあること
- (2) 概要
- ア 訓練費 職場適応訓練生1人に当たり24000円/月（重度の障害者25000円/月） 短期の場合、960円/日（重度の障害者1000円/日）
- イ 訓練期間 6ヶ月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練は1年）以内 短期の場合2週間（重度の障害者に係る訓練は4週間）以内

第2節 農林産業への支援

地域の生活の安定、地域の活性化の面からも、地場産業特に農林業の再建が大きな牽引力となる。災害からの痛手を軽減し、事業の再建・再興を図るため、必要な資金の融資等について、国、府及び株式会社日本政策金融公庫に要請する。

- 1 農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。
- 2 農林漁業施設資金：災害により被害を受けた農林漁業施設の復旧のための資金を融資する。

- 3 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資する。
- 4 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資する。

第 8 章 風評被害対策

(事業部)

町は、府及び経済団体等の関係機関と連携しては、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内産農産物の販売促進により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する。

第9章 文教復旧計画

(教育部)

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

1 学校の施設の復旧対策

被災した文教施設・設備については、可能な限りすみやかに現地調査を実施し、災害復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。災害復旧計画の策定に当たっては、耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

また、府に対して必要に応じ、計画策定に関しての指導援助、技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

2 教育活動の再開

- (1) 被災地域の学校においては、被災後、行っていた教育に関する応急措置から可能な限り早期に通常の教育活動を再開できるよう努める。
- (2) 学校が避難所となった場合においては、府等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況を十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。
- (3) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

ア 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金の交付に関すること。

イ 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費負担金及び交付金の交付に関すること。

ウ 災害を受け、就学困難になった学生・生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること。

エ 大学等授業料減免措置に関すること。

オ 国の教育ローンに関すること。

カ 緊急採用奨学金に関すること。

(4) 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

第 10 章 文化財等の復旧計画

(教育部)

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定めて実施する。

第 11 章 激甚災害の指定に関する計画

1 激甚災害に関する調査

町域に大規模な災害が発生した場合、町として迅速かつ適切な応急復旧を図り、被災者に対し支援措置を施すため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）に基づく助成援助を受けることが必要である。

「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受けるため、すみやかに以下の措置を行う。

(1) 町の被害状況

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を調査し府知事に報告する。

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出しなければならない。

(2) 調査の協力

府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査について協力する。

(3) 調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の受けられるよう措置する。

2 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業

(2) 公共土木施設災害関連事業

(3) 公立学校施設災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

(7) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業

(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

(9) 障害者自立支援施設等災害復旧事業

(10) 感染症指定医療機関災害復旧事業

(11) 伝染症予防事業

(12) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）

(13) 湛水排除事業

(14) 婦人保護施設災害復旧事業

3 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

4 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(2) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

5 その他の特別の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第 12 章 水道復旧計画

(上下水道部)

- 1 水道事業者等は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。
- 2 被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」による。

第13章 災害復興対策計画

大規模な災害からの被災地の復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組み、国府が支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図る。

第1節 復興対策本部の設置

復旧・復興対策を実施するに当たり特別の必要がある場合、復興対策本部を設置し、復興方針の決定及び復興計画の策定等のための復興協議会を設置する。

第2節 基本方向の決定

- 1 地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定める。
- 2 復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

第3節 復興方針の策定

- 1 復興方針の策定
著しく異常かつ激甚な非常災害であつて国により緊急災害対策本部が設置された場合、町は、町域の被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、復興方針を定め、遅滞なく公表するとともに、府に報告する。
また、復興方針の策定後も、復興計画を始めとする取組等を踏まえて、適時変更等を検討する。
- 2 復興方針の内容
基本方針には、次に掲げる事項を定める。
 - ア 大規模災害からの復興の目標に関する事項
 - イ 大規模災害からの復興のために町が実施すべき施策に関する方針
 - ウ 町における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - エ その他大規模災害からの復興に関し必要な事項

第4節 復興計画の作成

町が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、必要に応じて府と、共同して定める。

なお、地域の実情を勘案して町が必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために府が必要な都市計画の決定等を行う。

復興計画の作成について、次の事項を定める。

- ア 国の復興基本方針及び府の復興方針に即すること
- イ 府と共同して作成することができること
- ウ 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じること
- エ 復興協議会を組織できること

第5節 復興に向けた体制整備

町は、復興方針の的確な策定及び遂行のための体制整備を行う。

その際、都市計画の決定又は変更の代行、災害復旧事業等に係る工事の代行及び職員の派遣等、必要に応じて府に支援を要請する。

精華町地域防災計画

風水害対策編

令和6年3月

精華町総務部危機管理室

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地

電話 : (0774)95-1928

FAX : (0774)93-2233

E-mail : kiki@town.seika.lg.jp
